

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 九 号

平成十三年六月十三日(水曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君

理事 木村 太郎君 理事 岸本 光造君

理事 滝 実君 理事 二田 孝治君

理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 白保 台一君 理事 一川 保夫君

相沢 英之君 岩倉 博文君

岩崎 忠夫君 岩永 峯一君

金田 英行君 上川 陽子君

北村 誠吾君 後藤田正純君

坂本 剛二君 七条 明君

菅 義偉君 園田 博之君

高木 毅君 西川 京子君

浜田 靖一君 林 幹雄君

菱田 嘉明君 吉田六左門君

古賀 一成君 後藤 茂之君

佐藤謙一郎君 城島 正光君

津川 祥吾君 筒井 信隆君

永田 寿康君 橋崎 欣弥君

松野 頼久君 江田 康幸君

東 順治君 黄川田 徹君

高橋 嘉信君 春名 眞章君

松本 善明君 菅野 哲雄君

重野 安正君 山口わか子君

金子 恭之君 藤波 孝生君

農林水産大臣 武部 勤君

農林水産副大臣 遠藤 武彦君

農林水産大臣政務官 岩永 峯一君

政府参考人 (内閣府経済社会総合研究 小田 克起君

所国民経済計算部長) 香山 充弘君

政府参考人 (総務省自治財政局長)

政府参考人 (財務省主計局次長) 津田 廣喜君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 田中杜一郎君

官) 堀込 征雄君

政府参考人 (厚生労働省老健局長) 堤 修三君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 小林 芳雄君

政府参考人 (林野庁長官) 中須 勇雄君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネ 沖 茂君

ルギー・新エネルギー部 三沢 真君

政府参考人 (国土交通省住宅局長) 浜中 裕徳君

政府参考人 (環境省地球環境局長) 和田 一郎君

農林水産委員会専門員

委員の異動 六月十三日

辞任 上川 陽子君 補欠選任 林 幹雄君

北村 誠吾君 菅 義偉君

西川 京子君 坂本 剛二君

永田 寿康君 松野 頼久君

江田 康幸君 東 順治君

高橋 嘉信君 黄川田 徹君

中林よし子君 春名 眞章君

菅野 哲雄君 重野 安正君

同日 補欠選任

辞任 坂本 剛二君 西川 京子君

菅 義偉君 北村 誠吾君

林 幹雄君 上川 陽子君

松野 頼久君 永田 寿康君

東 順治君 江田 康幸君

六月十三日 黄川田 徹君 高橋 嘉信君

春名 眞章君 中林よし子君

重野 安正君 菅野 哲雄君

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

農林中央金庫法案(内閣提出第八五号)(参議院 閣提出第八四号)(参議院送付)

務省主計局次長津田廣喜君、文部科学省大臣官房 審議官田中杜一郎君、厚生労働省老健局長堤修三 君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネル ギー部長沖茂君、国土交通省住宅局長三沢真君及 び環境省地球環境局長浜中裕徳君の出席を求め、 説明を聴取したと存じますが、御異議あり ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀込委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○堀込委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。西川京子君。

○西川(京)委員 おはようございます。自民党の 西川でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上 げます。

今回、この林野三法にうたわれております基本 的理念について、さまざまな質疑、あるいはきのうは参考人四人の方に来ていただいているいろな 論議が交わされましたけれども、私は、基本的な 二つの理念、森林の有する多面的機能の持続的発 揮と林業の健全な発展、このことについてもう一 回改めて質問させていただきたいと思ひます。

まず、多面的機能の持続的発揮という点から、 治山治水の機能に關しての質問がやや少なかつた ように思ひますので、そのことについてちょっと お伺ひしたいと思ひております。

今、大変日本の山が荒れておりますが、あちこ ちで、ちょっとした台風その他で、特に私の住ん でいる九州地方ではがけが崩れたり、大変荒れて おります。その中で、森林の持つ治山治水という 面からの貢献度というんでしょうか、そういうもの について、緑のダムというような話も出ており ますが、森林が、すべて治水をそれで賄うという のはちょっと無理な理論だと思ひますが、大きな

役割を果たしていることは事実ですので、そのあたりについての大臣の御所見をまず伺いさせていただきます。

○武部国務大臣 西川先生御指摘のように、山と海は命のあると、私もそのように理解をして、森林は、木材の生産のみならず、山崩れなどの山地災害の防止や水源涵養、地球温暖化の防止、自然環境の保全等の多面的機能ということについては近年国民の間にもかなり期待が高まっている、このように思いまして、戦後造林されまして人工林を中心として計画的かつ着実な森林整備が重要だ、かように存じます。

先日も、経済財政諮問会議における例の竹太の方針の中にも、私も、ヒューマンセキユリティーということの重要性、国の役割を明記すべきだ、その中で防災あるいは水資源の涵養、食料の確保、こういったヒューマンセキユリティーということをしつかり国の基本政策として明記すべきだということを主張いたしまして、それが盛り込まれた、かように思いまして、今後さらにそういう姿勢でしつかり進めてまいりたい、かように考えております。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

実は今回、この問題に関してちよつと林野庁のインターネットにアタックしてみました。その中で、森林の公益的機能の評価額などについてのさまざまな観点からの試算をいたしまして、もちろん酸化炭素の吸収率とかそういうことも含めて、総額で七十五兆円という額が出ておりました。これは、ある意味ではちよつと数字の遊びかなという気は正直いたしますが、一般の都会の人たちに森林機能の重要性を改めて理解していただくためには、こういう具体的な数字を挙げて広報、PRするというのは大変なことだと思っております。

そういう意味で、林野庁の方でも努力を今後も大いに続けていただきたいと思うのですが、一つちよつと具体的なことをお聞きしたいと思ひます。

実は、いわゆる治水ダムにしても何にしても、ダムがつくれますと当然そこに土砂が流れ込みまして、毎年土砂が堆積していくという問題があります。その中で、荒廃地の森林が、きちんと整備されている森林の場合と、いろいろな台風や災害で崩れたり、あるいは皆伐されてしまった、そのままだが植えられていないとか、そういう状況の中での土砂量の堆積していくスピードが違うというふうな、具体的なそういう調査というのは林野庁の方ではおやりになったことはおありなんでしょうか、長官。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、森林は、森林土壌の中に雨水を貯留する、水が徐々に流れ出るようにする、そういう機能を持っていると同時に、雨が降った場合に、植生とか落ち葉が林地を覆っている、このことによって河川等への土砂の流出を抑制する、いわゆる水上保全と申しておりますが、そういう機能を持っているわけでありまして、これをなかなか数値的にどうということとは、個別のデータということではないわけでありまして、私どもの承知している限りでは、例えば森林の浸透能ということでは、裸地は林地の三〇％程度の浸透能しか持たない、水の中に貯留するということか、そういう能力に差があるということであるとか、あるいは落葉量と土壌の侵食量というところでいいますと、具体的な広葉樹とか針葉樹、各樹種ごとに、裸地とそういうもので覆われた土地について、降雨の強度によって流れ出る侵食量に大きな差があるという個別データもございます。

個別の一人の学者のあれでございますが、荒廃地では一ヘクタール当たり年間三百七トンの土砂が流出するというのに対して、良好な森林はわずかに二トンというところで荒廃地の百五十分の一の土砂しか流出をしない、こういうようなデータもあるわけでございます、私ども、やはりダム等の上流の水源地における森林の整備ということが大変重要である、こういうふうに存じております。

す。(発言する者あり)

○西川(京)委員 ありがとうございます。こういう具体的な数字は、ある意味ではいろいろな条件があつてかなり精査するのは難しいということがあると思います。国土交通省の方にもちよつとお聞きしてみたいんですが、傾斜とかさまざまな条件で、きちんと具体的な数字を出すのはかなり難しい、こういうお話もありましたが、やはりこれからは、こういう合理的な、一つの根拠というんですか、そういうものも示しながら、森林の役割というのを大いにアピールしていったほうがいいと思います。

今、広葉樹を植えるというお話も聞きましたけれども、続きまして、今実際の林業の置かれてある厳しい中で、本間に日本の山が荒れております。その中で、特に皆伐した後植えていない山、あるいは間伐が全くできていない山というのが本間に目につきます。

実を申しますと、私の意見では、人工林でも間伐が本間にきちんと行き届いている山というのは、実は自然の植生にすく近くて、広葉樹とかみんな、雑木、下草、本間にきれいに生えております。光が入る山というのは、ほとんど自然に近い状態で山があるんですね。ですから、人工林パッシングというのにはちよつと当たらないし、また、やみくもに広葉樹を植えればよいということでもないと思っております。人工林でも、きちんと整備された人工林というのは自然の林に近いという認識をぜひ持っていただきたいな、そんな思いを持っております。

そのためには、ぜひそういういい形の森林をつくっていかねばいけないわけですが、もう御承知のとおり、木材価格の非常な低迷と人件費の高騰その他で大変林業の周りの環境が厳しくなっております。

きのうも小国町の町長さんの持つていらした資料を拝見しますと、素材の価格が昭和五十四年のときに立米当たり三万九千二百三十円、そして平成十年が一万五千八百円、これは私に言わせるとちよつと高いかなというぐらいの認識ですけれども、それに比べて人件費の方はおよそ二倍近くになっていますね。少なくともそこに約四倍の差ができてしまつて、もうこれは完全に業として成り立たないという状況があります。

もう、それに比べて人件費の方はおよそ二倍近くになっていますね。少なくともそこに約四倍の差ができてしまつて、もうこれは完全に業として成り立たないという状況があります。

そういう厳しい中で、個人の力に間伐整備、山の整備というのをさせるというのはもう本間に厳しいことで、ぜひここで、林野庁、国がこういうことに関してもっと本間に積極的に補助事業をしていかなければいけないと思ひますが、今行われている効果的な事業、よかつたら具体的に教えていただきたいと思ひます。

○中須政府参考人 これまでの御審議の中でも多く御指摘をされておりますように、森林というのが果たすべき機能、多様な機能を果たしている、多面的な機能を果たさなければならぬということが認識されながら、他方、採算性の悪化によりまして林業生産活動が著しく停滞をしている、これを何とかしないと森林の持つている多面的な機能の発揮ということ自体が危うくなるのではないかと、そこにやはり今林政改革を進めなければならぬ我々の一番の眼目、ポイントがあるというふうには思っております。

そういう点では、既に我々いろいろな手を打つべく努力をしているわけでありまして、一つは、御指摘のありました間伐ということでございますが、全般的に、戦後、人工林というのが大幅に拡大をされましたが、間伐が非常におくれているという状況にあります。これを全国で、各都道府県を通じて調査をいたしまして、ここ五年間で百五十万ヘクタールを対象にして緊急に間伐を実施しなければならぬ、こういうことから、平成十二年度から、緊急間伐五カ年対策ということで補助事業を実施している、こういうことでございます。初年度で三十万ヘクタールの間伐を実施として実施し得たということでございまして、引き続き、現在二年度目ということで取り組んでおります。

それからさらに、そういうものとのつながりを持つていられるわけですが、公益的機能をより

・層發揮するという観点からは、長期育成循環施設業というふうには申しておりますが、一斉に皆伐をしてしまふのではなく、抜き切りを繰り返しながら複層林というものに誘導していく、そういう意味での長期育成循環施設の導入ということを通じて、実際に最長九十年生の木材の事実上の主伐まで助成対象にしていく、こういうようなことに取り組んでいるわけでございます。

ただ、もちろんすべての場所、そういうことで間伐を含めて対応が可能かという点、必ずしもそうではありません。そういう意味においては、公益的な機能の發揮が特に求められる、しかし、実際、森林所有者による林業生産活動のみではそれはもうほとんど不可能に近い、そういう場所については、治山事業とか、あるいは各種公団、公社の事業というものを通じて、いわゆる公的関与による森林整備、こういうものも併用いたしまして森林の適正な整備ということが図られるように努めていかなければならない、こういうふうな考えております。

○西川(三)委員 森林の公益的機能ということでは、日本全国同じようによく育つていかなければならないわけで、余りポイントをするというのがある意味ではちょっとどうかという気も正直いたしますが、有効に、効果的にするという点では、やはり意欲のある林業経営家というものを選んでやるということも一つの方法かなとは思っております。

そして、続きましては、国内でそういうふうにいわれる官民相まった努力、当然なんでございますけれども、まず現実の今を見据えまして、もうとにかく洪水のように外材が入ってくる、八割という、このことをやはり視野に入れた林業政策というのをしないことには、現実に対症療法をびしっとした上で根本治療をするということがやはり大事だと思っております。

今回のこの林業基本法においても、二十六条で、ちょっと読ませていただきますが、「国は、林産物につき、森林の有する多面的機能の持続的

な發揮に配慮しつつ適正な輸入を確保するための国際的な連携に努めるとともに、林産物の輸入によつてこれと競争関係にある林産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。」ある意味では将来セーフガードを念頭に入れた一項を入れているように思いますが、このセーフガードの発令について、大臣の御所見をお願いいたします。

○武部国務大臣 木材の輸入問題ということは、まさに昨今、外国における盗伐された木材の輸入など、G8でもいろいろ問題提起されておりますけれども、次期WTO交渉において我々はさらに問題提起をしていくべきだ、かように考えておりますし、ただいまセーフガード発令に関連してお話がございましたが、WTO交渉においては、公平かつ公正な貿易ルールの確立ということに向けて、地球規模の環境問題、資源の持続的利用、また、輸出入国間の権利義務のバランスといったような観点を踏まえて枠組みを確保しつつ交渉を行っていく、こういう必要性を考えております。

また、この一環として、違法伐採された木材の輸出入についても、ただいま申し上げましたように、貿易ルールの重要性に心がみまして、これを抑制するという点についても、私どももその制限の可能性について検討してまいりたい、かように思います。

なお、セーフガードの検討に必要な情報を常時収集していくモニタリング体制を整備したところでありまして、木材及び合板についてもその対象としていくところでありますので、いずれにしても、セーフガード問題についてはWTO関連協定等に從つて適切に対応してまいりたいというのが私の考えでございます。

○西川(京)委員 ありがとうございます。

さらに続けて、価格破壊がもう壊滅的な状況下では、やはりこの輸入制限は認められてしかるべきだと思っております。そして、この基本法の中

でも、森林を適正に管理するのは所有者の責務であるという項目も入りましたが、こういうふうな記す以上は、急激な木材価格暴落時にはその歯どめ策を講じるのが国の責務であると私は申し上げたいと思います。

そういう意味で、さらにもう一回重ねて、副大臣もこのセーフガードについての御所見をよかつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○遠藤(武)副大臣 せっかくの御指名でございますが、大臣が御答弁なさつたことと重複するかもしれませんが、大臣が御答弁なさつたことと重複するかもしれませんが、私見を述べさせていただきます。日本というのは貿易で立国している国でございます。したがって、ある一分野でトラブルが起きますと、すぐに別の分野でトラブルに波及していくという非常に危うい経済の上に立っていると思ひます。

したがって、セーフガードについては、発動するならば発動するで、綿密なる調査とそして不均衡の決意で臨まなきゃならぬ、このように思ひておりますし、先生おっしゃられたまさしく価格破壊というのは、むしろ日本の木材産業そのものを破壊していくものではないか、このように認識しております。調査の結果を待ちたい、このように思ひておられるところでございます。

○西川(京)委員 済みません、いきなりで本當に申しわけありません。ありがとうございます。

もう一つは、セーフガードというのはいさなり長期の調査も要しますし、木材の場合はもうかなり昔からずっと高い水準で輸入されているといういろいろな困難な問題があつて、このセーフガード発令にはかなりの決心と努力が必要と思ひますが、もう一つの、この輸入制限の大きな意味では有効な方策として、不法伐採の問題があると思ひます。

今、日本の丸太の輸入先をちょっと見てみましたが、ロシア、マレーシア、インドネシア、ニュージーランド、このあたりが丸太の輸入先の主なところですが、この中で、インドネシアあたりでは本當に不法伐採が、イギリスとインド

ネシア政府の共同の調査によりまして、五〇%が違法伐採だという見解も出ております。

インドネシアは、政府としても丸太の輸出禁止措置を検討し始めたということも伺つておりますが、ぜひ日本も、今この不法伐採というのは、ある意味で、本當に熱帯雨林が固まつて日本の九州ぐらいの面積がなくなつていく、そして、自然の生物のすみかがどんどん奪われていくという大きな問題を抱えていますし、特に、ロシアの方では、タイガ樹林を伐採して永久凍土が流れ出して、本當に自然の温暖化その他環境に大きな影響が出てきています。

そういう大きな問題を抱えておりますので、これは一林業の問題ではないというところから、外交分野でセーフガード、あるいは不法伐採の問題、もつとも日本は大きくアタックしていく必要があると思ひます。

特に、今、COP3の京都議定書で日本の削減六%の中で三%を認めてもいいというような譲歩案も出ておりますので、今まさにチャンスだと思ひます。それだけ日本の森林が価値があるんだから、この森林を壊すような今の貿易体制というのはいさなりおかしいんじゃないかと。工業製品も含めた、自然を相手の、環境を含めた農林水産分野に同じような基準で考えるのはおかしいと思ひます。そういう意味で、ぜひ外務省とも連携をとつた大きなアタックをよろしく願ひたいと思ひます。

考えますと、今のストップする考えというのは、ある意味では消極的な一つの療法で、結局、日本の国内の林産業が企業努力をしないんじゃないかと言われるとそれまでのようなところもありますので、翻つて、やはり林業の本當に體質改善というのは図つていかなければいけないわけですね。

その中で、輸出入の国を見てみますと、ドイツあるいはアメリカその他ヨーロッパ諸国は非常に輸出もしているけれども輸入もしている。その両

方、双方方向なわけですね。その中で、一方的に輸入だけしている先進国というのは日本だけなわけですね。ですから、ぜひ、そういう状況を考える、日本の国内の林業のもっと体質強化というのはやはり考えなければいけないと思います。

その中で、ラベリングという問題が、効果的な、これからの頑張る一つの突破口ではないかななどと私は思っているんですが、今国際的に、非常に一定の基準、規格を満たした森林経営が行われている森林または組織に対して認証するという制度があります。

FSC、森林管理協議会あるいはISO、国際標準化機構、こういうところでそういう非常に循環的な経営ができる環境のいいところの組織、あるいはそこから出てきた木材に認証を与えて、それが少なくとも、今環境意識がみんな国を挙げて出てきた中で、そういう木材を使うことが即自分たちも環境に寄与しているんですよという一つの意思があるわけですね。

そういう感覚で、日本もぜひこの問題についてもうちょっと積極的に考えていた方がいいなと思います。今国内でも一林業家あるいは森林組合、構原でしょうか、そういう認証を受けているんですが、ぜひ、国の中でも独自の認証制度を考えて、特に、農林水産で原産国表示という問題もありましたので、国民がどういう木材を使っている、安心して建物を作るといって認識も大きな林業に対する応援にもなると思っていますので、この問題に関して所見を聞かせていただけたらと思います。

○中須政府参考人 ただいま御指摘のごいしました森林認証あるいはラベリングというのは、いわば森林経営というのが持続的に森林の持つ多様な機能というものを生かしながら行われている、そういう経営というのを認証して、そこから生産された木材というものが流通しやすい仕組みをつくっていく、そういう形で支援をしていくという考え方があり、思います。

ただいま御指摘のとおり、基本的には民間サイ

ドの取り組みということで、今、大きく言えばWWF等を中心として設立されたFSCという形の森林認証、それからもう一つは国際標準化機構、いわゆるISOが定めた14000シリーズ、その二つでそういった認証等が国際的には一定の力を持つていくか、かなりの取り組みが見られるという状況であります。

我が国におきましては、FSCについては、今お話にございましたように、森林組合を含めて二林業者というものが現に認証を受けているということでありまして、ISOについては、住友林業が14000シリーズについて初めて認証を受けた、こういう状況だということに聞いております。

ただ問題は、こういったものが定着をしていく、大変それ自体望ましいわけですが、これには、もちろん他方で森林の認証を受ける、あるいはラベリングに伴う大変厳しい規制がかかるわけがございます。コストの増嵩という問題があります。したがって、環境面を考慮した製品を積極的に購入することがいいことなんだという消費者の強い支持という期待とか、消費者意識の高まりと並行して進まないとなかなかくはくなものになってしまふ、こういうことだろうと思います。

そういう点で、私も、こういった制度について、国内での普及を図っていくことと同時に、我が国の森林経営は一人一人という意味では大変零細な経営が多いわけでありまして、そういう経営にとつてこういう国際的な認証を直ちに受けるということにいろいろ制約があるのも事実でございます。この辺に、もっと調査検討を行った上で普及しやすい仕組み、やり方というのがないかどうか、そういうことを政府としても、基本的には民間が取り組むことではあります。そういう普及の方法等を含めまして政府としても調査検討を行っていききたい、こんなふうに考えております。

○西川(京委員) ありがとうございます。

私も、これをみんな、どこのあれにも求めるというのはかなり難しい話でありまして、一つのPRの大きなモデルケースとしてぜひ進めていただきたい、そんな思いを持っておりまして。

一方では、本間に間伐材の利用なり国産材の利用というものが、もちろん小さな林家にとつてもある面で一番効果的なわけですが、特に公共施設への国産材利用というのが、国の考え次第でほとんどできる話でありますので、ぜひこれももっともつとやっていたいただきたいと思うんです。

特に、学校施設の木材化というのは、このごろ文部科学省の方でも二分の一の補助その他をしていただけて、幾つか大分すてきな学校ができてきているようです。そのことに関連いたしまして、新しく学校をつくるというのは何十年かに一度のことでありまして、私は、特に改築、内装、机、廊下ですね、そういうものをぜひ国産材、合板でなく無垢材でしてほしい。

そういうものに関して今林野庁の方でも補助金を出していらっしゃるようなんですが、それがあくまでも、やはり文部省に、ある意味では余り手を出さないように、県レベルを通して補助金を出すというふうな、びしっと、きちっとタイアップしてというのはまだまだできていないように思います。

そういう意味で、私は、本間に教育効果ということも考えて、きれいな廊下、木の廊下の上を、みんながきれいな足で歩いてもらって、そしてぞうきんがけをみんなでするようになる、こういうことは、今の本間に心の問題が叫ばれている中で、文部省が本気で取り組むべき問題だと思うんです。

むしろ私は、林野庁が何となく遠慮しながらやることではなく、文部省がこの問題についてもっと積極的にPRして、一緒に一体となつてやっていた方がいい問題だ、そういうふうな思っております。文部省のお答えをいただきたいと思っております。

○田中政府参考人 学校におきます木材の使用に

ついでのお尋ねでございますけれども、木材は、感觸のやわらかさ、温かさ、高い吸湿性など、すぐれた性質を持っておりまして、快適な学習、生活環境を実現する上で大きな効果が期待できると考えているところでございます。また、学校は、地域のシンボルの存在でもございますことから、施設づくりに地場産業や地域の伝統技術を生かすということも意義のあることだと考えておるところでございます。

このため、文部科学省といたしましては、従来より、各都道府県委員会に対しまして、校舎の木材化や内装への木材の使用等、学校施設におきます木材の積極的な活用について通知し、その促進を図つてきておるところでございます。昭和五十九年度には内装等に木材を使用した場合について補助単価の加算を行いますとともに、その後、木造建物の補助単価の引き上げや補助基準面積の拡充などに努めてきておるところでございます。

また、机、いすなどの学校用家具につきましては、平成十一年に学校用家具の現状に関する調査研究報告書というものを作成、配付いたしておるところでございます。木製家具の持ちます温かさや肌ざわりのよさなどの特性を紹介いたしますとともに、教室用の机やいすに關しますJIS規格を改正いたしました。従来の使用材質に關します詳細な規定を廃止いたしまして、多様な木材を使用した木製家具の導入をしやすくいたしておるところでございます。木製の机やいすの普及に努めているところでございます。

今後とも、林野庁等関係省庁との連携を図りながら、学校施設等におきます木材の積極的な使用の促進を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西川(京委員) ありがとうございます。時間がなくなりましたので、私の感想を述べて、質問を終わらせていただきます。私の感想を述べたものの参考人の宮崎町長さんのおっしゃった言葉が、私、大変印象に残っております。林業を

めぐる各省を横断する総合的政策の実行がなかった、この一言に私は尽きようがない気がいたしました。今まで林業は農林水産関係者の間だけで議論がされてきた。それで、本場にこれが大きな大きな環境を含めた多面的な機能を有する大きな問題だということがやとこ何年かに認識された中で、これは各省横断で林業・森林再生プロジェクトチームみたいなものを本場はつくってほしいというの思いを持ってあります。

そして、日本人の昔からの自然観の中で、大きな木、あるいは鎮守の森などに象徴されますように、木材に対する思いというのは本場に日本人の感性の中の根本を占めるものだと思っております。そういう、きのうの宮崎町長さんの、光や風が自然に感じられるような健康な木造住宅を目指している、すばらしいなと思っていました。

鉄筋コンクリートの中で住むのではなく、状況的にはそういう状況でも仕方がないにしても、せめて内装でも、合板でない、自然の木を使った建物を少しでも多くつくって、日本人の木に対する自然の感性、このことをぜひ学校教育現場でも育てていただきたいし、私たち日本人もこの気持ちを大事にして、日本の森林を守っていききたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○堀込委員長 次に、筒井信隆君。

○筒井委員 最初に、条文のことについてお聞きしますが、二条の「多面的機能の発揮」という見出しの条文、この条文、ちよっとおかしな書き方ではないか、訂正をするべきではないかというふうに考えますので、お聞きをいたします。

この二条の見出しは、「多面的機能の発揮」ということになっております。しかし、条文の結論は、森林については「適正な整備及び保全が図られなければならない。」つまり、森林の整備及び保全を図る、こういう条文になっていて、多面的機能はそう図らなければならない理由づけとして書かれている。この条文はまずおかしいのじゃないですか。

○中須政府参考人 条文の構成及び見出しの書き方ということに関しては、ただいま御指摘のとおりでございます。

ただ、条文の見出しということにつきまして、私も必ずしも十分な専門家かどうかということとを別にいたしまして、いわゆる条文の内容、目的等を簡潔に表現する、それによって条文の内容の理解とか検索の便に供する、こういう観点でつけられるというふうに向つております。いわば、今のこの例のように、条文の目的、こういうことのためにこういうことをしるというときの、その目的を強調したいときにそれを見出しで表現をするという例も事実上多くの例の中にはあるわけでございます。今回の場合にはまさに、目標というのでしようか、目的というのでしようか、そこを強調したいという気持ちで、簡潔に見出しにおいてそのような書き方をしたということでございます。そして、そういうものとして御理解を賜りたいというふうに思います。

○筒井委員 全然答弁になっていないのだけれども、この二条は、森林の多面的機能を発揮する、こういう目的の条文でしよう。見出しも確かにそうなっているんですよ。だから、見出しが正しいんですよ。だけれども、条文の中身は、森林についての「適正な整備及び保全が図られなければならない。」という結論になっていて、森林の整備及び保全を図るための理由づけとして、森林の多面的な機能があることにかんがみとなつていふ。だから、二条の目的は、多面的機能の発揮でしよう。だけれども二条の結論はそうなっていないでしよう。条文は、そう聞いているんですよ。

○中須政府参考人 私の言い方が不十分なのかもしれないが、まさに先生がおっしゃったとおり、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮する、これがこの条文を書く大きなポイントであるということでありまして、

ただ、もちろん、多面的な機能というものを発揮するためにその整備、保全を図る、こういうことでありまして、そこは条文の書き方と見出しの

表現というもので一体として見て何ら違和感がない、まさにそういう書き方でこの条文の趣旨が十分に表現されているのではないかとこのように私は思っております。

○筒井委員 多面的機能を発揮する、こういう条文がこの二条にあつて、別に、そのために森林の整備及び保全を図る、こういう規定だったらそれはおかしくないのですよ。だけれども、ここでは、森林の整備及び保全を図るという条文になっている。

それでお聞きしますが、農業基本法ではこういう条文じゃないでしよう。農業における多面的な機能の発揮を図らなければならない、これがこれに相当する条文の構成になっていないですね。

○中須政府参考人 農業関係の基本法の規定ぶりについては御指摘のとおりでございます。

○筒井委員 それから、この森林・林業基本法の理念として、多面的機能の発揮とそれから林業の持続的かつ健全な発展というのが理念として書かれていて、第三条の方には、この二つ目の理念、林業の発展、これが書かれておりまして、こつちの方では、林業の「発展が図られなければならない。」まさに見出しと一致する条文になっているわけですね。そうですね。これは当たり前なので、一々答えていいですが。

だから、農業基本法においても、多面的機能の発揮を図らなければならない、こうなつていて、また、今問題のこの基本法でも、林業の発展を図らなければならない、まさに見出しであり、目的のその点が、その趣旨がそのまま条文に書かれているのですが、この二条だけ違うわけですね。

だから、これはほかに例があるのかは別にしまして、条文としては、目的と条文の構成が違うからちよっと恥かしい条文ですよ。私は、民主党がそうですが、基本的にはこの法律に賛成しようと思つているから、だから、こんな恥ずかしい条文にそのまま文句をつけないで賛成すればちよっと問題になるので、これは修正しませんか。

○中須政府参考人 ちよっと状況は違いますが、

例えば、食料・農業・農村基本法、この二十二条という条文がございます。

これをこらんだきますと、見出し自体は、「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」、こういう見出しがついております。書いてあることは、「国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他」云々なんとか「必要な施策を講ずるものとする。」

こういうことで、まさにこの条文などと同じような見出しの書き方をしているわけでありまして、その目的、そこがやはりここで強調したいことなのである、そのために一定のことをするという条文なんです、その見出しとしては、「農業経営の展開」という、「重要であることにかんがみ」の部分を引き見出しにしている例がある。

そういう意味においては、かかる規定の仕方というのには決しておかしい、前例のないものでもございませぬし、端的に条項の中身を表現するという意味においてはこれでいいのではないかと、先生の全体の条項と見出しの構成の御指摘はそのとおりであります、こういう例もあるということでは御理解を賜りたいということでございます。

○筒井委員 ほかに例があるかどうか、だから先ほど私はわからないけれども言つただけけれども、要するに、ここで目的にしているのは多面的機能の発揮を図るという点。しかし、条文の結論はそうじゃなくなつていふことは事実ですね。

○中須政府参考人 先ほど申しましたように、結論的には整備、保全を図るというのがこの条文の締め言葉になつていふ。そこは御指摘のとおりでございます。

○筒井委員 後はそれをまた検討していただきたいと思ひます。

それで、この多面的機能なんです、先ほど、農業基本法では農産物供給機能を除いた多面的機能という形で多面的機能の発揮を規定しております。

す。だけれども、こつちの森林・林業基本法の方は、林産物の供給を含めた形で多面的機能の発揮を強調しております。これは間違いとか何かという趣旨じゃないのですが、なぜ農業基本法と森林・林業基本法とで違う形になったのか、この点を説明いただきたいと思います。

○中須政府参考人 食料・農業・農村基本法におきましては、基本理念ということで第一に掲げたのが「食料の安定供給」、こういうことであります。食料を安定供給することが食料・農業・農村政策における基本的な理念であるということですが、それが特記されて、それに続いて「多面的機能の発揮」ということが、次のことか、その後の理念として掲げられるということから、食料の安定供給という部分については既に先に書かれているという意味において、その他の多面的機能というものの構成になっている。

それに対して、森林・林業基本法におきましては、森林の有する多面的機能というのを一番トップから書きおろしているわけでありまして、そのことによりまして、そもそも持っている木材の供給機能というのを多面的機能という中に含めて、さまざまな持っているその機能を持統的に発揮することが重要である、こういうふうな規定したという差でございます。

○簡井委員 今の説明はわかる、さっきの説明は全然わからなかったけれども。今の説明でいいと思うんですが、ただ、食料供給機能と農産物供給機能は必ずしもイコールじゃないですね、食料以外の農産物というのも一部あるわけだから。それに限っては、農業基本法の方では一切多面的機能の中に含まれていないという形になっていますね。

○中須政府参考人 ちょっと私、そういう今の問いにお答えするのに適切な立場かどうかわかりませんが、私個人的に感じることは、やはり基本理念というのは端的に本当に重要なエッセンスの部分を書く、こういうことでありまして、持っているさまざまな、あるいは農業にしても林

業にしても、さまざまな問題の中で一番のポイントになることを書く。

そういう意味におきまして、農業というものが、農産物の供給、それは食料だけではなく、御指摘のとおりだろうと思いますが、何はともせず食料を供給するところにおいて大変重要な意味を持っている、そこを強調するという意味においてこういう書き方がされているというふうな思いです。そういうふうな理解をして、私個人としては違和感なしに受けとめている次第でございます。

○簡井委員 違和感なしというのはいいんですが、ただ、私が聞いたのは、長官に聞くのはおかしいのかもしれないので。

食料供給機能をまず最初に農業基本法では出して、その後の農産物供給機能を除いたそれ以外の多面的機能の発揮を規定していますから、これは大臣に聞いた方がいいのかな。もし意見がありましたら、なければいいのですが、食料以外の農産物の供給に関しては農業基本法では多面的機能の中に一切含まれていないという結果になりますね。

○武部国務大臣 よく整理されたお答えができませんが。

多面的機能の発揮のために適切な森林整備等が行われなければならないという意味では、多面的機能の発揮というのが上位といいますか、次元の高い、いわゆる基本法にふさわしい目的、理念だ、こう理解いただきたいと思います。今食料の問題については、農業の多面的機能ということと農産物の供給機能というのは、これはある種同次元の目的、理念というものと考えるべきでないのかな、私はこのように理解しておりますが。

○簡井委員 ちょっと答えになっていないんだけれども、いいです、こは是した、そんなに大きな問題じゃないので。

それで、森林の多面的機能をちよつと正式に農林大臣の方に確認したいと思ひます。農林省の方

でも言つて一般的にも言われているのが七つあると思うんですが、森林の多面的機能、幾つあつて何と何なんだ、その点、ちよつとはっきり確認していただけないか。

○中須政府参考人 今回の基本法改正案におきましては、第二条に「(以下「森林の有する多面的機能」という。)」ということと例示として掲げておりますのは、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等」ということで、例示としてはこの六つが掲げられ、以下は「等」ということについて厳しい規定をしております。

これがまさにこういうものに例示されるような多面にわたる機能だ、こういうことで、「等」の中にはさまざまなことがあるわけでありまして、例えば生物多様性の保存、しかしそれは自然環境の保全に入るのではないかと、いろいろな御議論はあろうかと思いますが、こういったものとしてとらえているということとあります。

○簡井委員 それで法律に例示されているこれ以外にもあるのか、あるとすれば何なのか、それを一応確認してはしめたんですが、今言った生物の多様性、野生鳥獣の保護機能ということがもう一つ考えられるので、しかしそれは環境の保全の中に含めて考えることもできるかもしれないという答えですね。それ以外はちよつと考えられないですね。

○中須政府参考人 私も、範囲を限るという意味においてほかはどういうものがあるかということとで、具体的に今お示しをするという余裕はございません。

○簡井委員 それから、この基本法で二つの理念を規定している、多面的機能の発揮と林業の発展。もう一つ、山村の振興、これもやはり農業基本法と同じように理念として位置づけるべきではないかと思ひますが、それはそういうふうな形にすることにしたんですね、大臣。

○武部国務大臣 これまでの議論を踏まえて、山

村振興ということは非常に重要な考え方だ、かように思ひます。しかし、既に山村振興法に基づいて山村における道路整備、医療、福祉の向上を含めた総合的かつ計画的な山村地域の振興策を実施しているわけでありまして、あえて森林・林業基本法の題名や基本理念としては規定していなかったわけでありまして。

しかしながら、これまでの議論を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしており、またその活性化を図るということは森林・林業基本政策の重要な課題という認識をしております、このことにつきましては、各般の御指摘をいただいておりますので、このような審議の経過を踏まえて、山村振興対策を推進していくというふうな考え方と先般私は、考え方を固めつつある、こういう答弁を申し上げたのでありますが、立法府の合意ということ尊重してまいりたいと思ひます。

○簡井委員 山村振興を重要な理念として位置づける、だから三本柱になる、これは賛成なので、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

それと同時に、山村の振興を理念とするとすれば、農業基本法と同じように、農業基本法は食料・農業・農村基本法になっている。森林・林業・山村基本法と題名も変えてもいいのではないですか。この点はどうですか。

○中須政府参考人 この点については大臣から前回も含めてお答えを申し上げましたが、山村振興ということに関しては、山村振興法という別途の法体系がございます。その中では、もちろん各省それぞれ所管している施策というものを山村に対してどう総合的に講ずるかということが、この山村振興法の眼目であるわけでありまして。

例えば産業という面では、山村を支えている第一次産業というのは農業であり林業であり水産業であるということで、ちよつと言ひ方が妥当かどうかわかりませんが、山村は林業・林政というか森林の立場からのみ独占、独占と言ひ

おかしゅうございますが、のみ語られるべきではなく、もっと幅広い観点から語られるべきもの。

しかし、林業から見れば大切だということは、大臣からも再三お話ししているとお聞き、御指摘のとおりでありまして、そういう意味において、扱いが若干異なるべきではないか、そういう気持ちを持っていますということでありまして、題名に山村という言葉を入れて入れたことと、白体も、そういうような背景があるということと御理解を賜りたいと存じます。

○簡井委員 今言われた山村振興法、この存在は農業の場合とは違ふので、今の説明には一定の合理性、納得性があるかというふうに思います。

ただ、山村の振興というのを理念として位置づけられない段階だったから、それを理念として位置づけるということになれば、山村振興法もここに統合するとか、そういうものを考えてもよかつたのではないかというふうに思います。それは今回は当然時間的にも無理でしょうから、今後の課題として提起をしておきたいと存じます。

それで、ちょっと時間がかかりましたが、きょうの本題の本質系のバイオマス活用についてお聞きをしたいと思います。

私は、植物というのは石油以上にすぐれた資源だ。大抵、石油とか石炭というの、以前は地上にあつて、それが地下になつてあつたというふうになつた。石油とか石炭というのは死んだ資源なわけですね。これからお聞きしますが、生きている植物、森林、これらの方がもっといろいろな面ですぐれた資源なんです。しかし今は、石油こそ、地下にあるものこそ資源で、地上にある植物等は、資源どころか多くの場合極めて厄介なごみになつてしまつています。

私の子供の時代でさえ、田んぼのあぜ道の雑草だつて、家畜のえさになつたり、あるいは堆肥の原料になつたりして、それなりに活用されていた。しかし、今はそれが単なるごみ。間伐材もそうだし、間伐材は単なるごみとは言いませんが、これは場合によっては非常に厄介な処理のものになつています。それから木造建物の建築廃材、これも厄介なごみになつています。

こういう状況というのは、まさに植物が本来持っているその性質を全く活用していないことだ。これを活用することこそが、これを本場に資源として活用することになれば、山村は振興するし、農林業も振興するわけでございます。農林業の振興、農山村の振興のキーワードは、やはり生物資源、バイオマス資源、地上にある資源の活用だ。もう一つは、私は思つております。そういう観点からお聞きをしたいと思います。

平成十一年の七月に、森林・林業・木材産業基本政策検討会報告というのが出されたところでございまして、この中で、バイオマスエネルギー資源としての利用、有用な抽出成分の利用というのをこれから目指すべきだということが言われております。これに関して、公式の官の文書でこのバイオマスエネルギーの利用を目指すということが出されたのは、ずっと前、石油ショックのころはあつたと思うのですが、最近としてはこれが初めてなのかなという点の質問が一つ。それから、有用な抽出成分の利用というのは何を意味するのか。この二点についてお聞きをいたします。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、木材から有用な成分を抽出してそれを利用するという意味で触れられたというのは、過去にも、一定の化学物質等を抽出して、例えば医薬品の原料に使うとか、そういう意味で用いられた例、全部調べておりませんが、皆無ではないと思つております。

そういうことは十数年以上前からある程度の議論にはなつていたということでございますので、あるいは触れられたものはあるかもしれませんが、やはり一つのエネルギー源としてそういうものを使つていくというふうな形で触れられたのは初めてではないかと存じております。

○簡井委員 最近としてはこれが出発点だ。有用な抽出成分というのは、化学物質、例えばプラスチックとかあるいはアミノ酸とか、そういうものも入るのかな、そういうものを木質系のバイオマスから抽出していく、こういう方向がここ数年、林政審議会報告でこういう方向が指摘されております。木材のガス化、液化等によるバイオマスエネルギーとしての利用、木質プラスチック等の新素材としての利用。これは結局、今の説明から、先ほどの基本政策検討会の報告と同じ方向だと思つております。

それと同じことが平成十二年の十二月、農水省の林政改革大綱でもまさに同じ表現で出されました。木材のガス化、液化等によるバイオマスエネルギーとしての利用、木質プラスチック等の新素材としての利用。それは農水省が出した林政改革プログラムにも出されて、このプログラムでは、そういう推進方向に基づいて施策を着実に推進していく、こういう方向性が出されているわけです。

これは私は基本的にどこか全面的に賛成で、先ほど申し上げたように、山村振興のまさにキーワード、本命はこの方向だ。林産関係の廃棄物を含めて、それを資源として活用していく、まさに山村地域が資源地域になるわけですから、山村の振興に結びつくというふうな思ふわけで、これを進めてほしいと思つております。

こういう林政改革大綱までの流れが、今度のこの基本法では、「林産物の利用の促進」の二十五条の「林産物の新たな需要の開拓」の中に入るわけですか。その確認。

○中須政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○簡井委員 そうしますと、こういう木質系バイオマスの使い方としては、活用の方法としては、今までの林政改革大綱等をまとめてみますと、一つは、エタノール、メタノールをつくつてそれをガソリン代替の燃料として使うという方法が一つ出されてきている。それから二つ目としては、石油代替原料としてプラスチックとかいろいろな化学物質、これを製造するための原料として使う。

三つ目が、もう一つ考えられるのは、今までの林政改革大綱に直接は出ていませんが、このアルコールから、メチルにしてもエチルにしても、特にエタノールの方が多いでしょうが、水素を製造して水素から燃料電池をつくる。この三つの大きな柱が考えられると思つていますが、どうですか。

○中須政府参考人 当面の技術開発を含めた取り組みの方向としては、御指摘のようなことだろうと思つております。

ただ、私もよくわかりませんが、エタノールと水素に関しては、どちらが先なのか、エタノールをつくつてそれをさらに水素に持っていくのか、水素が途中でつくられてそれを液化させてエタノールをつくっていくのか、その辺の過程の話はあるようでございますが、基本的には御指摘のような形が想定される得る今の視野の範囲に含まれている、こういうふうな思つております。

○簡井委員 ちよどききょうの新聞で、マツダがアルコールからつくつた水素で燃料電池の試作車を発表したというのが出されておりました。マツダとかいろいろな自動車グループがアルコールから水素をつくる、それから、一部のほかの自動車メーカーはガソリンから水素をつくつて燃料電池にする、二つの方向性が今言われているようですが、これを何とか植物からつくつたアルコールから水素をつくるという方向にやはり持つていくべきだろうというふうな思つております。

そこでお聞きするんですが、そういうアルコールをガソリン代替燃料として使つた場合の、ガソリンと比べた場合の熱量とかオクタン価はどうなんでしょうか。

○中須政府参考人 いわゆる木質バイオマスによつて得られるメタノール、セルロースを分解してメタノールをつくり上げるという形で得られるメタノールにつきましては、総発生熱量がキログラム当たり五千四百キロカロリーというふうな承知しております。これは、ガソリンの場合には同じキログラム当たり一万一千二百キロカロリーでございますので、約半分ということになります。

それから、オクタン価につきましては、JIS規格によれば、レギュラーガソリンで八九以上、プレミアムガソリンで九六以上のオクタン価が要求されることですが、メタノールについてはオクタン価は一〇六というふうに私ども伺っております。

○簡井委員 そうすると、熱量は半分、半分というが六九%くらいじゃないですか。(中須政府参考人) はい、済みませんと呼ぶそうでしょう。そしてオクタン価はかつてガソリンよりいいという結果だと思ふんです。しかも、いいのは、ガソリンで車を走らせればもちろん二酸化炭素をいっばい排出するわけですが、アルコールで車を走らせた場合はせいぜいその一%程度ですね。二酸化炭素の排出は圧倒的に少ないですね。その点、どうですか。

○中須政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○簡井委員 それから、石油代替原料として使う、つまりいろいろな化学物質をつくる、例えばプラスチックをつくる。これは、現在植物からつくったプラスチックが一部発売されておりますが、コストが高いことは事実なんだけれども、生分解性プラスチックができて、土に捨てれば腐るし、燃やしてもダイオキシンを出さない。この点、だから、木質バイオマスと石油代替原料とした化学物質をつくるということは環境的にも非常にいいことは間違いないですね。

○中須政府参考人 これは、必ずしも木材に限らず、食用の農産物等も含めてそういう可能性、道を切り開くことは、廃棄物の処理の問題を含めまして大変有用な方法の一つだろう、こういうふうにしております。

○簡井委員 そうすると、結局、今地球温暖化問題が物すごい大きな問題になっておまして、京都議定書に関するアメリカの離脱とかいろいろな問題があるわけですが、この対策にも、大体、全部までいなくても、車をアルコールで走らせるようになれば、物すごい二酸化炭素の排出が少

くなるわけですね。

それに、山村や農村地域にたくさん豊富にある資源がまさに資源として活用されるわけですから、先ほど申し上げたように、農村、山村の振興の大きな切り札になる。まさに地球温暖化と農山村の振興の切り札として、木質系を含めたバイオマス資源の活用を考えていくべきではないでしょうか。これは、もし農林大臣、意見がありましたら。

○武部国務大臣 いろいろ、コストの面でありまして、か、そういう素材をどのように集めるかといったそういう物理的な問題とかあるかと思ひますけれども、私は、今先生御指摘のような農業の分野あるいは林業の分野における科学技術の開発については、相当力を入れて農林水産省らしい展開をしてみたい、かように思います。

○簡井委員 ぜひそうしてほしいんです。ただ、今までそうじゃないわけですよ。一応方向性は出ているけれども、予算のつき方も物すごい少ないし、これをもっと大々的に取り組んでいくべきだというふうにしていただきたいと思います。特に先進国と比べたら、めちゃくちゃにひどい状態だと言わざるを得ない。

そこでお聞きするんですが、EU、まずヨーロッパの取り組み。この前、鮫島議員の質問でスウェーデンの取り組みについては答えられたと思うんですが、EU全体の取り組みは今どうなっているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○中須政府参考人 EU全体としては、全エネルギーに占める、これは再生可能エネルギーということで、例えば風力とかそういうものも含めた考え方だろうと思ひますが、再生可能エネルギーの割合を一九九五年の六%から二〇二〇年に約一二%に倍増させる、そしてその増加の大部分というものをバイオマスエネルギー、これはつまり農作物とか農業廃棄物とか、木質系ということだろうと思ひます。これに対応する、そういう目標をEUとして立ててそれに取り組んでいる、そういう状況だというふうに承知しております。

○簡井委員 日本は、今のあれでいえば、現状は一%ですね。ちょっとその点だけ。

○中須政府参考人 それ以下でございます。

○簡井委員 まさに、バイオマスを中心としたこういう取り組みはEUの方が現在六倍以上、もうじき十二倍以上、二十倍くらいになっちゃうかもしれない。それだけ日本はおくれているという状況だろうというふうに思ひます。

アメリカの取り組み状況はどうでしょうか。

○中須政府参考人 米国におきましては、一九九九年にクリントン大統領のもとでの大統領令が発せられまして、バイオ製品・バイオエネルギーの開発と展望と題しておりますが、これによりまして、バイオマスエネルギーを支援する政策というもの、それぞれ個別にやっていたものを統合いたしまして効率的にバイオマス産業の発展を加速する、二〇一〇年までにバイオマス関連製品、バイオマスエネルギーの使用を三倍にするというところを目指す、そういう方針を打ち出して取り組んでいる、こういうふうにして承知しております。

○簡井委員 さらにその先の長期目標もあると思うので、それもちよつと説明してください。二〇五〇年までの、まあいいか。

二〇一〇年までに、エネルギーと化学品の製造においてバイオマス資源の利用量を三倍にする。このことによる経済的な効果が二百億ドルというふうに見込んでいます。農林業と過疎地にそれだけの経済効果をもたらす。しかも、一億トンの二酸化炭素の排出を削減する。車両でいうと七千万台の車両を削減したのと同じ効果を及ぼす。まさに、今林野庁長官が説明されたのは短期的な目標ですが、地球温暖化対策それから農山村振興対策、農林業の振興対策、これとして出されたわけですよ。

○中須政府参考人 そういうことだろうと承知しております。

○簡井委員 しかもそれは当面の目標であって、二〇五〇年までの間に、もつと長期目標があつて、全エネルギーと全化学品の二分の一をバイオ

マス資源でもって生産する、この方向性も大統領令として出している。そして、二〇一〇年度においてその研究費として二億ドルを超える予算をつけた。つまり、日本円でいうと二百億円を超えるわけですが、そういう事実は間違いないですね。

○中須政府参考人 申しわけありません。私、ただいまの開発に投ずる費用の額については詳細はまだ承知しておりません。

○簡井委員 いずれにしても、まさにアメリカでは、今長官言われたように、それまでの個別のものをみんな統合して、バイオマス資源の活用を国家戦略として取り組んでいる。農村地域、過疎地域、地球温暖化対策、これを重要なキーワードとして取り組んでいる。

これはやはり学ばなきゃと思うので、先ほどEUも何倍も進んでいるということ言われましたが、日本は、技術のいろいろなものも進んでいると言われながら、この分野に関してはもうめちゃくちゃにおくれている。

日本においてこの点の開発とか利用が進まない理由はどこにあるんですか。ちよつとその理由を説明してください。

○中須政府参考人 いろいろな要素があるのかと思ひます。ただ、御承知のとおり、我が国も、かつてはまきとか炭の利用というのが家庭の燃料の大部分を占めていた、ある意味ではバイオマスエネルギーにエネルギーのかなりの部分を依存していた時期があるわけでありまして、決して身近なものではなかったはずはありません。それが、急速に石油なり石炭というものに置きかわって、今ほとんどゼロに近いものになってしまった、こういう歴史を持っているわけでありまして。

ただ、やはりアメリカにしてもあるいはEUにしても、こういったバイオマスエネルギーというものを実際に実用化していくという段階では、やはり価格面での対策というものをどう考えていくのか、そして、技術開発というものをどうするかりと先行させてやっていくか、こういうことが不可欠であらうかと思ひます。

そういう意味では、我が国の取り組み、先生御指摘のとおり、おこなわれているということかもしれませんが、私ども、今回、基本法にそういう位置づけをしたということを含めまして、これから研究開発ということを含めて本格的に取り組んでいきたい、こういうふうにいるわけでございます。

○簡井委員 ぜひそうしてほしいと先ほどから何回も言っているんですが。

ただ、一度石油ショックのときに、通産省ですが、あのときは林野庁じゃないのかな、そういう石油代替エネルギーあるいは石油代替資源等の研究としてエタノールや何かに取り組んだようですが、その後、痛みが通り過ぎたらまた何かそれが下火になっちゃったというふうな経過のようございまして、しかし、これは単なる石油ショックとか何かだけの問題じゃなくて、地球全体の問題であるし、農山村地域全体の問題なので、もう本当に意識を変えて、金もつぎ込んで取り組んでほしいというふうにいるわけなんです。

政府がそういうふうにおこなっているから民間もおこなっているんですが、しかし、民間では結構取り組みが始まっている。例えば、固有名詞を言っているのかどうかはわかりませんが、トヨタも、植物から生分解性のプラスチックをつくって、そして、そのプラスチックを自動車部品とか家電製品に使う、このことを取り組み始めましたね、その確認。

それは生分解性プラスチックの方ですが、それからもう一つ、エタノールに関して、これはどうなんですか、日本食糧という会社が、バイオベンチャーというらしいですが、報道によれば、農林省の協力を得てと言われていますが、農業廃棄物等々からエタノールをつくる、このエタノールは、現在、まだあと五年間ぐらい日本はアルコールが専売制ですが、アルコールの国の買い取り価格より二分の一以下のコストでできるというふうな報道もされているようです。

つまり、民間はそういうふうな植物からのプラ

スチックの製造とかアルコールの製造とか、こういうのを具体的に既に始めているという状況だと思っておりますが、そういう民間の状況についてどうつかんでおられるか、ちょっと説明してくれませんか。

○中須政府参考人 まず、前段で御指摘のございましたトヨタ自動車が外国においてサツマイモを原料とした生分解性プラスチックの製造を行うという話は、新聞報道その他を通じて私どもも伺っております。

ただ、こういった試み自体は我が国においてもかねてからいろいろな分野で行われていることとございまして、例えば、平成七、八年ごろからでございますが、ホクレン農業協同組合連合会は、北海道でつくられるバレイシヨのでん粉を活用いたしまして、トレーとかどんぶりをつくって、これは野外等の活動に使った場合に、そのまま分解してしまおうという意味において、自然にも大変いいということと、芋でん粉の用途拡大ということとで、七、八年ごろそれを開発し、これは現在も販売が続いている、こういうような取り組みが民間において行われているわけでありまして、

それから、後段の方のお話につきましては、平成十三年度から農林水産省が進めております農業におけるバイオマスエネルギー実用化技術の開発、これは私どもの技術会議が音頭をとってこういうことをやっているわけでありまして、この総合的な研究の一つとして、その名前の出た会社がエタノールを、これは廃材も含めてであります

が、廃材だけに限らず、ほかのものも含めて、未利用のバイオマス資源の中から効率的にエタノールを生産する技術というのについてこの日本食糧が取り組むということと、農林水産省の研究開発の一環としてそれを取り上げて、これは実際には森林総合研究所がそこに委託をするという形で技術開発にこれから取り組む、こういう状況にあるというふうな現状を把握しております。

○簡井委員 そうしますと、林野庁を含めた農林省全体で、そして、しかも木質系のものを含めた

バイオマス資源の活用に関する予算というのは、後で中身については聞いていきますが、合計で幾らですか。

○中須政府参考人 申しわけございません。十三年度における総額ということでは必ずしも合計をしておりませんけれども、バイオマス資源の利用手法に関する調査とか、技術開発あるいは革新的技術開発促進、こういった技術開発促進関係で約一億五千万程度。

それから、林業構造改善事業なり建設発生木材有効利用促進対策というふうなことを言っておりますが、現にバイオマスを活用した各種の施設に対する助成ということと、これは大きな総合対策の中の内数ということと、実際に必要なものに助成をしていくということと、ここ数年の動きで見ると、年間十億ないしその程度で推移しているというふうな状況ではないかと承知しております。

以上でございます。

○簡井委員 先ほど指摘しましたように、アメリカは二〇〇〇年度で二百億円を超える研究費をこのバイオマス資源の活用に入れていることを決めている。今の話ですと、日本は十億、もう全然質が違いますが、きょう財務省の方にも来ていただいておりますが、こういう方向に關しての取り組み方を、予算のつけ方も根本的に変えるべきではないですか。財務省の方にお聞きします。

○津田政府参考人 お答えいたします。

おっしゃったように、バイオマス資源というのは循環型社会に適したエネルギー源でございますし、地球の温暖化を防止するという観点からもその定着を図っていくことは今後重要な課題であると思っております。

今林野庁長官からお話がありました予算のほかに、先ほど委員からもお話がありましたけれども、今でも経済産業省の方でやはりバイオマス関係の研究開発は数十億単位のもので続けております。

予算の今後のことでございしますが、何よりも大事なものは、担当する府省の取り組みをどう

するかということが一番だろうと思っております。そこで、いわば戦略的に優先順位をきっちりとつけていくということがまず大事だと思いますし、それから、環境施策全体の中で財政措置というものをどのように位置づけていくかということも大事なことでございまして、環境施策は別に財政措置だけではございませんから。

そういったものをどう位置づけていくかというこの二つが前提になると思っておりますが、その上で、私どももいたしましては、要求をきっちりと出していただければ、関係省庁と相談をいたしまして、今後ともバイオマス資源の利用推進に努力してまいりたいと思っております。

○簡井委員 確かに、おっしゃるとおり、各担当部局の問題なんです、これからさらに林野庁の方にお聞きします。

財務省にもう一つお聞きしたいのは、今もちょっと言われました旧通産省、経済産業省、ほかの省庁もバイオマス資源の活用に関して何かいろいろな取り組みをしているんですね、取り組みをやったりやめたり。例えば、バイオマス資源の活用に関しては、そんな縦割りのものをやめて全部統合しちゃったかどうかなんです。

○津田政府参考人 それぞれの役所、補助金が研究開発の場合は多いと思いますが、特色がいろいろあると思っておりますので、一つの役所に統合するかどうかというのはよく研究しなきゃいけないと思っております。

ただ、できるだけ研究開発というのは複数のところで競い合うというののも一ついいこととございまして、むしろ、それよりはバイオマスエネルギーの開発利用というののについての大きな戦略をどこかできっちりと立てて、その戦略のもとでいろいろな施策を展開していくということが一番大事ではないかと思っております。

○簡井委員 最後に、おっしゃったことが確かに大事なもので、先ほど林野庁長官も言われましたように、アメリカのクリントン大統領は、それまでの個別の政策を全部統合して、先ほど言った国家戦

略としてのバイオマス資源の活用、これを大統領令として打ち出した。こういう方向性が絶対必要だと思ふので、その点ちよつと、農林大臣、どうですか。

○武部国務大臣 政治主導ということがなぜ問われるかというのは、やはり、役所は縦割りといひますか、どちらかというとゼネラリストよりもスペシャリストというような立場にあるのではないかと思います。今後は、農林水産省でも幹部はゼネラリストという意識を持つてやつてもらわなくちゃいけないと思ひます。

そういう意味では、今先生御指摘の問題については小泉内閣では非常に重要視しておりますし、私個人的な考え方を申し上げれば、日本では、エネルギーで世界に貢献するというのはなかなか難しい、ましてや軍事面で世界に貢献するということは非常に不可能に近い、かように思ひます。

さうな意味では、食料の問題についても、あるいは森林・林業の分野においても、科学技術の開発に相当力を入れるということにより、なおかつ技術移転を円滑にやるといふようなことを含めれば、今地球上の人口が六十一億からやがて百億にならんとしているわけでありまして、食料の問題についても、栄養失調に苦しんでいる人々が八億人もいるわけですね。

ましてや、五百万ヘクタールの広大な面積、一分間に日比谷公園半分以上が砂漠化しているという現状を考えますと、私は、今世紀の問題は水の問題などが大きい問題になるな、森林の問題といふのは非常に重大な問題だ、さうな意味では、今、木質バイオマスの問題に限らず、農林水産業の分野における科学技術や試験研究といふものは、相当力を入れることによって唯一世界に貢献できる分野だ、こういう認識を持つております。

今財務省からもいろいろ答弁がありましたけれども、今後の農林水産業の行政の中で、とりわけ予算措置をどうしていくかということ、今後そういった戦略を立てていかなければなりません。そういう意味では、非常にこの分野は重要だ、この

ように思つております。しかも、これは農林水産省だけじゃありませんで、我々政治家サイドでは、他省庁にも働きかけて、一つの大きな戦略といふものを打ち立てていく、そういう必要があるんじゃないか。この分野について我々は非常に大きな関心を持つていてということを申し上げて、答弁にかえたいと思ひます。

○簡井委員 そういふ方向でぜひお願いしたいんです。もう一つ、財務省の方で前段で言われた、それぞれ性格が違ふとか、競い合つた方がいいという面、これは縦割り行政の言いわけであつて、全然中身は変わらないですよ。

先ほど言つた、石油ショックの後で、通産省だったと思ひますが、エチルアルコール製造プラントの実証研究をやつた。山口県の防府だったと思ふんですが、これだつて、結局、現在林野庁がやるうとしてゐるものよりちよつと金をかけたといふだけだ。中身はほとんど一緒。それも、さういふふうにはばらばらでそれぞれやつていますから、その研究成果が一体今どう使われているのかもう全然わからない状態になつてゐる。

同じバイオマス資源の活用という目的があるんですから、その中で各省庁が、その問題に関して統合して統一的にやはりやつていくべきだと思ふんですが、財務省、もう一回その点。

○武部国務大臣 それは、政治家の答弁すべきテーマだと思ひます。先ほど答弁ありましたが、農林水産省かどこか、今先生の御指摘によれば、それはじゃ経済産業省でやりますというふうな話になるかもしれない。やはり、それぞれの特徴ある競争的な技術開発ということが私は一番いいんじゃないかと思ひます。

その上で、政府が国家的な戦略といふものを立てて、さういったものをなしにやるといふのはどうかと思ひますよ、科学技術でありますとかあるいはエネルギーでありますとか循環型社会、さういった意味で、これはいろいろ切磋琢磨してやる

というのが基本だろうと思ひますが、その上に、やはり一つの戦略といふものを政府内部でしっかりと立てていかなきゃならぬということはお説のとおりだと思ひます。

○簡井委員 国家戦略として立てて、そのもとで統一的にやるといふ方向でぜひ進めていただきたいんですが、それは、例えば林野庁あるいは農林省の中でも一緒なので、どうも現在はやはり、いろいろ個別のなものがばらばらでいふべきではないんじゃないかという感じがするんです、農林省の中だけにおいても。

バイオマス資源の活用のためのプロジェクトとして今実際にやつてゐるのは、全部で幾つぐらいあるんですか、林野庁。

○中須政府参考人 先ほど申しましたように、各種の調査関係、御承知のとおり、木質系バイオマスといふことになると大変さが張る。こういうものをどう効率的に集め、そしてそこから新しい技術を開発して、例えばいかに燃焼効率をよくするか、あるいは物を抽出、液化とかガス化をする場合であれば、どういふ技術を使つて液化、ガス化を効率的に進めるか、さういふ部分それぞれ進めていかなければならないという点において、調査費等も幾つかの分野に分かれてゐる。

先ほど若干御説明いたしましたのが、私もが所管している調査費でも、三つとか四つの分野に分かれて、さういったものをそれぞれ課題を明示して開発ということに取り組んでゐる、さういふ状況でございます。

○簡井委員 七つぐらいあるようで、それも八百萬だとか五千七百萬だとかいろいろ個別なものになつてゐるようで、だから、もつと国家全体としても統合した戦略が必要ですが、林野庁あるいは農林省の中においてもさうしていただきたい。最後の質問なんです、その中で一番大きな予算をかけてゐる、といつても一億八千万ですが、農林業におけるバイオマスエネルギー実用化技術の開発、循環型アグリ・フードシステム確立プロジェクトの一部としてなされてゐるバイオマス資

源活用のためのプロジェクトがあるようですが、この具体的な中身、どういふものをやつてゐるか、最後にちよつと説明してください。

○中須政府参考人 バイオマスの前処理技術の開発といふことで、これは森林総研が担当しておりますが、木質系の廃棄物とか農業系廃棄物等の有機性の廃棄物を効率的に粉砕をしたり脱水をしたりする、その過程を研究するといふ部分。

それからもう一つは、エネルギー変換技術の開発といふことでありまして、微生物等を使ってエタノールへ転換をするとか、膜分離技術を活用してエネルギー抽出を行うとか、さういふ有効成分を抽出する際の技術の開発。

それから三つ目として、地域のバイオマスエネルギー生産システム構築のための実証研究といふふう言つておりますが、ある地域における各種の木質系の廃棄物等、それをトータルとして地域レベルでどういふふうなシステムとして一体的に利用できるか、さういふ全体像を構築する、これは環境影響評価を含めてであります、さういふ実証研究を行う、さういふ大きな三つから構成をされてゐるといふことでございます。

○簡井委員 さういふことじゃなくて、具体的に、長崎でメチルアルコール製造プラントをつくつてそこで実証研究をしてゐるのがその中の一つに入りますね。それから、新潟県の六日町の方で今度はエチルアルコール製造プラントをつくつてそこで実証研究をする、この二つも入るかどうかという点と、それ以外にも、今言つたプロジェクトの具体的な事業はあるのかどうか、どこまで進んでゐるのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○中須政府参考人 ただいま御指摘になりました二つは、いずれも入つております。それと、これはかなり広範にわたる、それぞれに課題を掲げてそれについて取り組むといふものを全体として戦略的にやつていこう、さういふ開発でございまして、ちよつと私も全体像を簡潔に御説明するだけの能力、今ございせんが、そ

のほか、非常に多方面、多分野にわたって、それぞれ各項目ごとに、大学の研究室、あるいは私どもの関連する研究施設、あるいはその他の、先ほど出ました例えば日本食糧が担当する部分、そういうものが組み合わさって全体として構成されている、こういうことでございます。

○簡井委員 ぜひこれは、先ほど言ったように山村振興、林業振興あるいは地球温暖化のキーワードですから、自信を持って、この事業を戦略を持ちながら進めていただきたい。そうすれば、絶対に山村地域がまさに資源地域になるのですから、結果として山村の振興を必ずもたらすことができる、こういうふうな確信していることを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○堀込委員長 次に、後藤茂之君。

○後藤(茂)委員 後藤茂之でございます。

きょうは、林業の健全な発展の関係、林業労働の件とか、あるいは木材産業とか国有林野のことにつきまして質問を少しさせていただきたいというふうに思っております。

まず、総論的な話ですけれども、今回の基本法の十九条に「望ましい林業構造の確立」という条文が起こされておまして、改めて読むまでもないかもしれませんが、「国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。」としているわけですね。

旧林業基本法には、十二条に、林業経営の近代化だとか、あるいは小規模林業経営の規模の拡大とか、あるいは同じ十五条においては、これも小規模林業経営の規模拡大あるいは経営基盤の整備に係るような条文がありまして、所得の増大や地位の向上という観点から、正面から条文がありまして、これらは今回の基本法においては削除をされているわけでありまして、もちろん、「林業経営

の規模の拡大」という文言は十九条にも実を言うところに入っているわけでありまして、しかし、ここで相当明確に理念の違いが浮き彫りになっているというふうに思います。

また、森林法の一部を改正する法律案においても、今回、森林施業計画の作成単位となる森林を見直して、森林施業計画を一定のまとまりのある森林、三十ヘクタールぐらいを対象としていく、そういう改正案が出されておまして、作成主体に、所有者に加えて、受託等により森林所有者にかわって森林の経営を行う者というものが加わっている、そうしたこともそういう流れにあるのだろうと思います。

小規模な林業経営者を中心として起こっている今の林業の非常に危機的な実態の変化に対応して、森林の管理の視点からの施策の推進だとか、あるいは林業生産組織の活動の促進だとか、そうした新しい施策の枠組みが前面に出て示されている、その点については非常に評価するところであります。

せっかくこうした政策理念を明確にしているわけですから、今後、林業のそれぞれの具体的施策をしていく場合に、こうした理念の筋道に従って政策を着実に具体的にやっていくべきだ、政策のターゲットをしっかり絞ってやっていくべきだというふうな思いをすけれども、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○武部国務大臣 後藤先生は、本問題については非常に造詣が深い方でございますので、この基本法につきましても、細部にわたりまして御検討いただき、今は非常に温かい御支援の弁だ、このように受けとめた次第でございます。まず、このことに敬意を表したいと思います。

御案内がございましたように、林業は国民生活に不可欠な資材である木材を供給するのみならず、森林の多面的機能の発揮にも重要な役割を果たしている産業でもあると私も認識しております。しかし、昨今、木材価格の低下や経営コストの増大等によりまして、林業の採算性が悪化してい

る、そのために非常に今苦境に立っているという実情にあるわけでありまして。したがって、今後とも林業再生ということに向けて、育成すべき担い手の明確化、施業や経営の促進、経営コストの削減、地域材の流通、加工の合理化、需要の開拓等を通じて、林業の健全な発展に力を尽くしていかねばならない、かように考えているわけでございます。

このために、基本法に基づく森林・林業基本計画には、林業・木材産業の関係者の課題というものを明らかにしつつ、林産物の供給及び利用の目標を掲げるといことが非常に大事でありますし、政府としても講ずるべき施策を総合的に検討し、これを盛り込み、その展開を図ってまいりたい、この法律はそのことを明確に意思を明らかにしたものの、このように考えているわけでございます。

○後藤(茂)委員 政策は、やっていけば、何でもやりたい、何でもやった方がいいということになりがちでありますけれども、やはり国の政策というものは筋に従って必要となる重点的に行っていくということが全体としての政策の筋道をつけていくことだろうというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから次に、林業労働について伺っていきたく思いますけれども、林業労働力は、御承知のようにどんどん減ってきてまして、昭和五十年には二十二万人だったものが、平成七年には九万人、平成十二年の調査では七万人ということになってきております。

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまず改善計画というのを出して、それなりに労働力を増加させて、前向きな取り組みもなされていくんだらうというふうに思います。しかし、高齢化やさまざまな労働条件の減少という形で、全体としてどんどん減少してきている。これは、将来的に日本の山を守っていくということからいえば大変大きな問題だ、非常に深刻な事態だと思っているわけですね。

しかし、問題なのは、例えば現場の森林組合や事業体の段階で労働力が不足しているというふうな本当に認識をしているかというところ、実を言うとそれほど人手不足だと現場では思っていないんです。これはどうしてかというところ、これは当たり前なことですが、要は山の仕事が減っているということ、山を維持するために必要な事業量が確保されていないからこういうことになっているのではないかとこのように思うわけですね。

そういう観点から、今後日本の山を守っていくためにどれほどの林業労働が必要と考えられるのか。もちろん、強制的に、計画的にどうこうするというわけにはいきませんが、そういう林業労働の目標をまず政策体系の中で設定することが非常に重要になってくると思っております。

それで、林業労働の目標を設定するに当たって、通常は伐採量に応じて、切ると植えつけをして間伐をしていくという形で林業労働を算定していくということだろうと思っております。ですから、全国森林計画で伐採量が何千万立米になるのかということとそれなりに決まってくることになるでしょうけれども、しかし、前回も御指摘申し上げたように、今の山の現況ということからいえば、相当に荒れていたり、実を言うと放置されているところもたくさんあるわけでありまして、そういう過去において積み残している分や、あるいは放置されている分も含めて、どれだけ林業労働が必要であるのかという点についても十分配慮していただきたい。

それから、一方で機械化とか技術革新だとかいろいろなことが進んでいく中で、労働生産性を上げる、林業の効率化を図っていくという枠組みの中でも、一体どれだけの金をかけてどれだけ林業労働というものが必要であるのか、そうしたことをしっかり体系の中で位置づけていくべきだろうというふうに考えております。

林業労働の数値化を考えていくべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○武部国務大臣 おっしゃるとおり、将来必要と

なる林業労働力の見通しにつきましては、将来の森林資源状況等がどうなるのか、こういったことを踏まえ、今後予想される機械化の促進による生産性の向上等を念頭に置いて、基本計画を策定する中で明らかにしてまいりたい、かように考えているところでございます。

細かい部分については林野庁長官に説明、答弁させてよろしいですか。それでは、長官に答弁させます。

○中須政府参考人 基本的にはただいま大臣が申し上げたところに尽きるわけでございます。

現在の七万人の林業労働力というのは、現場での実感として決して人手不足ということではなくて、むしろそういう各事業体等が求人等をすれば、データでいえば五割以上の事業体で求人数を上回る応募があるというふうな状況でありまして、十分そこはそういう意味でいえば充足されているとなるわけでありますが、実はその裏には森林の整備というものが非常におくれている、それを前提とした数字ではないかということを我々は忘れてはならないと思います。

そういう意味におきまして、大臣からただいま申し上げましたように、これから先そういったおくれをどう取り戻して現実の森林整備として取り組んでいくのか、そういうことを明らかにする中で必要な林業労働力の姿というものを明らかにしていく、こういう考え方で取り組んでいきたいと思ひます。

○後藤(茂)委員 今大臣からも長官からも話がありまして、数値目標は決めていくというお言葉があったように思ひますけれども、具体的に森林整備の基本計画の目標の中で、それはいろいろなケース分けみたいなものもあるのかと思ひますけれども、数値目標を書くべきだと私は考えますけれども、森林整備の基本計画の目標の中に書くかどうかということについてはいかがでしょうか。

○中須政府参考人 基本計画の数値目標自体につきましては、法律上、計画事項というのか、こ

う事項について定めよということで掲げられているわけでありまして。ただ、ただいまの林業労働力等について、想定される森林の姿ということ前提にしてどのような労働力の確保が必要なのかということ自体は、施策の分野として数値を検討するの、もう少し時間をいただいた上で、明示していく方法を含めて私どもも検討させていただきたいと思ひます。

○後藤(茂)委員 例えば民間の非常に成熟した山の場合、民間というのは民有林で、長く手を入れてきて、そういうようなところでは例えば一人で百ヘクタールぐらいを面倒見ているところもある。これはもちろん、非常に安定した成熟した山があつてそこに作業道が細かく張りめぐらしてあつて、そういう非常に整った条件のもとの山ということになりますけれども、そういうような整備の問題等もあるでしょうし、なかなか難しいことだろうと思ひますけれども、そういう意味で、積み上げで必要な労働力の合計が目標であるというふうなことになるようにぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

それから、次に移りますけれども、林業労働に関する施策につきましては、現行林業労働力の確保の促進に関する法律、労働法というのがありまして、しかし、いろいろ話を聞いて勉強したり議論していく過程で、特に目新しい切り口が少し見えていないのではないかと、率直に言つてそういう感じを私は持ちます。

もちろん、幅広い観点からいえば、山村における定住の促進策だとか多面的機能の発揮に関する施策というものは、これは林業労働対策としては非常に大きな意味では重要なものであると思ひます。しかし、従来からの林業労働力確保支援センターの活動を拡充するとかいうことともに、新しい全体としての林業労働にかかわるトータルな今申し上げたような幅広い意味での政策の調整も含めて、支援センターの具体的な施策の見直しをトータルに図つていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中須政府参考人 林業労働力確保支援センターにおきましては、現在、就業準備等に必要資金の貸し付けをする、あるいは事業主の委託によりまして就業者の募集を行う、あるいは高性能林業機械を事業主に貸し付ける、こういった事業を中心として取り組んでおりまして、林業への新規参入そして事業体の雇用の改善等を促進している。これらは大変地道な仕事であります。

ただ、具体的な数値で御説明するとわかりやすいわけですが、これらの事業を通じてかなりの改善が図られてきている。毎年、林業就業促進資金の貸付件数というものは着実に増加をしておりますし、高性能林業機械の台数も増加をしております。それと支援センターによる委託募集の実績ということもかなりの人員が実現している、募集の実績としては増加をしているということ、それなりの成果を上げていくというふうに思つております。

ただ、これからの課題といたしまして、都市部からの参入とか定着促進のためには、個別の労働力確保支援センターだけということではなくて、もう少し全国にわたる就業情報のネットワークというものを整備する、そういうことであるとか、今回の法改正を契機といたしまして、林業の技術、現場の技術というの、多面的機能発揮のための森林整備というところに焦点を当てた知識、技術というものの習得の機会をつくるというふうなこと、そういう新しいニーズに対応した適切な対応というものをこういう確保支援センターが図つていくように我々としても努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

○後藤(茂)委員 そういった新しい政策も考えておられるということであれば、労働法の基本方針、これについても見直しを行うべきだということに思ひますけれども、その見直しもされるということでしょうか。

○中須政府参考人 現行の労働法の基本方針は、私どもと厚生労働大臣との共管ということで平成八年に策定したものでございます。これは、現

在改めて読み返してみまして、現在置かれていた林業労働力の確保をめぐる状況にそれなりに的確に対応する方針が示されているのではないかと、私どもはそういうふうには考えております。基本計画という形で数値目標を含めた施策の方向全体、新しい取り組みが行われるわけでございます。

そういう意味におきましては、基本方針を含む施策のあり方について、当然基本計画が策定された段階でもう一回見直し検討をしていく、こういうことになるかと思ひます。

○後藤(茂)委員 今、イターンをする若い人たちが結構マスコミなんかでも取り上げられておりますけれども、イターンをしていく人たちの新規の数あるいはその後の定着率というのは今どうなっているでしょうか。

○中須政府参考人 これは私どもが、先ほど来お話になっておりますセンター等を通じてした各種の事業を実際にやっておられる方々、あるいは個別就業の方々へのアンケートを行ったその調査結果、十一年度に行つたものでございます。これによりまして、過去五年間に新規に林業に就業された方の一七％がイターンによるもの。ちなみに、地元の方がそのままその地元で新規就業されているのが六〇％というふうな中で、県外からのイターン者が一七％を占めている、こういう経過でございます。

それから、そういったイターンの方を含めた新規就業全体の方の定着率というのが、過去五年間に新規就業された方のうち、調査時点で在職されている者がどのくらいいるかということを調べた結果では、回答のあつた中では七五％の方が定着をしている、こういう結果が出ております。イターン者に限つて定着率がどうかということについては、申しわけございませんが、ただいまの調査の中では個別にはしてございません。

○後藤(茂)委員 私は、定着率七割ということは何うと結構高い数字だなというふうに思ひますし、支援センターの委託募集の具体例なんかを

ちよつと聞いてみると、結構委託募集に対して七、八倍も人が来ることもあるというふう聞いています。これから、自然と共生しようとか森林の中で生きようとか、そういう方たちも非常に多くなつてくると思います。

そうした中で、Ｉターンというのがふえたり、あるいは新規に帰ってくる方、Ｊターンの方、いろいろな方たちがふえて定着率が上がつていくためには、地元の話なんかを聞いていても、住宅の問題とか排水等の生活環境の整備とか、あるいは、何といつても生活していけるだけの仕事があるかということ、特に通年的に安定的な所得があるかどうかということが非常に大きなネックになつていて、夢破れてということにならないように、ぜひ地域のインフラを整備していく必要があるだろうというふうに思つております。

そんな意味で、地域のインフラ整備等についてぜひしっかりとやっていただくように、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○武部国務大臣 林業生産の安定ということが不可欠な要素であることは言うまでもありませんけれども、やはり一番大事なのは共通する社会基盤の整備、今生活環境の整備ということをお話しされましたけれども、いつでもどこでもだれでもが同じ条件下で生活できる、あるいは仕事ができるという一種のプラットホームといえますか、そういうものを構築して、都市と農山漁村の共生、対流という構想を私も考えているわけでありまして、そういうことをつくり上げていく過程で、Ｉターンというものもどんどん進んでいくのではないのか。そして土日、ウィークエンドは山村からさつと六本木に走つていける、そういうようなことが可能だと思ひまして、その環境づくりには最善を尽くしていきたい、かように考えております。

○後藤(茂)委員 もう一つ、人材の育成確保という点で、林業研究グループの活動、私は地域においては非常に注目をしております。今、全国で林業研究グループは何グループあつて、大会員数

はどうなつてゐるのか、教えていただけますでしょうか。

○中須政府参考人 いわゆる林研グループと言われております林業研究グループ、林業経営者を中心として、林業に関する技術、知識の習得等を目的とした学習活動とか交流活動、こういうことを行つてゐるわけでありまして。平成十三年二月現在、全国で千八百八十六グループ、会員数で申しますと三万四千二百五十七名、こういうふうになっております。

○後藤(茂)委員 そして、話を聞いてみると、女性が大変ふえてきているということだそうでありまして、これは地域づくり、地域の中での活動としては大変いいことだというふうに思つてゐるわけですが。

南木曾町というのがあるのですけれども、ここに南木曾町林業研究クラブというのがありまして、昭和五十二年に山と人間を復興しようという目標を立てまして、まず最初は長男が六人、若い人たちが集まつてつくつたものがどんどん大きくなつてまいりまして、数十名に及ぶ活動体になつております。

これは例えば、キノコをつくつてそれを教えた、自分たちでつくつて小学校の給食に提供したりとか、例えば枝打ちの講習会を行うとかというような、そういう山村の技術とか地域おこしの活動もやつていますけれども、あわせて水源の里体験実習という交流事業もやつていまして、名古屋から多くの方たちがやつてきて、その交流事業をもう既に十年間十回もやつています。

彼らの話を聞いてみると、都会から来た人たちが自分が手入れた山が毎年どういふふうに変わつていくかというのを見に来るのが楽しみだといふことで、多くのリピーターが来て、彼らには手づくりの豚汁を出して、決して使い捨てのカップとかいふものを出すのではなくて、地元のおくろの器で豚汁を食べてもらつて持つて帰つてもらふとか、こういう非常に具体的で地味な話ですが、ホスピタリティを高めてやつてゐるわけ

です。

こうした地域のグループが全国に千八百以上あるわけでありまして、こうした地域の林研グループの活動について、ぜひこの場で大臣から励ましの言葉をいただきたいというふうに思います。

○武部国務大臣 いわゆる林研グループにつきましては、本当にさまざまな活動をしていただいておりますし、単なるボランティアというふうな範疇を超えて、私はそういったところで頑張つてゐる人たちというのは、そこで頑張る環境も、おいしい水、きれいな空気、美しい自然、新鮮な野菜といった、そういう環境だろうと思ふのですけれども、それ以上にそういった林業研究グループの皆さん方の心というのは、本当に美しい心、すばらしい全体をしっかりと見据えた皆さん方だろうと思ひます。

そういう人々を育てることが、私は、そのグループを育てるということよりも、そういう気概を持った方々の活動を助長する、そのことは将来の日本にとつて非常に大きな成果を生むのではないかと、かように考えまして、私も、そういった方々を支援する、むしろ一緒にやつてまいりたい、そういう気持ちでございまして、ぜひ先生からも身近な方々に私がきょう申し上げましたことをお伝えいただければありがたいと思ひます。一生懸命頑張つてまいります。

○後藤(茂)委員 ありがとうございます。それから、もう一つ具体例を申し上げますと、諏訪に落水川を考える会という河川とか湖の浄化のグループがありまして、具体的に何をやってゐるかといふと、その一つに、木炭による河川や湖の浄化に取り組んでゐます。例えば木炭について、炭についていへば、すき間に汚れがうまく入つてきれいになるとか、あるいは汚れを分解する微生物がすき間に住んで水を浄化するだとか、いろいろな効果があるというふうに着目して、炭を水に入れたりして熱心に活動に取り組んでゐるわけですが、森林総合研究所のもとで技術研究組合

がつくられてこの問題について研究をしていただと承知していただけますけれども、その研究成果について伺いたいというふうに思います。

〔委員長退席、録事委員長代理着席〕

○中須政府参考人 ただいま先生御指摘のとおり、昭和六十一年度から四年間、木材炭化成分多用途利用技術研究組合、これは平成六年に解散をしておりますが、試験研究を実施いたしました。その結果といたしましては、御承知のとおり木炭は多孔質で、表面に不純物等を直接吸着する能力、それと微生物の生育にとつて良好な環境を提

供する、そしてその良好な環境に住んでゐる微生物が有機物を分解するというところで、水質浄化材として有効である。つまり、吸着と同時に微生物を育て、微生物が有機物を分解する、そういう意味で二重の効果を持つてゐる。

具体的には、透明度を高める、あるいは化学的酸素要求量の改善、アンモニア性窒素の低減、こういうものに顕著な作用がある。ほかにもいろいろございまして、そういう具体的な指摘、知見が得られてゐるわけでありまして、

これを受けまして、この成果を全国の自治体等に流しまして、今先生が御指摘のあつたことを含めて、木炭を利用した水質浄化の取り組みがかなり幅広く推進をされているという状況でござい

ます。今回も、先生からの御質問があるということ、全国での取り組み状況、主なもの並べただけで紙一面が細かい字でいっぱいになるくらいのも様な試みがなされてゐるということでありまして、御紹介する余裕はございませんけれども、大変各地で、各地のボランティア活動等によつて木炭を利用した水質浄化の試みが成功をしてゐる、こういうふうな受けとめております。

○後藤(茂)委員 それでは、次に木材産業の話に少し移りたいと思ひますけれども、木材産業の実態等、その対応の緊急を要することについては本会議でも割合に時間を割いて申し上げたところであり

時間ありませんので、その部分については繰り返しませんけれども、非常に木材価格が下落してきている中で、外国からは非常に末端で利用のしやすい形の木材が安く入ってくる。木材産業の経営というのは限界まで追い込まれていると思うわけですが、どのような具体的な対策を講じていくこととされているか、再度大臣に伺いたいと思います。

○武部国務大臣 我が国の木材産業は、今日まで、住宅着工の減少、輸入製材品のシェア等の拡大により厳しい状況にあるわけでありまして、けれども、各関係者の連携強化や、意欲的な取り組みを行う企業、地域への重点的支援等を通じて木材産業の構造改革を推進していかねばならない、かように思っています。具体的には、乾燥材等の供給体制の整備や加工、流通体制の拠点施設の整備等による木材の安定供給体制というものに支援していかねばならない、かように思っております。

農林水産省の支援策についても、ともすると今までは、民間企業であればさまざまな制約を受けるといふようなことがございました。しかし、その地域で牽引力になっているところに支援をしなければ大きな前進はない、かように思っています。木材産業の体質強化というものに新たな視点で取り組んでいく必要があるんじゃないか、かように考えております。

○後藤(茂)委員 加工、流通、一体的に取り組まなきゃならないと思うわけですが、製材や合板の加工などというのは、これはもう明らかに農水省、林野庁の所管であるとみなしているわけですが、具体的にどうなっていると、例えばバーティカルボードは農水省ですね、ファイバーボードになると経済産業省ですね、機、いす、テーブルなどの木工品になると経済産業省です。それと、いろいろ所管についても分かれているわけですね。

それからもう一つは、経済産業省の方では中小企業対策というのをやっています、そういう意味では、従来から政策のはざま、そして所管のは

ざまに入っている、木材を中心に、木を中心にして木材産業というものが非常に分断された状況で、言うなればみんなが見合っている間にぼんぼんと落ちていっている状況で、かような状況で、いかにふたつに思っているわけですね。

もちろん、産業に対する政策ツールというのは、金融とか補助金とか、非常に限られた政策ツールしかないのかもしれない。しかし、どういふふうなビジョンに従ってどういふふうに対応していくのかというところは、できるだけ前向きに取り組んでいく必要があると考えています。

その点について確認をさせていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○武部国務大臣 細かい分野については長官に答弁させますが、今先生御指摘の点については、例えば、例えば、先般環境大臣と会いましたし、環境省と農林水産省の両方にかかわる分野について、縦割り行政をやめるために、少し若い役所の職員を相互に出して早速協議会を設けさせたりいたしております。したがって、今お話がありました点につきましても、今後経済産業省と同じような方式でぜひ前向きに検討してまいりたいと思います。

森林・林業基本計画の策定におきましても、木材産業の事業活動等に関する指針等を定める予定でございます。これに基づきまして、本年度に木材産業体制整備の基本方針を策定いたしまして、先生お話しのような木材産業のビジョンというものを示す予定でございます。

先ほど来さまざまな議論がありますように、下からの積み上げじゃなくて、やはりきちっとした戦略とかビジョンとかそういうことに基づいて、農林水産省独自にやるべきもの、あるいは他の省庁と連携をとって、場合によっては協議会等を設けてプロジェクトチームなどをつくって進めていくもの、そういうことを私どもこれから新しい考え方の方で立って進めていきたい、かように考えている次第でございます。

〔鉢呂委員長代理退席、委員長着席〕

○後藤(茂)委員 一つ伺いますけれども、木材産業という法律用語は、今回この基本法で初めて法律的には使ったというふうに思いますが、いかがですか。

○中須政府参考人 この法律で初めてでございます。

○後藤(茂)委員 私は大変結構なことだというふうに、きょうは評価しつつ放しきれませんが、評価しているわけでありまして、せっかく基本法に木材産業という言葉を書いたわけですから、そういう意味では、木材産業という形で産業政策を林野庁、農水省がしよっていくというつもりでぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど大臣の方から木材産業ビジョンというふうなものをつくるという話がありまして、大変それもやっていただきたいことだと思っておりますけれども、森林・林業基本法ができ、それに基づき基本計画というものがあつて、それを具体化する形で、例えば森林法上の森林計画とか、基盤法上の基本方針とか、労働法上の基本方針とか、いろいろそういうものがありま

す。

そして、林産物ということも、基本理念、三条に書かれているわけですから、そういう意味では、そういう横並び意識を持った木材産業ビジョンというのをぜひつくっていただきたいと思っております。

○武部国務大臣 お説のような努力をしてみたいと思います。

先ほど私は民間の木材産業のことも申し上げましたのは、協同組合とかそういうことだけじゃなくて、木材産業そのもの、こういうところから力をつけていかなければ、それに波及する素材生産も生きていかなければ、それになりますので、私は地元でそういった経験を体験しておりますし、積んでおりますし、先生御指摘のようなことを踏まえて努力していきたいと思っております。

間伐材とかいろいろな木材資源を利用してということで、私も前回バイオマスエネルギーの話をしましたし、その後、多くの委員が話をされていまして、もうそのことについては触れませんが、公共事業、土木関係、自然の中の景観ということからいえば、コンクリートの打ち放しが随所にあるよりも、ぜひ丸太を使ったりしていくというふうな話も出ておりますけれども、保安林や林道については、大臣の足元にありますから心配しておりますが、国土交通省に対しまして具体的に何かアクションをとられるおつもりでしょうか。

○武部国務大臣 小泉内閣の一つの新しい流れ、特徴というのは、人と自然との共生ということをやっていると思っております。また、循環型社会の構築ということも、これは私もだけの考えじゃありません、小泉内閣の一つの新しい方向づけでございます。また、先般の骨太の方針の中でも、都市と農山漁村の共生、対流ということも明記されました。

さような意味では、国土交通省とも、人と自然との共生、自然共生型の公共事業、施設づくりというふうなことに、積極的な協力関係を構築することができるといふんじゃないか、私はかように思っています。公共土木事業におきましても、間伐材の利用などを含めまして、相当な協力関係が拡大していく、かように確信をしております。

○後藤(茂)委員 本会議でちょっとお話ししたことで、九州・沖縄サミットにおいて違法伐採も問題になりました。環境保全の観点からこれを議論するということは、もちろんこれは重要なことではあるけれども、貿易ルールづくりを通じて木材市場の国内需給の調整が結果として図られるというところは、これはもう否定のしようのない事実でありまして、これまでどういふ議論を行ってきたのか、今後こうした観点から戦略的にどういった取り組みをしようとしているのか、その辺についてお話を伺いたいと思

○武部国務大臣 昨年沖縄で開催されましたG8首脳会合におきましても、違法伐採に対処する最善の方法についても検討するという旨合意をされ、コミュニケーションが公表されたわけでございます。先生御案内のとおりでございます。

木材輸入国である我が国としては、違法に伐採された木材は使用すべきでないとの考え方に基きまして、違法伐採を撲滅する方策については関係省庁と共同して検討してまいりたいと思っております。WTO交渉においても、現在のルールのもとで許容される貿易制限の可能性につき検討してまいりたい、かように思います。

○後藤(茂)委員 国有林野の問題についてちょっと伺いたいと思いますが、国有林野、これは世界遺産に登録された屋久島を初めとして、非常に貴重な野生の動植物が生息する豊かな森林生態系を維持している森林が多く残されているわけですね。例えば、従来からの保護林の制度に加えて、十一年度から、緑のコーリドの設定によって生物多様性の保全を図ることとされていますが、その設定に当たっては、国有林との調整も必要で、特に環境行政と連携を図っていくことが重要だと思えます。今の緑のコーリドの設定作業の進捗状況を伺いたいというふうに思います。

○中須政府参考人 国有林野の機能というものを公益的機能重視に転換をするその一つの具体的なあらわれとして、ただいま御指摘のございました緑のコーリドの設定という取り組みに組んでいるわけがあります。

平成十二年度には、各森林管理局ごとに、有識者、関係県等の意見を踏まえて、御指摘のとおり、国有林あるいは環境行政との調整ということにも十分配慮を図りながら回廊の設定方針を定めて、具体的な設定手続を進めてまいりました。本年四月一日現在、全国の国有林野におきまして、知床半島から奥羽山脈、長野県内の雨飾、戸隠など、十カ所において緑の回廊を設定したところでございます。

いて、希少な動植物等がどういうふうな動き方をしているか、そういうようなモニタリングを行うとともに、また、そういうことを踏まえつつ、現地の状況をさらに踏まえながら、必要な箇所についてさらにこれを拡大していくということでも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○後藤(茂)委員 国有林野については、改革二法が通って、今、例えば木材生産機能の重視から公益的機能を重視していくとか、あるいは簡素で効率的な実施体制を確立していくとか、累積債務の処理の問題とか、非常に厳しい中で改革の努力が進んでいるわけがあります。そうした中で、材価が非常に下がってきて、国有林野の収支も非常に苦しくなってきたというわけがあります。国有林についても、こうした材価が下がってくることや労働の条件とか、いろいろな問題について国の支援措置が今後進んでいくわけですね。

そういう国の支援措置が国有林に対しても進んでいくのとやはり一体的に考えて、国有林野特別会計へ一般会計から繰り入れてやる金についてもやはり予算上配慮していかなければならないというふうに思っております。もちろん、いろいろな予算関係の問題はありますけれども、国有林野特別会計へ一般会計からの繰り入れをふやしていくべきだというふうに考えております。

農水省としての御見解を伺いたいというふうに思います。

○武部国務大臣 国有林野事業におきましても、新たな森林・林業基本法の趣旨を踏まえまして、森林の多面的機能の持続的発揮を図るために必要な経費等については、一般会計から繰り入れてまいり考えてあります。

○後藤(茂)委員 終わります。

○堀込委員長 次に、古賀・成君。

○古賀(一)委員 民主党の古賀一成でございます。

毎回のよう質問に立たせていただいております。

して、きょうは森林・林業基本法関連ということ質問に立たせていただきました。

きょうは、そういうことで上流の方の関連の法案であります。もちろんこの関係についても、私の地元には筑後川の上流、柳川の上流にいろいろ山が連なっております。大変林業、森林に関心がありますから、質問を申し上げます。

きょうはちよつと冒頭に、もう少し下流、下流といつても有明海まで下流に行きませんが、筑後川の、有明海の河口からおおよそ五キロ、十キロという地帯に、実は日本でもうただ二つになったと言つても過言ではありませんが、イグサの産地でございます。私の本場に地元、足元でございます。筑後表とも呼ばれております。四百年の歴史を持つております筑後地方のイグサの関係で質問をさせていただきます。現物が今地元から届きました。

なぜかといひますと、今度セーフガード、四月二十三日に、皆さんのいろいろなお骨折りもございまして、暫定でありますけれども発動になりました。その一品目として畳表が入っております。ございまして、これにつきまして、私の地元から、生産者もおられます、あるいは畳表の加工業者もおられる、問屋さんもおられる、そういう多くのイグサ関係の団体の方が、私のところに陳情あるいは要請にお見えになったのであります。

そこで、畳表についてのセーフガード、今回暫定措置で今発動になっておりますけれども、これについての実効性をどう判断しておられるか。そして、後ほどるる申し上げても、今後この畳表に関するセーフガードの目的を有効ならしめるためには、花ござあるいは上敷きにまで対象を拡大しない畳表にセーフガードをかけた意味がなくなる、こう私は思うのであります。畳表とあわせて、イグサ関連製品でございます花ござ、上敷きについてセーフガード適用を今後検討していく、それをぜひお願い申し上げたいんです。

が、政府の御見解をお願いしたいと思います。

○小林政府参考人 セーフガードをこれまでに

いろいろ検討してまいりました。その際の基本的要件は、輸入の急増と、それが国内産業に及ぼす影響というところでございまして、その中のとりわけ輸入の急増につきましては、いわゆる税関の通関の統計を用いてその調査をしてまいりました。

その中で、イグサの製品には、今先生がおっしゃいましたように、畳表とそれからござ類がございまして、畳表の方につきましては、ここ数年非常に急増があり、それが現実に国内の畳表の生産者に影響を及ぼしているということがありますけれども、ござにつきましては、通関統計上の輸入量はむしろ減少傾向ということがございました。

私ども、今回、三品目のセーフガードにつきましては、とにかく客観的な指標によってその影響が出てくるということを基本にやってきておるものですから、今回、現時点では畳表に限定した形で暫定措置ということを進めておるところでございます。

それからもう一つ、今先生、実効性のお話がございました。では、そういったことで畳表についての輸入の調整が可能かということでございまして、今申し上げましたように、関税分類上、畳表とござというところで明確に区分してそれでチェックしておりますので、そういう意味でその輸入数量のチェック、管理は十分やっているとございまして、かというふうに考えておるところでございます。

○古賀(一)委員 セーフガードの世界あるいはWTOの世界、関税の世界ということになると、確かに今局長がおっしゃったとおりでございます。関税品目、分類品目が明らかに違つて、これはわかりません。しかしながら、今から申し上げるようなござ類と畳表のいわゆる同類、補完的な性格が非常に強い両者でございまして、こういう点から見て、これは今のまま畳表だけセーフガードの本格発動、こういうことになった場合に、私は、いわゆる壊滅的な打撃を受けることは間違いないと思ふんです。

つまり、こういうことです。

まず第一点は、畳表に簡単な縁加工をします

平成十三年六月十三日

と、これは一種の上敷きとして輸入できるのではない。あるいは実際されているのではない。だから、それを輸入した後に裁断をして実際は畳表として使う。なぜそういうややこしいことをするかといふと、要するに、一定量を超えれば、割り当てを超えれば当然高い関税がかかるわけですから、それを見越して、いわゆるヘリ加工をしてまで畳表の課税を逃れるということが実際に起こっているのではないかとことです。

もう一つは、畳表にこれだけの関税がかかるならば、じゃ、中国側としては、技術的にできるから、ござとしてあるいは上敷きとして輸出してしまえという、いわゆるより高付加価値化した形で中国の畳産業というかイグサ産業というのがより上手の産業にシフトしていくんじゃないか、そして輸出攻勢をかけるんじゃないか、こういう問題も起こります。

それでもう一つは、セーフガードの措置によりまして国内原料イグサというのは高くなっているんです。当然あります。そうした場合は、これを原料とする花ござあるいは上敷きをつくっている国内の本当に零細なる業者もたくさんおられる、生産者もいる。その原価が当然アップする。そうしますと、セーフガードのかからない中国のござと日本のござの内外価格差は今よりもさらに高くなる、こういう感じになってくることは間違いないと思うんです。

そういうことで、畳表とござの関係というのは、そういういろいろな抜け道あるいはシフト可能なものから、私は、確かに関税分類上、ござは四六〇・二・〇・〇一〇ですか、あるいは畳表は九一・二・二一という番号は違いますが、そういう実態から見ても、セーフガードを発動したのは国内のイグサ生産者及び畳関係者を守るという思想だったと思うので、一部だけやったことによつて肝心のござ産業まで倒れることになるのではないかと、私は強く恐れますし、皆さん地元の関係者は、そういう強い懸念を持っております。この点、再度、大臣でもいいんです。

が、私はお聞きしたいんです。

実は、この前勉強会をやったんです。この部分で畳表ですよ。これが農林省の資料によりますと怒涛のごとくこの数年来ておりますし、去年はすさまじい勢いで輸入された。これがいわゆるセーフガードの対象。

ところが、こういうのがあるんですね。ここに緑から飛び出たイグサの部分がある。それをおよそ四センチぐらい切ったここに変な縁をつけているんですね。では、これは何だと。こんなことをするということはいわゆる畳表じゃないよ、関税のかからない、セーフガードの対象外のござよというところで恐らく輸入しているんだと私は思うんです。

それをさらに立派にしてくれたのがこれ、上敷きになるんです。

では、これは日本でつくったんだらうと。それはそうなんです。ところが、後で大臣にもお見せしますが、中国では寧波というところが一大生産地なんですけれども、私の地元関係者から、代議士、見てくれということ、この前、何げなく写真を何枚ももらったんです。これをよく見ますと、中国の工場に、まさにさっき中間地点で申し上げました全く奇妙なやつなことが写っているんですね。現に、視察団はこれを見てびっくりしたんです。

つまり、私は、そういう面で、関税、セーフガード、制度上はそうかもしれませんが、いやは、相手もさる者、関税がこれだけ上がるなら、ひとつこういう品、ござで輸出ということは容易に起こるし、これまでの輸入実態から見れば、十四トンコンテナ、これは実はみんなあけて見たわけじゃないんです。

そういういろいろな関税の実態、そういうものを全部含めたときに、私は、このままでは結局、期待はしたものの、逆にとんでもない、中国側がより高度なござ生産にシフトしていつて、八代のござも、花ござにつきましては私の筑後地方は日本一なんです、規模は小さくなったとはいえ、日

本一なんです。これもあわせて壊滅的な打撃を受けているんじゃないかということを強く私は心配します。

相手は中国であります。後ほど、中国との交渉方針というものを私は聞いたしたいと思います。すけれども、今の点も含めて、こういう実態も含めて、局長、ひとつ前向きに検討していただかせんでしょうか。

○小林政府参考人 今先生御指摘の点は、いろいろな産品で、要するに産物とその加工品、それとの関係をどうしていくかと常に私も悩みの種になる点でございます。

今のお話の点で、私は三つぐらい多分ポイントがあるのじゃないかと思っております。一つは、先ほど申し上げましたセーフガードの発動対象としてとらえるときに、セーフガード協定のルールからくる制約、限界がありますから、これはあくまでルールにのっとってやる、それで畳表ということである、これは一つの整理だと思っております。

その上で、では畳表という形で制限をかけているときに、いろいろなものが入ってくる、それを水際でどこまでチェックできるかというのが多分二つ目。

これは確かに今おっしゃったように税関でチェックすることになるけれども、そのときに、外形的な基準でやるというのはすべてのルールです。今、縁取りしてあるのかないのかということや、今、縁取りしてあるのかないのかということや、客観的な要素以外に何かチェックできる手法があるかどうかというようなこととの関係であると思っております。ただ、税関の立場からしますと、やはりいろいろな忙しい中でやっていますから、外形的な基準というのが基本になるだろうというところで、今先生がおっしゃったような一つの問題というのは残らざるを得ないのかなと。

もう一つは、今回、畳表ということではセーフガードの対象にして、それで今私ども、これから確定措置をどうするか、そういった検討もしておりますが、一方では、ほかの、三品目以外のものを

を含めて、中国との関係で秩序ある輸入といいたすか、そういうのをどういうふうに行うかという問題だけじゃなくて、セーフガードという問題だけじゃなくて、中国といろいろな話し合いをするという一つのポイントでございます。

そのときに、セーフガード暫定措置の対象以外のものをどういうふうに行うかというところの議論がありますので、例えて言えば、イグサの製品全体、今、畳表という形でセーフガードの暫定措置の対象にしておりますけれども、イグサ全体の、中国での生産だとか、日本への輸出だとか、そういうのをどういうふうに行うかという点、そういうことを含めた今の需給情報の協議というふうなことをやっておりますので、そういった流れの中でどういった解決への方向が見出せるのかということも私も十分念頭に置いてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○古賀(一)委員 それでは、これは質問通告していませんが、今後、セーフガードの本格発動といいますが、それに向けて、とりわけ中国との交渉が始まると思うんですが、この交渉体制というのはどうなるのでしょうか、セーフガードについては。

経済産業省そして財務省、これが今度のセーフガードの発動に関しての各利害関係者の意見窓口になっております。両省が関係省ですね。当然、外交を預かる外務省もあるでしょう。そして、もちろん三品を所管します農林省がある。今後、中国との交渉というのはどういう体制でやっていくのか、ちょっと教えていただきたいです。

○小林政府参考人 交渉の体制ということではお答えしますけれども、今までも、ことしの二月ぐらいから、中国との間ではいろいろなレベルの協議、交渉を進めております。これは、今回の暫定措置に至る前から、政府調査に入つた以降。そのときに、やはり三品を所管しております私ども農林水産省が主体になりますけれども、あわせて外務省、それから現地の大使館もございますし、そ

それから先般、六月四日のときには経済産業省の担当官も当然随行いたしまして、そういった形で関係する各省が合同して今いろいろの協議を進めている、そういった状況でございます。

○古賀(一)委員 これは本題でありませんが、詳しく聞きますが、ただ、一点だけ申し上げますが、実は、きょうも夜、中国の関係の会合が私三つございまして、お会いします。そこで、私も中国は、この場でも何度も申し上げましたけれども、しよっちゅう顧問をやったり行ったりしておるのですが、WTOとはいえ、世界の市場の自由化を図ろうというそのコンセプトはわかりますけれども、対アメリカとは違つて、やはり同じアジア人同士、そして、聞くところによれば、去年、豊表を余り輸出し過ぎた、生産過剰だった、中国側がそれで価格の暴落ということ、やはり秩序なき生産あるいはやりつ放しの輸出攻勢というものが果たしていいのかなという懸念も中国側にあるやに聞くと、シイタケについても同様の現象が起つていとも聞きます。

ここは、WTOの世界とはいえ、やはり共存共栄、秩序ある、日本のためにもそうだけれども、中国側の産業育成にとつても、急激な拡大であるとかそういうものじやなしに、ともに協議しながら共存共栄の道を図ろう、ちよつと今回は遠慮してくれ、もう少し縮小してくれぐらいのことを私は言つていいと思ふんです。

そういう面、外交体制、日本は特に弱いと言われております。私もそう思うんですが、ここでやはり農林省は農家を抱え、農民の次なる生活を保障していく、アドバイスしていく、そういう役を担っているわけですから、私は、外務省なりの後ろにいて、交渉で遠慮するのじやなしに、この際、この豊表といわゆるござというものは補完関係だ。現に統計を見ましても、両方合わせたものでずつと、若干ふえていますけれども、豊表が去年なんかはめちやくちふえて、その分だけござ類は減つたという構造になっているのですね。

これを見ますと、今度、豊表がずつと減つて、

ござがわつとふえるという形にもなりかねない。そんなところを中国側にしっかり訴えて、しかも、豊というものは日本だけの文化ですから、そういう強いあるいは忌憚のない外交交渉といひますか、そういうので私は臨んでもらいたいといひます。とを強くお願いしたいのですが、対中国との今後の交渉方針というのはどうお考えでありますか。大臣にお伺いしたいと思います。

○武部国務大臣 先生御案内のとおり、セーフガードはWTO協定また国内関連法に基づいて一定の要件が満たされて発動をすべきことでありますし、その前提にはやはり国内の産業の構造調整ということが大前提でありまして、農林水産省としても、今豊表の生産者はもとより、ネギ、シイタケ等についてもさまざま支援政策をやっております。

また同時に、今お話がありました中国であります、御案内のとおり、中国はWTOに加盟はしておりますが、我が国としては、WTOのルールに従つて丁寧な交渉を継続しているわけでございします。何も外交ルートばかりじやありませんで、六月四日には、農林水産省から生産局の審議官あるいは総合食料局の参事官等も中国に参りまして、外務省や経済産業省の担当官と一緒に折衝しているわけでございします。

その際に、中国から民間協議の話もございした、これはなかなか実際問題、実効性は難しいのじやないか、かように思ひまして、私どもとしては、引き続き中国との関係は今先生御提案ありましたようなことも含めて大事な問題だ、また、日中間の関係は非常に重要であるというようなことから、引き続き丁寧な交渉を続けてまいりたい、かように考えているわけでございまして、その交渉の際には、当然我が国の国内生産者の事情等も篤と説明をし、理解を求めている次第でございします。

しかし、残念ながら、中国側からこれといった具体的な提案がまだなされてないといひようなことでありますから、また何か具体的な提案が

あれば、また私どもも、我が国としてもそういった中国の真意を引き出すために引き続きの努力をしていきたい、こういうふうに思つておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○古賀(一)委員 それではもう一点、このセーフガードについて確認したいのです。

十一月の初旬にこの暫定期限が切れますが、いわゆる関連の事業をやつておられる方から見れば、何せ初めてのセーフガードでありますから、セーフガードを前提として商取引をやつたり体制を整えたりということがもう現に起つております。暫定発動の後に本発動はやめたということにはなるはずないと思ひますけれども、今後の本格発動へ向けての手順と、とりわけそこで問題になりますのは恐らく構造調整だと思ふんですね。

ただ困つた、ふえたから何もありません、関税だけはかけさせてくださいという世界ではなくて、今後我々は足腰を強くしていく、こういう手順だと思ふんです。

この構造調整について、とりわけイグサ関係は大変足腰が弱くなつておりますけれども、イグサ関係、ござ類、豊表、今度という方向で構造調整を図つていくための施策というものを講じていこうとしておられるのか、本格発動の見通しも含めまして、まとめてお答えいただければと思ひます。

○武部国務大臣 イグサについての構造調整については、生産局長から答弁をさせます。

本発動については、先生、今ちよつと私の聞き違ひかも知れませんが、それはあるはずはないと思ひけれどもというふうに聞いたんですけれども、そんなことはございせん、私どもは、政府調査における意見表明、直近の輸入状況及び構造調整方策の検討を踏まえまして今検討しているわけでございします。現時点でその見通し等については申し上げることはできませんが、いずれにしても、私どもは、今申し上げましたような要件を整えれば本格的な発動を求めるといひような農林水産省の姿勢であることは改めて確認しておきたいと思ひます。

イグサに対する構造調整については、生産局長に答弁させます。

○小林政府参考人 ただいま私ども、三品目について構造調整あるいは体質強化対策ということで鋭意検討を進めております。

その際、イグサにつきましても、やはり生産、流通、消費といひますか、要するに最後のユーザーまで含めてきちんと国産がうまく使われていく、そういった方向を出していかなくちやいかぬと思つております。

生産段階では、これは一つは品種の問題がございします。より品質のいい品種等、これは今、普及がまだ低いものですから、そういうものを高めていくということがございします。あと、コストの面でやはり共同利用とかそういった効率化ということ。

それから、流通面では、九州中心のあれでございしますけれども、やはり市場統合とかそういった意味でできるだけ競争力を高めたい。

それからさらには、消費の面では、やはり豊表のよさといひますか、あるいは例えば豊表をつくる皆さんに国産をどうやつてうまく使つてもらうとか、それにちよつと着目しながら、具体的な対策は何かあるかということで今鋭意詰めている段階でございまして、概算要求等もありますから、それに向けて三品目ともどもでございしますけれども整理をしていきたいといひようになつていこうと思ひます。

○古賀(一)委員 この点につきましても質問はこれで終わります。しかし、最後に局長がおっしゃいました、セーフガード関連で生産、流通、消費というところまで考えないで構造調整の手だては打てない、こういうふうな受けとめたんですが、これは別にこのセーフガードの問題、豊表の問題だけじやなしに、農業基本法、あるいはこの前やりました水産基本法、そしてきょうの森林・林業基本法、農林水産省の所管にかかわる事柄のほとんどすべての分野で同じような問題を抱えている

と私は思うんですね。

要するに、農家が生産する食品、いわゆる食べ物ですね。よくこの委員会を出ておったように思いますが、消費者に渡るときには七十兆、八十兆、農家が受け取っておるのは十兆円。つまり、その間の七十兆というものは、あるいは六十兆というものは、いわゆる流通、農林省所管外。このごきでもそうですよ。この質問通告をするためにきのういろいろ農林省のお役人の方と話しつた、いや、代議士、これはへりをつけますと通産省所管だという話なんです。

結局、農林省あるいは農林水産行政が、やはり田んぼ、畑あるいは海、山というものから消費者に届くまでにどういう付加価値を生産者側にとつてもらう、あるいはそれだけのものをつくつてもらう、そういうところの発想が弱かったために今日のいろいろな問題があると僕は思うんですね。米価を二倍にしろとか米の面積を二倍にしろとか、あるいは農家所得を倍にしろというのは容易じゃないですよ。でも、例えば八十兆の消費者の方が払っている金がある、それを一次産業である農林水産業が一步・五次化を図っていくということだけで二十兆になると私は思うんですね。私は、そういう発想というのが本当に農林水産行政のこれから、大要諦だと思っております。そして、今度の本題に移りたいと思うんですね。これもそうなんです。

それで、基本法にうたう例の森林の多面的機能、これは水産関係でも話題になりました。もちろん食料・農業・農村法でも話題になったわけですが、法律の体系は確かに、第二条に高らかに森林の多面的機能、こう書いてあるんだけれども、問題は、法文をきれいにしつつも物事は動かないわけでございます。

具体的に地方自治体、森林組合、国民あるいはマスコミの方々、そういうものから見て、森林というのは確かに多面的機能を持っている、こういう森林になったらいいな、そういう具体的な姿、それはモデル事業でスタートするのかもしれない

んが、そういう具体の事業を通じての、プランを通じての具体の姿をやはり提示していくことが一番重要じゃないかと私は思うんですね。

今までは、森林法とか林業といえは国有林野だ、赤字だ、森林保全だとかスローバード道だ、こんなイメージしか浮かばないのでありますけれども、今度の法律には、多面的機能であるとか山村の定住、あるいは国民の自発的参加であるとかボランティア、都市山村交流とか教育のための森林利用、こういう言葉がいろいろ入っておるんですね。問題は、これを具体化していくための具体的事業、それを生み出す農林水産行政における一種の感性とか関心の置きどころとか、そういうものがこれから問われてくると私は思うんですね。

したがって、長く申し上げましたけれども、今後この森林の多面的機能というものを本当に実現する、国民に訴えていく、示していく、そのためにどういふ具体的な事業、施策というものを考えか、ひとつ例示をしていただければと思います。

○中須政府参考人 いわゆるオーソドックスな言い方をまずさせていただきますれば、今回の一連の基本法に始まる法改正を通じて、我が国の森林というものを、水士保全機能を重視する森林、そして森林と人との共生機能を重視する森林、こういうふうな大きく二区分けをいたしました、それぞれに適した森林施策というものを提示して、そういう方向への誘導を図る。

例えば、水士保全機能を重視する森林におきましては、従来行われておりました皆伐、新植というやり方を、抜き切りとかあるいは伐採面積自体を縮小するということを通じて良質な水の確保に資する森林施策を推進する。あるいは、特に公益的機能の発揮に対する要請が強いけれども、所有者に任せていては適正な森林整備が進まない、そういう場合には、公的関与による水士保全機能の高い森林整備を公的機関が実施する。

あるいは、森林と人との共生機能を重視すると

いう場合には、自然の推移にゆだねた天然林の取り扱いとか、里山等においては、地方公共団体、市民参加による広葉樹林の整備あるいは針広混交林化を推進する、そういうようなことを進めていきたいということであります。

ただ、その場合に、当然そういうものをオーソドックスに地道に進めていくということと同時に、例えばということでありますが、平成七年には私ももも水源の森百選ということを実施いたしました。

各界の有識者に集まっていたしまして、平成七年七月に我が国の代表的な水源の森を水源の森百選という形で取りまとめて、典型的には、よく言われますが、秋田の白神山系の水沢川源流の森、広大なブナ林がございます。そういうところを水源の森として指定する。東京の近くでは、東丹沢県民の森というふうな言われておりますが、神奈川県。ここでは、もちろん水源林であると同時に、国民の保健休養とか都市との交流に役立つ、活用されている森林ということで、こういうところを指定する。

そういうことを通じて、国民の皆様方に森林の持つ水源の涵養機能というのとはどういうものかを目に見て実感していただいて、なるほど、こういうことが大切なんだ、林業の各種の作業を通じて、そういうことの多面的機能実現のためにみんなが努力をしているのだ、そういう姿を国民に理解していただく、そういう趣旨で水源の森百選というを行いました。

そういうさまざまな形で国民へのPRと申しましうか、そういうことを重ねていって、こういう趣旨というものが国民にさらに一層理解されるように努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

○古賀(一)委員 具体の例を挙げただけで、大変わかりやすかったと思います。

私は本当に、こういう新しい法体系ができるわけですから、林野庁はやはり大変まじめだと思っております。この前の水産庁の皆さんも私は大変まじ

めだと思っております。でもやはり、これから、昔と違いまして、行政が大蔵省から予算をとつてきて営林署で仕事をしなければいけないという時代はもう終わって、やはり国民の理解、国民の参加とか、そういうものが不可避。あるいは国民から批判も来る。

そういう中で、この法律が変わったわけですから、この際私は、林野庁の皆さんの中ではもちろんですが、幅広くいろいろな人の意見を聞いて、森に関する、溪流に関する、山村振興に関するいろいろな知恵を募集すれば、山ほどあると私は思うのです。今、水源の森百選がありました。先ほどの後藤委員の質問に対しまして、緑の回廊、十カ所とお答えになりましたけれども、こういうものをもっと楽しく大々的にアピールする形で私はやってほしいのです。

そこで私が提言しますのは、例えば桜林道一万キロ構想とか、山もたくさんありますし、私もしょつちゅう行きますけれども、何でこんなに平野が見渡せるいい時に、杉、ヒノキを植えて何にも見えない。昔からずっと私は、林野庁は何を考えているのだと。

都市住民が山越えして行く。私の地元の周りにもたくさんありますよ。関東近辺もあります。私は、そういうところを右、左十メートルずつ全部切るのです。きのうも話題になっておりましたけれども、切つて、それを天然林が自然に自生するのを待つのか、あるいは、あえてもみじを植えるか、桜を植えるか、そういう問題はあります。それは技術的に検討していただければいいのですが、いわゆる杉の木が道路まで迫って二十メートルもそびえている道と、まさに空が見える、星が見える、秋になれば紅葉する道、それが何キロも続く、もう全然違うんですね。

私はそういう面で、そういう具体の事業というものをもちと高らかに、アドバリンと言つたら失礼であります、この際構想を打ち立てて、林野も我々もこういう時代の変つた中で地域振興をやる。山村に来てください、そういう構想を、

緑の回廊は十カ所、何キロか後でお答えいただきます。道の一万キロでもいいです、桜街道でもいいです、それを地域で設計し、考えてやれ、そういう時代ではないかと私は思うのであります。林道だけではありません。ダム、サイトや、あるいは溪流、この辺り上げましたけれども、溪流の水質保全の広葉樹帯をつくる、こういう構想があったって私はいいと思うのです。あるいは、展望台、オートキャンプ場、そういうものもいろいろなものがあると思う。

私はそういう面、今後この森林の多面的機能、その思いの中には山村振興とかいろいろな思いが入っているわけですが、大分前、六年前にやりました水源の森百選にとどまらず、今後そういった新しい事業展開というものをどうお考えか、ひとつ大臣の方から御所見がございましたら、ぜひ表明いただきたいと思ひます。

○武部国務大臣 先生のお話を聞いていただけふさと思ひ出すような、胸が熱くなる感じをいたしました。全く同感でございます。

我々人間は何のために生きているのかということとを考えたときに、余りにも自分の生活を大事にしているのではないかと、このように思ひます。我々は自然界の一員でありますし、日本は大都市に人々が集中的に住んでいる。しかし今までは、都市政策一つとて、問題解決型の視点で、政策的な後追い政策に終始していた、こう思うのです。

しかし、今日のように交通インフラが整備され、そしてIT革命がどんどん進んでいくということになれば、農山村にも、ナショナルミニマムといえますか、一定の共通的な社会基盤施設整備というものがなされれば、いわゆるブラットホームみたいなものが地方にできれば、そこから自転車、五分で、五分桜街道を走るとその先はせせらぎがあつてアユ釣りができるとか、さらに山に行つて山登りもできるとか、そういうようなライフスタイルになつてくるのではないと思ひます。

す。つまり、二重生活を享受できる時代になつてきているのではないのか。

そのことを思ひますと、国民の願望実現型の視点で二十一世紀の本格政策というものを樹立していくべきであり、先ほども申し上げましたが、森と海は命のふるさと、私もこう申し上げてゐるわけであり、都市と農山村の共生、対流ということに向けて、農林水産省としては、人と自然の共生社会の実現、美しい国づくりというふうなことで、先生さまとお話しされたような構想を、農林水産省も林野庁もどんとメッセージを国民に送り、また国民の声を聞いて、そういった方向づけを積極的に展開してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○古賀(二)委員 大臣に、ぜひこの法案成立を機に、新しい機軸で、ひとつ新しい世紀のそういう林政のスタートの年にしたいと思ひます。

そこでもう一点、今あと五分しかありませんので、あと一問かと思ひますが、今度の森林・林業基本法関連で、もう一歩踏み込んでやればよかったのに、あるいは旧態依然だと思つた点がある一点でございます。それは、いわゆる地方公共団体の扱いでございます。第六条に「地方公共団体の責務」という規定がございます。

でも、私は、先ほどの話じゃありませんが、地域に行きますと、もう私も国会議員になつて十一年になります、いろいろな折々に、地域の市町村長さんあるいは議員さんあるいは林業関係者、そういう方々から、こういうアイデアはどうですか、ここを何とかいい知恵を出してくれとか、いろいろな思いがあるんですね。それは決して林野庁が霞が関の中でデザインできるものじゃないんです。山はそれぞれ個性がある、地域のニーズもある。きのうもある参考人の方がおっしゃってました、スーパーマンのようなすべての機能を持つ森林はない。それぞれの森林が、その地域に応じ、地形に応じ、ここは水源涵養の森であつてほしいとか、そういうやはり個性があるん

ですね。

そうしますと、これからの森林の整備というのは、やはり机上の空論でもない、霞が関で考えるというよりも、各地域の生の声の集積が、それがモザイクとなつて全体の日本の森林の行政というものを描くんだと思ひます。

ところが、今度の法体系は、相変わらず基本計画をつくる、こういうことになつて、では市町村はどうするんだと見ましたら、責務の規定はあるんです。しかし、地域の創意工夫というのが、とりわけ市町村だと思ひます。ここが主体的に提言をし、構想をし、プランをし、それを各自治体が競つたところ、補助金なのかコンテストなのか表彰なのかわかりませんが、その関与の仕方は別として、国が、おお、ここはこういうのをよくつくつたねと、そういう体系に持つていかない限り、山村振興というのは私はないと思ひます。山村定住もないと思ひます。

そこについてこの法律は、せつかくの機会であつたにもかかわらず、地方公共団体の主体性というものが法体系上非常に弱く私は思ひます。そういう面、この法体系、私は書き直してもらいたいという面、一節設けるかどうかは別として、もう少し市町村の主体性というものをこの法文上オーソライズしてほしいと思ひます。それとともに、先ほどの話じゃないけれども、具体的に市町村、地域の声を聞くというシステムを実際の行政でもやつていかないといかぬと思ひます。

それで、お聞きします。最後の質問になります。まず、法改正に当たつて市町村長の意見を聞かれたのか。そして、今言いましたように、法体系とは別に具体的な、山村をこうしてほしい、こういう林道をつくりたい、そんな意見を今まで聞いてきた実績はあるのか。そして、今の私の指摘を受けまして、やはり市町村の意見、声、知恵というものを、創意工夫というものを吸収していくいろいろなシステムを今後構築していくこととされておるのか。まとめて結構でございますが、お

聞きをいたしたいと思ひます。

○武部国務大臣 市町村はもとより、国民の間に、森林に対する期待というものは非常に大きく変わつてきている、かように思ひます。したがって、この法律は森林の多面的な機能の発揮ということをうたつてゐるわけでありまして、これはいわゆるナショナルプランとして、国家挙げで、地方も国も一緒に挙げて取り組むべきそういう性質のものだと思ひます。

しかし、個々の施策は、統合補助金のようなものもございます。やはり地方自治体から計画をつくつてもらつて、そしていい計画に対していろいろ国は支援していく、そういうやり方になるんだらうと思ひます。しかし、それにしても、国の方が、政府の方が基本的な方向づけというものを示さない、これは地方自治体もどういふ声を上げていくべきかというふうなことに思ひまして、国の計画、地方の計画、これをドッキングさせていくといひますが、それが具体的に今後の運用になつていくんじゃないか、かように思ひます。

基本的には、やはり我々のこの法律の理念というものは多面的な機能の発揮というところにあるわけでありまして、これは国がしっかりと役割分担をやつてまいります。その上に立つて、具体的には国民一人一人、地方のさまざまな個性ある努力をしていただきたい、そういう思想が流れているということを御理解いただきたいと思ひます。

○古賀(二)委員 これで終わります。

○堀込委員長 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二十三分開議

○堀込委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。城島正光君。

○城島委員 民主党の城島でございます。それでは、午前中から引き続きまして、この森林・林業基本法について質疑をさせていただきます。

時間が限られておりますので、まず最初に大臣の方に基本的な御見解を承りたいというふうに思いますが、今回の基本法改定に当たって、今ある基本法そのものが、一九六四年だと思いますが、制定されてきた。その間、私もこの委員会で質問をこの前させていただきましたが、水産の方の基本法があり、その前に農業の基本法があり、そして今回この林業の基本法、こう一連の流れはあるんですね。それは、ある面では非常に整合性があるようにも思いますが、一方、この間、特に国有林野事業の赤字の問題というのは大変大きな課題として今まであったわけでありまして。

また同時に、この基本法の中にも当然触れられておりますけれども、我が国そのものが大変な森林国である。国土の森林率が六七％に達している。さらには、二十ヘクタール以上保有する林家の年間の所得が三十六万円という衝撃的な水準になっている等々含めて、この林業そのものがかなり疲弊してきているというようなことが以前からかなり明らかだった。

ということからすると、この基本法そのものはもうちょっと前に基本的なこういった法案として出されてもよかつたのではないかと。ちょっと遅きに失しているんじゃないかというような感じを持つわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○武部国務大臣 現行林業基本法のもとでも、さまざまな施策の展開を通じて森林資源の整備の一定の成果はあったと思えますけれども、私は、完全に遅きに失した、このように思います。十五年ぐらい前にこういうことをやっていたべきでなかったのかなと。つまりバブル期以前に、日本が金余りのときに国土利用計画というものを見直し、日本の新しい生きるべき道というのを国民的なレベルの合意を得てやるべきだったんじゃない

のかな。それを怠っていたのが今日のさまざまな問題を生じさせているのではないかと、かように思います。

しかし、なぜ今日に至ったのかというのは、やはりこれは、政治家を含めて国民の末端に至るまで、そういう自覚、意識というものが乏しかった。近年、急速に国民の森林に対する公益的機能というところについての評価も高まってまいりましたし、さまざまな状況下で新しい基本法につくりかえなければならぬというふうな要請があつて、その見直しをやることになった、私はこのように理解しております。

○城島委員 少し具体的なことについて御質問しますが、今の基本法においては、森林の林業的利用の拡大あるいは奥地の森林資源の開発ということと、広葉樹、雑木林から人工林への積極的な転換というのが行われてきたものでしょうか。また、現在の程度の規模で行われてきたものでしょうか。同時に、この事業に要した総費用、幾らぐらいにかかっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○中須政府参考人 まず最初に、どの程度の規模で人工林への転換が行われたかとお尋ねでございますが、三十九年の基本法制定以来の杉、ヒノキ等の針葉樹を中心とした積極的な造林、三十九年以降、現在までの間に約三百万ヘクタールの天然林が人工林に転換した、こういうような実績に相なっております。このことによりまして、現在約千四十万ヘクタールに及ぶ人工林が造成され、これは全森林面積の約四割を占める、そこまでに至っているということでもあります。

なお、このことによりまして、この人工林の蓄積量、木材の量と申しましょうか、これは約二十二億立方メートルということになっておりまして、全森林蓄積約三十八億立方メートルというふうに推定されておりますが、その約六割がこの人工林の蓄積によって占められている。しかも、現在の森林の成長量の大部分を占めている、こういう状況でございます。

人工林の造成のために要したこの間の費用というところのお尋ねでございます。

これは、すべての金額を過去にさかのぼって網羅的に集計することはなかなか難しいわけでありまして、昭和三十九年度から昨年度までに森林の整備に要した公共事業予算額というのを集計いたしますと、純粋な部分ということできざり見積もつて、造林関係事業というものを積み上げまして、国費ベースで約二兆円の金が投入されている、こういう状況に相なっております。

○城島委員 それでは今後、すべての、まだ残っている人工林への整備ということについてお尋ねしたいわけですが、それは完全に目標どおり整備されるためにはどの程度の期間及び費用がかかるのでしょうか。

○中須政府参考人 ただいま申しました我が国の森林面積の約四割を占める人工林につきましては、結局、成長の各段階に応じて、それぞれ段階ごとに適切な保育とか間伐、こういうものが継続的に実施される。当然、これからは、水源涵養あるいは山地災害の防止、こういった公益的機能を十分に発揮するという観点からは、抜き切りを繰り返しつつ徐々に資源の更新を図っていく長期育成循環施策の導入等、さまざまな形で適切な整備を進めることが必要になるわけでございます。このような人工林の整備というのが林木の成長、造林、保育、伐採のサイクルに合わせて継続的に展開されていく、こういうことに相なるわけでございます。

こういった森林整備に必要な費用とか人員ということにつきましては、率直に申しまして、将来の国民の森林整備に対する要請の変化とか、林業生産面での技術の進歩、あるいは生産性の向上、そういうことを含めた変動要因が多く、的確に見通すことはなかなか難しいと思えます。

しかし、私ども、今回この法改正を受けまして、新しく森林・林業基本計画を定めることにしているわけですが、その計画の中で、森林の多面的機能の発揮のための目標とすべき具体的な

な資源の状態を明らかにする、それから、全国森林計画の中では、十五年間ぐらいを見通した造林面積とか間伐面積の計画量、こういうものを示すことによりまして、今先生がお尋ねになったことに對する一つの数値的なお答えというのか、そういうものが出てまいるといふことで、この法律の施行を待って、この点を鋭意詰めて、また別途御説明の機会を与えさせていただきたい、こういうふうに思っております。

○城島委員 それでは、これからの基本計画といったものにその辺を明確に出して、提示をいただきたいというふうに思います。

次に、大臣にまた基本的なことをお尋ねしたいわけですが、先ほど、特に国有林ということについて結構でありますけれども、先ほどの御説明でも長官からありましたように、二兆円程度のお金を投入してきたというような数字も挙げられましたけれども、かなりの税金を導入して植えられてきている国有林であるわけでありまして、それこそ適正に管理して初めて木材としてまた商品としての価値も出てくるものであるわけであつて、このまま放置すれば、それこそ森という山は死にかねない段階に來ているとよく言われているわけでありまして。

結果として、投資した税金そのものがむだになるというようにないようなことをしなければならぬわけですが、そういう観点から、今回のこの基本法をまさしく実効あるものにしていくということのためには何が最も必要なことなのかということについて、大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○武部国務大臣 私の出身地も国有林の地域でございます。いろいろ歴史的な経過はさまざま承知しているのですが、我が国の国土の約二割、森林面積の約三割を占めておりますが、この多くが脊梁山脈や急峻な奥地水源地域に分布しているというふうなことから、国土の保全、水資源の涵養、

自然環境の保全等の公益的機能を中心に、森林の有する多面的な機能の發揮に重要な役割を担うべきところに国有林が多いということでございます。

国有林の改革ということにつきましては、いろいろな経緯、年月を経たわけでありましても、今日の使命は、まさに公益的機能の維持増進を基本としたものに転換しているわけでございまして、国有林事業については、さらに抜本的な改革を推進しつつ、公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業等の振興に一層寄与していくべきことを旨として、民有林行政とも連携しつつ、かつ適切な、効率的な運営を行っていかねばならない、かように思います。

私見をさらにつけ加えて申し上げるならば、何か林野庁の仕事が国有林中心であったということに、木を見て森を見ざるがごとき林野行政というような批判があるのではないかと。今後は、そういうことについては、新しい基本法に基づいて、しっかりと、国有林にありましても、国有林だけじゃなくて、民有林行政とも連携しつつ、適切な努力をしていかなければならない、そういう決意をしている次第でございます。

○城島委員 次に、第十五条に、山村振興、山村地域における定住の促進ということが書かれておりますけれども、こうした課題は具体的な施策こそが重要ではないかというふうに思っております。

過疎化が加速的に進む現状を考えると、幾ら法律でその促進ということを書いても、具体的にそういったことが進まなければ、まさに絵にかいたもちにすぎないわけであります。国民共有の財産を守ってかつ管理をしていくというためには、こうした問題がさらに重要じゃないかというふうに思っております。なかんずく、プラスして言いますと、昨今、大変高い失業率、四割の後半というような雇用情勢から見ても、希望する人には山村での仕事と生活がきっちとできるような

支援事業といったものを考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

九六年だったと思いますけれども、総理府の国民意識調査においても、条件が許せば約三割の都市生活者が地方で暮らしをしてみたいという結果が出ていますので、ぜひ、二十一世紀型の、いい意味の公共事業の一環として、雇用創出の観点も含めて、重要な施策としてこういうことについて林業整備といったものを考えてはどうかというふうに思っております。御検討いただきたいと思います。

○中須政府参考人 御指摘のございました山村の振興、こういう観点から見ましても、山村における基幹的な産業の一つでございます林業の振興を通じて雇用の場を創出する、そしてまた林業就業者の確保と定着を促進する、こういうことは大変大きな課題だというふうに考えております。

具体的に、午前の御質疑の中でもお話が出てまいりましたが、各都道府県に設置をされております林業労働力確保支援センターというところが、就業に必要な資金の貸し付けであるとか就業相談等を実施して、林業への新規参入を促進しているところであります。

まさに今先生がおっしゃったとおり、かなり若い方々を含めて、林業の場ということを志するという方がかなりおられるわけであります。例えば最近でも二月に、東京と大阪で、森へ行こうよ全国フェアというのを開催いたしました。そういうところ、二万人近い、あるいは二万人前後の方々、二日間のフェアに御参加いただいたわけでありまして、そういう中でも、相談コーナーをつくりますと、東京では九百名の方が、大阪では七百名の方が、山村で林業に就業するということの希望を持って相談窓口を訪れている、こういうようなことが現にあるわけであります。

したがって、先ほどのような話に加えまして、都市部からのリターンあるいはリターンというところを含む幅広い就業希望者に対して、森林に

関する知識とか就業情報を提供する、就業希望者に対する研修を実施する、こういう形で新規就業者の育成確保ということに関係省庁とも協力しながら、引き続き努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

○城島委員 ぜひ積極的な検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、今回の基本法の中では、木材の生産といったものを中心としたところから新たに多様な機能の發揮というところへ、一つの林政の目標を大きくつけ加えるというふうでしょうか、場合によっては変えるというふうでしょうか、こういうところが一つのポイントとされているわけでありまして、これは少し整理しておく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

というのは、多様な機能という中で、私的な財産とか、私的財としての生産機能である木材生産というものと最も合致するのは、いわゆる二酸化炭素固定機能という公益的機能の中で一番ストレートに合致する機能だということだと思います。すなわち、木材生産を最大化するときにこの二酸化炭素の固定機能も最大になるといふことであるから、そういうふうに見えるというふうに思います。これに対して、水源涵養機能といったものを中心とした公益的機能というのは、場合によっては相反する側面を持っている。したがって、そういった面においては調整が必要な部分が出てくるんじゃないかというふうに思うんです。

公益的機能というのは、まさしくその名のとおり公益財であって、多数の受益者がある。私的財である木材の生産を行う森林所有者との利害をそういう面では、あるところでは調整していく必要が出てくる部分もあるということだと思います。そういう点で、今回の中身で、特に木材生産機能というものと公益的機能というものが森林の多様な機能にあるということとはまさにそのとおりでありまして、さらにその公益的機能には、木材生産と矛盾の少ない二酸化炭素吸収、固定機能と

いうものと、それから、今申し上げましたように、木材生産機能と調整の必要なそれ以外の公益的機能があるということはある程度きっちと整理した上で、課題にきっちと対処していく必要があるのではないかとこのように思っております。

地球規模の環境問題というのが重要性を増すにつれて、地球温暖化対策となる森林の二酸化炭素の固定能力というのは再評価されるべきでありまして、循環型社会構成の必要性の面から考えましても、この森林資源造成といったものと木材等の生産機能というものはきっちとやはり見直されていくべきであるというふうに思っております。

また同時に、木材等の生産機能との調整の必要な国土保全、水資源涵養、良好な生活環境の保全、保健、文化、教育的利用、あるいは生物多様性の保全等々、森林に要請される機能もまさしく多様化しているし、その重要性も極めて大きくなっているというふうに思います。

こうした理解のもとで、木材等の生産機能というものとその他のいわゆる公益的機能を二本の柱にする持続可能な森林管理を森林政策の目標とすべきではないかというふうに考えております。

したがって、私は、大きく言うと三点が基本政策としてはポイントじゃないかというふうに思います。一点目は、多様な機能の持続的發揮のための適切な森林の経営との調整というのが一点、それから二点目が、森林資源の循環の利用を担う林業・木材産業の発展、それから三番目が、山村振興、大きく言うと、この三つの施策の展開が必要じゃないかというふうに思います。

時間が限られておりますので、特にこの二点目に申し上げました林業あるいは木材産業の発展ということについて、少し私の意見を含めて御理解を承りたいわけでありまして、今申し上げましたように、多面的な機能の發揮というものは極めて重要であります。さきさきながら、やはり木材をきっちと生産し消費していくというこの道も王道としてきっちとしないことには、問題の本質からずれていく可能性が有る。

そういうことからすると、私も、この木材というんでしようか林業については、かなりというかはとんと素人だったものですから、いろいろこの問題強ささせていただきまして、専門的ではありませんが、専門家の話もいろいろ勉強させていただきました。いて、素人なりに解釈しましたのでちよつと専門的なところからはずれのかもしれませんが、一言で言う、私自身の認識もそうだったんですけれども、木造というのは鉄筋なんかに比べていろいろな面で劣るという認識が僕自身あったわけ

です。決してそんなことはない。非常にわかりやすく言うと、耐火性とか耐震性においても、きちつとしたことをやっていたらほとんど遜色ない材料であるという認識が——自分のことだからかもしれないが、一般的に強いんじゃないかと思うんですね、国民の中に。やはり、いい建物というの、鉄筋で、鉄骨できちつと組み上げたのがすぐれているんだ、木造というのは劣るんだという意識がまだあるんじゃないかと思うんですけれども。

やはりその辺の、私はデータ等を見せてもらいましたけれども、きちつと、木造そのものというのには非常にそういう面、耐震性においてもあるいは耐火性においても、きちつとしたことをやれば全然劣らない、プラス、やはりもう言わずもがな、いろいろな、いい、資源消費型じゃない循環型の材料ですから、すばらしい材料であるというようなことの国民的な認識の普及、PRというのが一方で非常に大事じゃないかというふうに思っているところがあります。そうしたことも含めてみると、やはりこの林業の最終消費者まで視野に入れた産業の振興といったものが極めて重要だ、そういうふうな思っております。

そういう点においては、インフラの整備といったことも海外との問題でよく言われますので、競争力をどうつけていくかということであろうと、まさしく山から消費者まで行く間の流通、加工を含めて、相当いろいろな面で競争力が落ちてい

いうこともやはり事実だと思う。

特に、現場の人に聞いてみますと、材料としての品質の、しかもある程度量がまとまると、しかもできるだけ、できるだけというか、いわゆる乾燥材としてのものは極めて少ないということでありますので、最低限、そういったものについて、価格の前に海外とのもので競争できるような条件を整備するよう、ある面という、投資あるいは援助、そういったものがどうしても必要じゃないかというふうに思っております。

流通過程を含めたそうした公的負担が私は必要じゃないかと思うのでありますが、いかがでしょう。

○武部国務大臣 今、本法案の特徴は三つあるとお話しされましたけれども、三つは、それぞれ個別、相対立するものではないと思えます。森林の公益的な機能ということが人と自然の共生という観点から非常に重要なものである、あるいはまた、広くは地球環境問題というような視点からも重要だという、これは国民的なあるいは全人類的な課題として大きくクローズアップされてきている。

同時に、今お話ありましたように、木材に対するあこがれというものが、最近の生活の反省からむしろ新たな願望として強くなっている。それは那辺にあるのかというようにござりますが、よく、地震、雷、火事、おやじという言葉が言われましたけれども、やはり日本のような火山列島とか、地震が多い、あるいはまた地震に伴いまして火災も多いというように、そういう危険、恐怖感というものが多かった。しかし、依然として、昔も今も、木材の優しさ、やわらかさというものはみんなそれであつたと思うんです。

それが昨今、技術も進んでまいりまして、集成材でありますとか乾燥材でありますとか、そういったようなことで、公共施設にもこれが十二分にたえ得るというふうになってまいりまして、そういう意味では非常に今先生御指摘のようなこと

が見直されているということも、今次新しく森林・林業基本法を制定しようという時代的背景があるんじゃないのか、かように思います。

山村振興については、先ほどもお話がありましたが、これもやはり人と自然との共生という出発点があるんだらう、かように思います。そういうような視点で、私どもは木材産業の新たな視点での振興ということにも積極的に取り組んでまいりたい、かように考えている次第でございます。

○城島委員 そういうことの中で、東京大学の農学部にあります弥生講堂というのが、東大農学部が百二十五周年で木造の講堂を建てられた。先週、見てまいりまして、ちょうど三百人入るホールが一条ホールと名がついていて、これはどうも静岡県の一条工務店さんという方の寄附で建てられたものであります。すばらしい講堂という建物でありました。まさしく木の香りもしまして、いわゆる鉄筋コンクリートの講堂なんかよりはるかにいいものだという実感をいたしました。

ちょうどそこで公開市民講座というのをやっています、三百人収容のホールにはほとんどいっぱい、地域の市民の皆さんがまさしく生物の多様性と農学というテーマで勉強されておりましたけれども、何人かに毎日出られておられる方にもお聞きしますと、やはりこの講堂というかこの建物だから、本当に落ちついて、またいろいろな人も来やすいというかすばらしいという実感をお持ちであります。

ただ、その中でちよつと気になりましたのは、やはり私自身の認識がそうであつたということと同じように、建築基準法を含めてさまざまな規制があつて、なかなか、木造のものをつくっていくだけでも規制がやはり強いということがあります。

そういういろいろな研究が今進んできていますから、本来であれば、規制をかけなくてもできるような木造というのがいっぱいあるような感じが

しまして、ぜひ、そういった面での見直し、建築基準法等の見直し等についても積極的にやっていただきたいのと、これはこの委員会でも多くの皆さんおっしゃっているように、特に公共施設みたいなものについては国産材を使うような方向で積極的な取り組みをぜひ展開していただきたいというところをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○堀込委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 林業のこれからの展望を開くために林業基本法を含めて三法が審議をされております、間もなく終結しますが、そういった中で一つやはり気になるのは、林業就業者の高齢化の問題だと思ふんですね。高齢化については、何も林業に限らずさまざまな業種においても、他産業においてもそういった問題は深刻な形になってきているわけでありまして、特に林業は非常に高齢化が目立ってきておりますし、同時にまた、その後を引き継いでいく新たな担い手の育成の問題や、そういった問題が非常に大きな課題として今あるんじゃないか、こう思います。

そういった意味では、この林業三法、基本法を含めて審議をしながら、まさに法律をつくって制度を整備してもやはり人が一番大事なわけでありまして、制度を生かすべき人、こういう人をどうするかという問題が非常に大きな課題として残っていくんじゃないかな。

そこで、大臣、高齢者の皆さん方に対する、高齢化に対する対策の問題が一つあるだらう。これは次の担い手の問題もそのまゝ関連していくわけでありまして、そういった問題について大臣としてどのように受けとめ、また対応をなさるのか、まず最初にそのことをお伺いしたいと思います。

○武部国務大臣 全く私も先生と同じ問題意識を持っております、林業労働力というのは、林業就業者の約三割が既に六十五歳以上である、その高齢化の著しきは驚くべき状況にあります。したがって、若い担い手の確保育成ということが非常に重要な課題であるというふうに考えており

ます。

このために、従来から、都道府県の林業労働力確保支援センターを拠点とした各般の施策を講じてきたところでありますが、今後はこれに加えて、今先生のお話もありましたように、都市部からの参入、定着促進のための就業情報ネットワークの整備、新たな森林整備に対応した人材の育成等、担い手の確保のための措置に全力を尽くしていきたい、かように思います。

同時に、これまでも議論がありましたように、林業労働の機械化、このことも大変おこなわれているわけでございます。高齢化になればなるほど、それに対応した仕事をどうしていくか、それはやはり積極的な機械化あるいは省力化、ロボット化ということなどにも力を入れていかなくちゃいけないんじゃないのかな、かように考えております。

○白保委員 今後の人材確保の問題等については、現在の仕事のあり方等も含めて工夫をしていかなきゃならないだろうと思いますし、同時にまた、県境あたりで、こつちからこはどつちの仕事、こつちの仕事というふうなこつちの分け方じゃなくて、全体を、どこでもやっていけるようなレンジャー隊みたいなものも工夫をしてみるとか、そういうこともこれから重要な問題なのかなどと思います。

同時に、林野庁の予算五千億ですか、これも倍増して、今の大臣の言われた機械化等にも対応できるような状況も工夫していかなくちゃならない時代も来るんじゃないか、こういうふうにも思います。

次に、私は、この間も議論をいたしました、国産材の供給量と木材需要のバランス、自給率の問題ですが、向上に向けた国産材の利用促進、こつちの問題について伺いたいと思います。昨日も参考人の意見の聴取があったわけでございますが、その中で、全国の組合長の方は利用量の拡大ということを訴えておられました。一方で、林業経営者の女性の方は自給率の向上に言及しておられたわけでございます。

林野庁は、自給率の問題について、木材需要を

分母とする木材の自給率は、国産材供給量の動向にかかわらず上下することがあり得るなど、国産材の供給、利用の指標としては適切とはいえない、むしろ林産物の供給、利用の指標としては、国産材の供給、利用量を直接示すことがわかりやすく適切であると考えているというふうに自給率の問題点については言っているわけですね。

そこで、一つ確認をしておきたいんですが、木材需要を分母とするという部分で、この分母という問題は非常に大きな問題で、これを分母とする木材の自給率は問題あり、こういうふうなことを言うわけですから、この分母について、なぜ分母が大きくなったのか、この部分について確認をしておきたいと思うのです。どのように考えておられるのか。

○中須政府参考人 全体の我が国の木材の需要というところでいえば、製材用、パルプ、チップ用それからその他、こういうふうな大きく三つに分けられるかと思えます。国産材がどのように使われるかということでは、現状でいえば、我が国の国産材は製材用というところに主として振り向けられていて、パルプ、チップ等は、もちろん国産材の端切れとかそういう部分も当然ございすけれども、ほとんどが外材で賄われている、こういうふうな構造になっている。

このパルプ、チップ等の部分は、紙の利用拡大ということに伴ってこのところ急速にふえてまいり、現時点では、再生紙というものがかなり拡大をしているということを含めて、横ばい状態というところであります。

製材需要というのは非常に大きな部分が家の建築用材でありまして、もちろんそのほか家具とか木製品の材料になるわけであります。日本国内におきまして住宅の需要、新規着工件数の動向ということによってかなりのぶれがある。現在ですと百二十万戸程度であります。景気対策等で、多いときには百五十万戸を超えるような数字もあった、こういう状況であります。

それらをすべて、そういう用途は捨象して単純な数量で合計したものが需要量というところで分母

になっている、こういうことでございす。○白保委員 ですから、分母が拡大していついていけるというの、輸入量も拡大しているわけですね。その一方で、林野庁は自給率の向上に向けた国産材利用推進のためにさまざまな取り組みをして、いるわけですね。公共用、民間用あるいは住宅用、さまざまな手だてを打っているという努力をされているようでありまして、ここでは分母を中心としたところの自給率を考えた余り意味がないというふうなことをおっしゃる。一方で、自給率拡大のためにいろいろ手だてを打たれる。そういうことですね。

それで、今回の場合には、分母という問題、国産材の供給量を拡大するというふうな言いながら、自由競争やそういう競争の中で考えたときに分母の部分というものをあいまいに拡大していきこうとしても、結局はその対応を誤っていくんじゃないかな、こういうふうな私自身は受けとめて、いるんですが、その辺はどうかでしようか。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、自給率というの、全体の我が国の需要と供給の関係の中において国産材がどういう地位を占めているか、こういうことを知る上では大変わかりやすい指標でございす。したがって、我々もそういうものの指標を一律にないがしろにしているわけではなくございす。林業白書等をごらんいただきますとおわかりのとおり、その年における自給率がどうだったかというのを掲げ、それをいろいろ分析するというようなことをやっているわけでありす。

ただ、私が前回を含めて申し上げましたのは、林政審議会の報告にも触れられているわけでありす。あそこでは三点ばかり掲げておりますけれども、政府が実現を図るべき数値目標として掲げるの、どういふものが適当か、こういう議論の中で、一つの答えとして、私どもとしては、そういう利用量という量そのものを掲げてはどうか

と言ったわけでございす。冒頭申しましたよう

に、全体の需給関係の中において日本の木材というのがどういふ地位を占めているか、需給関係の中においてその姿を明らかにする、ウェイトを明らかにする、そういう意味では大変有用な指標でございす。

いずれにしても、私ども、基本計画の中で全体の需要量というのをどういふふうに推計するかという点の検討を含めて議論を行った上で、そういう自給率という数字も基本計画の中で示していく必要がある、そういうことも検討していきたいと思っております。

もう少し具体的に、どのような形でその辺を表現していくかということについては、これから先、いろいろ御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○白保委員 自給率の問題についてもこれまで議論してまいりましたが、要は、国内の利用拡大をどうしていくか、ここに尽きるわけですから、いろいろ議論をしても、結局、国内産が使われない、国産材が使われない、拡大していかない、こういうことであってはいけなわけで、国産材を拡大していくその中で初めて林業も成り立っていくわけであって、そういう面では、その位置がどうなっているかということを確認にする、そういうことは常にいろいろな指標の中で明らかにしたいかなきゃいけないだろう、こういうふう

成十二年度より五カ年計画で百五十万ヘクタールですが、平成九年度実施の約五割の森林を緊急かつ計画的に整備する、これを推進しているわけですが、今度の進捗状況と今後の具体的な計画といったものについてお伺いをしておきたいと思ひます。

○中須政府参考人 間伐の意義につきましては、残存木の成長を促して、良質な立木の育成を通じて災害に強い森林をつくるということもございまして、とにかく林内に日光が降り注ぐということを確認して、下層植生を繁茂させること等を通じて土壌の保全を図る、そういう意味においても、つまり森林が本場に多面的な機能を発揮していく上でも間伐というのは極めて重要な問題だ、こういうふうなことを考えております。

このため、御指摘のとおり、五年間で百五十万ヘクタール、緊急間伐五カ年対策を進めたところでございます。初年度目の昨年度、十二年度につきましては、ちょうど全国で三十万ヘクタールの間伐を行いました。計画どおりということでございます。現在、二年度目ということで、各都道府県と打ち合わせをしながら、本年も再び三十万ヘクタールの間伐を実施すべく現在努力中、こういうことでございます。

○白保委員 終わります。

○堀込委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。これまでの質疑におきまして重複するところがあるかもしれませんが、これにつきましては確認の意味で重ねてお聞きしたいと思ひます。そしてまた、地域課題もありますので、通告に従い順次質問いたしたいと思います。

地球環境の保全に大きな役割を果たしている森林は、陸地表面の二七％を占めておりますけれども、人口の急増と貧困、経済活動の活性化等により、開発途上地域を中心として森林の減少が進んでおります。平成二年から平成七年の五年間に、我が国の国土の一・五倍に当たる五千六百万ヘクタールが減少したと推計され、特に熱帯地域にお

いては、年平均で、我が国の国土面積の約三分の一に相当する森林が減少している現状にあります。

一方、我が国は、国土の三分の二が森林に覆われ、その比率は世界的にもトップ水準にあります。これは、単に自然条件が樹木の成長に適しているからだけではなく、先人たちによる森林の造成やそしてまた保全へのたゆまぬ努力の結果であります。災害のない安全で豊かな国土や潤いのある生活を築いていくため、さらには地球温暖化対策等の地球規模の問題解決のためにも、このような豊かな森林を維持し保全していく必要があります。

私は、これまで県議として住民の目線で地方行政の面から農林水産行政に携わってまいりました。私の住む岩手県は、森林面積が百十八万ヘクタールと県土面積の七七％を占め、また蓄積が約一億七千万立方メートルで、面積、蓄積とも都道府県で全国第二位と、我が国でも有数の森林県であります。

県の森林は、杉の人工林やアカマツ林が木材生産の場として活用されているだけではなく、ブナやナラなどの天然林を中心に、水源涵養や保健休養など、さまざまな公益的機能を発揮しております。平成十一年の県の林業基本計画によれば、岩手の森林の有する公益的機能は年間約一兆九千七百億円に上るとされております。

そこで、最初に、森林については公益的機能が高度に発揮される森林を育てていく施策が重要であると思ひますけれども、農林水産大臣のこのことについてのお考えをお伺いしたいと思ひます。

○武部国務大臣 今先生御指摘のとおり、地球的な規模で将来を展望した場合にも、お説のとおり砂漠化がどんどん進んでいるということを考えますときに、やはり森林の有する国土の保全、水資源の涵養、地球温暖化の防止、自然環境の保全、大気浄化等々の公益的機能に対する国民の期待も最近是非常に高まっているのではないかと、か

うに思ひまして、全人類的に、また全国的に、こうした要請、期待にこたえて森林・林業がその役割を果たしていくことが極めて重要な課題である、かように認識しているわけでございます。このために、今般林業基本法を改正し、森林の有する多面的な機能の持続的発揮を重点とした政策に転換することとした次第でございます。今後、重視すべき機能に応じた森林の区分等に対応し、国民の森林に対する多様なニーズにこたえ得る森林の整備に努めてまいりたい、かように考えております。

○黄川田委員 大臣からお話がありましたけれども、今回の林業基本法の改正において、森林・林業行政の基本方向を、木材生産のみに着目したことから森林の有する多面的な機能の発揮に転換すること、時代に沿ったものであり、私も適切であると思っております。

しかしながら、この政策転換を生かすためには、基本法を改正するだけでなく、具体的な法律や予算制度などが伴わなければならないと思っております。また、関係者の努力を促すためには、この中央での政策転換が、地方の林業従事者を初めとする関係者や住民に正しく理解されることが必要不可欠だと私は思っております。

そこで、この基本法における理念の転換をどのように実効あるものにしていくのかを農林水産省に具体的にお尋ねしたいと思ひます。

○中須政府参考人 ただいま御指摘のとおり、今回の基本法の改正は、森林の多面的機能の持続的発揮、また林業の健全な発展と林産物の利用の促進、こういうことを基本理念として基本政策を提示したものであると思ひます。したがって、御指摘のとおり、これから先具体的な個々の法制度をどうやっていくのか、そしてまた予算面でどういう裏打ちをしていくのかということが基本的な重要、こういうことに相なるわけであり

ます。その出発点として、私どもは、まず基本法の成立を得て、森林・林業基本計画というものの

おきまして、幾つかの数値目標を含め、これから先の中長期的な施策の方向、どういう形でその数値目標を含めて実現を図っていくのかという姿を明らかにする。

こういう作業を行うと同時に、先生御指摘の、一つは法制度面の問題につきましては、今御一緒に御審議をいただいております森林法の一部改正、それから経営基盤法の一部改正ということを通じて、この森林・林業基本計画に即してということに相なるわけですが、森林の果たすべき機能に際して、その機能の区分に応じた森林施策の進め方、その方向を明示し、施策体系を導入していく、それから担い手への施策や経営の集約化を図っていく、さらに木材産業の構造改革なり木材利用施策の推進、こういうような個々の具体的な対策に、来年度予算をまず当初の手がかりとして取り組んでまいりたい、こういうふうな考えております。

○黄川田委員 森林を社会全体で支えていくという政策の転換でありますので、社会的コストについて具体的に明確にして、国民の理解を求めている必要があると私は思っております。そこで、地域住民の協力で、そして多面的な機能を維持する方法が日本で定着するのか、そこがきざだと思ひますので、ぜひとも実効あるものにしていただきたいと思っております。

それでは次に、森林管理対策と森林基盤整備についてお伺いいたします。

森林の多面的機能が十分に発揮されるためには十分な整備がなされる必要があります。新基本法の第十二条にも森林整備の推進が掲げられております。人工林面積の約五割を占める四百万ヘクタールの人工林が間伐の対象となっております。しかしながら、小径木の需要の伸び悩みや材価の低迷により、必ずしも十分な間伐がなされているとは言えない状況にあります。また、公益的機能が高い森林を育成するためには、抜き切りによって複層林といいますが、そういう状態の森林を育てていくことが効果的でありますけれども、現在の林

の不可欠な、ある意味での前提作業でござい
す、その辺がしっかりと判明するように努力を続け
ていきたいというふうに思います。

○黄川田委員 そしてまた、林業就業者の高齢化
とともに就業者数は減少の一途を余儀なくされて
おりますけれども、今日の林業をめぐる厳しい情
勢のもとでは、林業後継者の増加を簡単には期待
できないのが現状であります。

私は、森林組合が地域の森林整備の主体とし
て、不在村地主や小規模な森林所有者の森林を預
かって施業していくことが今の現状ではベストで
あると思っております。しかし、森林組合につい
ても基盤が脆弱なものが多く、平成十一年度末の
データでは、全国約千二百組合のうち、広域組合
とならず市町村以下の区域を地区とする組合が約
七割を占めていると聞いています。

そこで、森林組合がその期待されている役割を
果たすためには、広域合併等によってその経営基
盤を強化していくことが必要と考えますが、森林
組合の合併状況は、国の目標に対し、最近どのよ
うな傾向にあるのでしょうか。また、森林組合の
基盤強化のため、今後さらにどのような対策を講
じていくのか、林野庁の見解を求めておきたいと
思います。

○中須政府参考人 森林組合の広域合併が重要だ
というところは御指摘のとおりでございます。こ
れは森林施業を的確に確保していくということに
とどまらず、森林組合の運営、財政基盤の強化と
いう観点からも極めて重要な課題ということで、
系統組織も挙げて取り組んでいるわけでありま
す。

実は、系統組織自体、期末の組合員数を、現在
の計画のもとでは、この十三年度末の系統の目標
としては全国六百組合に統合を図りたい、こうい
うふうに掲げていたわけでございますが、現実
は、十二年度末で千七百七十三組合というのが実績
でございますから、この目標に比べて現状は大幅
におくれているというのが現状でございます。

現在では、千七百七十三組合のうち二町村以上に

またがる組合は三百九十四組合ということで、約
三四％を占めている。そのほかの組合は、市町村
の行政区域と同一かそれ以下の森林組合である、
こういうような姿に相なっておるわけでございま
す。引き続き森林組合の広域合併ということ
に、系統組織はもちろん、我々も最大の支援をし
ていかなければならない、こういうふうと考えて
おります。

○黄川田委員 合併の進捗率が低いために、財務
省からさまざまな意見が出されておたりして、
来年三月末で期限が切れるのですか、森林組合合
併助成法ですか、この改正、延長についても指摘
しておきたいと思えます。

近年は、杉の丸太価格が約二万六千円から七千
円台と、昭和四十年代と全く変わっておりませ
ん。その一方で、労賃、苗木代等が上昇し林業の
採算性が悪化するなど、林業の経営を取り巻く環
境は厳しいものであります。

このような中であつて、やる気を持って林業経
営を行う方々を支援していくことが必要となるわ
けでありますけれども、今回は、林業経営基盤強
化法の改正案も提出されております。今回の改正
では、このことについてどのような支援や手当て
をしているのか、林野庁に改めて伺いたいしま
す。

○中須政府参考人 経営基盤強化法の一部改正に
おきましては、林業経営改善計画の認定を受けた
林家、森林組合、素材生産業者等に対する金融上
の支援措置といたしまして、一つは、農林漁業金
融公庫資金について、新しい資金を追加する。高
性能林業機械の借入れとか、作業員の研修等に
必要な経費を資金の対象にしたいという点が一
点。

二点目は、農林漁業信用基金の無利子資金の融
通対象に造林のための資金を加えて、これも
いろいろ議論になっております長期育成循環施業
等、伐期の長期化あるいは森林の複層林化とい
うものを行うための施業転換に際して、この無利子

資金を借りかえ資金として融資をする、という
ことによつて総体としての利子負担の軽減を図
る。こういう措置を講じたい。

それから三点目に、新たに、放置されていると
言つて語弊があるかもしれませんが、十分に整備
のされていない森林につきまして、その森林の権
利あるいは森林施業の委託ということ、この認
定を受けた林家とか森林組合にあつせんをする、
そういう権限を都道府県知事に与える。
こういう三点をこの改正の骨子としておるもの
でございます。

○黄川田委員 それでは、ここでさらに生産森林
組合について考えてみたいと思ひます。

生産森林組合は、組合員が所有する森林を現物
出資し、自分たちの労働で経営を行う、いわば資
本と労働と経営能力を持ち寄つて構成する一つの
経営組織であります。しかしながら、実際には入
会林野を整備する過程で設立されることが多く、
全国では約三千の生産森林組合がありますけれど
も、そのうち七割弱が入会林野の整備を契機とし
て設立されておると思ひます。

林業を取り巻く環境が厳しいことは、先ほど
言つておるわけでありませうけれども、これら生産
森林組合の経営にも大きな影響を与えておるとこ
ろであります。

林業生産全体が低迷している中、以前のように
収益が上げられないのは仕方がなく、現状ではプ
ラスの収益を期待するよりも、いかにマイナスの
損失を最小限にとどめるか、その工夫しかない
と思われるわけでありませう。しかしながら、住民税
や固定資産税さえ払えないといった苦境を聞くに
つけ、何とかならないかと思つております。

そこで、この生産森林組合の現状はどうなつて
いるのでしょうか。また、国は生産森林組合のあ
り方を今後どのように方向づけようとしておるの
か、あわせて伺ひたいと思ひます。

○中須政府参考人 平成十二年三月末現在の数字
で申し上げますと、生産森林組合、全国で三千四
百五十九組合、約三千五百組合ということであり

ます。平均組合員数が約九十人、平均の経営森林
面積は約百二十ヘクタールでございます。

ただ、ただいま先生から御指摘ありましたよう
に、本来この制度自体は、零細な森林所有者が集
まつて土地を現物出資し共同で森林の管理を行つ
ていく、そこにあるわけでありませうが、実態的に
は七割から八割が、入会林野の権利関係を近代化
するあの法律に基づいて整備をして、生産森林組
合として今後やっていくということとで成立した
ものが大部分を占めているというのが現状でござ
います。

現在の森林・林業生産活動自体が全体として大
変落ち込んでいます中で、例えば、データ的に申し
上げますと、生産森林組合の販売実績ということ
を見ましても、事業年度一年間に立木とか木材を
販売した組合、いずれもパーセントで申しまして
一けた台、こういうような姿でありまして、かな
りの生産森林組合が休眠状態というのかそのま
まの状態で置かれておるのではないかと状況がそ
ういうところから見られるわけであります。

そのために、これから実は私も、一つ生産森
林組合だけの問題ではなくて、森林組合自体をこ
れから先どういうふうにかえていくか、森林の施
業のあり方を長期的に考えていく中で、森林組合
がどのような役割を果たしていかなければならな
いのか、あるいは果たしていきけるのか、こういう
ことをしっかりと議論するというところで、関係の
方々にお集まりをいただきまして検討会を発足さ
せました。

実はその中で、この生産森林組合の問題につ
きましても、そういうある種の理想を持ってつく
られた制度、そしてまた、かなりのものが入会林野
の近代化に伴つて生まれてきた、こういう出自と
いうか経過の中にある生産森林組合を今後一体ど
う扱っていくか、ぜひその検討会の中で十分御議
論をいただいて、今後の方向について検討をいた
だきたい、こういうふうと思つております。

また、しかるべき機会にこういう検討会からの
中間報告なりそういうものが出された段階で、い

ろい関係方面の御意見を聞きながら、方向づけをしてまいりたいと思っております。

○黄川田委員 生産森林組合の役員が例えば亡くなったたりしますと、役員の変更登記をするわけですね。そうすると、登記所に登録免許税も、負担も大変だという話もありますので、林野庁にはぜひとも生産組合の現場の生の声を聞き取りいただきまして、適切な対応をお願いしたいと思っております。

それでは次に、次世代を担う若者の育成であります。農業、水産業、林業に共通した課題であります。このことについては、特に林業の担い手育成については、農業や水産業のそれとは異なる大胆な発想の転換が必要であると私は思っております。

二〇〇〇年度林業白書によりますと、二十ヘクタール以上を保有する林家の年間林業所得はわずかに三十六万円にすぎないのであります。家計に占める林業所得の割合は本当にわずかなもので、これでは小遣い稼ぎにもならないのが実態であります。したがって、従来の発想の延長ではもはや若者はついてこないものであります。

そこで、私は、国民運動的視点で方策を提言したいと思っております。無論、林業白書に見るとおり、森林整備を支援する取り組みはそれなりに行われていることは承知しております。

一つの方法は、教育改革国民会議の提言にもあり、奉仕活動の一つとして義務づけることとあります。さらに、ODAの仕組みのもと、国際協力事業団、JICAの青年海外協力隊の活動が海外支援先で高く評価されておりますけれども、類似のシステムを森林整備の支援体制に取り入れてみてはいかがでしょうか。

それには、若者を主とするNPO活動を国がもつと積極的に支援する、そういう姿勢が必要であると思っております。

今回の改正案では、多面的機能の施策の一つとして、一応第十六条で国民の自発的活動の推進を掲げておりますけれども、私が今申し上げたよう

に、国土保全はある意味では国を守る考え方にも似ておると思いますので、国はもつと踏み込んだ政策をとるべきであると思っております。

農林水産大臣の御見解はいかがでしょう。

○武部国務大臣 近年、一般市民が森林整備に参加する森林ボランティア活動が非常にふえておりまして、これに取り組む団体は、全国で約五百八十団体を数えております。三年前の約二倍となる状況でございます。

国土の保全はもとより、森林の多面的機能を持統的に発揮させていくためには、こうした森林ボランティアや募金活動への協力を得ることなど、広く国民の理解と参加を得て森林整備を進めていくということが重要だ、かように認識しております。

このため、農林水産省としては、ボランティア団体等の主体性を尊重しつつ、その活動を促進されるべく、森林ボランティアに関する全国情報の受発信、森林ボランティアの活動拠点となるフィールドの整備、指導者を対象とした研修等を推進するほか、緑の募金の展開に努めてきたところでございます。

前にもこの委員会で私申し上げましたが、富山県で、いつも学生が現地に参加して下草刈り、枝落としなどをやっております緑の十字軍、これは戦後数十年に及ぶボランティアでございますし、私は、今先生が、国防にも値する大事な使命というものを持っている、このようなお話がありましたが、ピース・キーピング・オペレーション、PKOに対して、グリーン・キーピング・オペレーション、GKOというものをつくるべきだということを年来主張してまいりました。

農林水産大臣に就任した今、こうしたことも含めて、林野庁に積極的に構想をまとめてみるように指示したいと思っております。これは政府部内におきまして非常に大事な問題ですので、小泉総理にもこういったことを提唱して、協力を求めたい、かように考えております。

○黄川田委員 かつては学校林というものがあり

まして、学校の生徒が下刈り等々をしまして、主伐して、それを売って学校のピアノなどの備品に充てたというところもありまして、昔は自然にボランティアというところも出てきたから、現実には山は本当に宝の山でありましたから。現実にはまた違つてまいりましたので、ぜひとも積極的な対応をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは次に、地方分権が推進される中、これからは地方が主体性を持って政策を実行する時代であると思っております。とりわけ、森林の多面的機能の一層の充実を求め、適切な経営、施策を行っていくためには、都道府県や市町村の積極的な取り組みが欠かせないところであります。

また、多くの山林を抱える、これは平成十二年七月一日現在の数字でありますけれども、全国八百七十七市町村は、森林交付税創設促進連盟に加わり、広く草の根運動を展開しておりますところであり、とりわけ、森は海の恋人で知られます宮城県唐桑町の植林の山は岩手県の室根村にあるわけなんですけれども、あそこも本当に主導的な役割を果たしておるところであります。

そこで、最近、地方交付税の一兆円削減など短絡的な議論がなされておりますが、国土保全上、森林資源を適切に管理していくべく、森林あるいは山村対策などに對する地方財政措置を充実させるべきではないかと思っておりますが、総務省の見解はいかがでしょう。

○香山政府参考人 私どもも、山村地域の振興を図りますとともに、森林の多面的な機能を維持増進するということを大変重要なことと考えておりまして、平成五年度から、地方財政計画上、森林、山村対策というような項目を設けまして、公有林の管理、あるいは担い手対策、さらには、今年度からは公共施設等の備品への木材製品導入、こういったことを想定いたしまして財政措置を講ずることをいたしております。十三年度の地方財政計画では約三千億円の事業費を確保させていただいております。

今後とも、森林の公益的機能の維持増進、担い

手対策等、極めて重要な課題と考えておりますので、地域の実情も踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○黄川田委員 山村対策については国土交通省あるいはまた林野庁とも連携をとっていただきたいと思ひますし、せめて特別地方交付税の措置などの充実を図っていただきたいと思ひます。

それから、残り時間が少なくなつてまいりましたので通告の順序を変えまして、次に、森林資源と環境保全についてお伺いしたいと思ひます。

ヨーロッパでは、二〇一〇年には再生可能エネルギーを一次エネルギーの全体の六%から一二%へ倍増すべく努力しております。そのうちの八・五%をバイオマスで賄おうとしているようであり、また、この中では、木質バイオマスが最も大きな割合を占めております。この背景には、最近EUに加盟した森林国で、人工林を積極的に活用しているスウェーデン、フィンランド、オーストリアの三カ国の影響が大きいのであります。特に、スウェーデン、フィンランド両国は、全エネルギーの約二〇%に達するバイオマス利用の大国であります。

我が国も、国土の三分の二が森林に覆われた世界有数の森林国であり、かつ、利用エネルギーのほぼ一〇%を海外に依存せざるを得ないので、木質系バイオマスエネルギーの積極活用も図らなければならぬと私は思っております。地方自治体においても、木材産業振興対策の拡充を図るべく、木質バイオマスのエネルギー利用の促進を重点施策に掲げておるところも出てまいりました。最近、我が国の長期エネルギー需給計画について、総合エネルギー調査会の新エネルギー部会からその方針案が提示されたという聞いております。

そこで、再生可能エネルギーの風力等、おののの利用計画はどのような見通しでしょうか。また、バイオマスエネルギー、特に木質バイオマスの供給にどのような方策が期待できるのでしょうか。経済産業省の見解をお伺いします。

○沖政府参考人 バイオマス、風力発電などの新エネルギーにつきましては、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応という観点から、その開発導入を積極的に推進することが重要でございます。当省といたしましては、技術開発あるいは設備の設置に対する補助を通じて導入促進に努めてきているわけでございます。

現在、先生おっしゃいましたように、総合資源エネルギー調査会を通じまして、長期のエネルギー需給見通しの見直し及び政策の見直しをやっているところでございます。二〇一〇年度の新エネルギーの導入見通しにつきましては、官民による最大限の取り組みを前提とした目標値といたしまして、九十九年度実績の約三倍となります。

原油換算の千九百五十万キロリットル、これは一次エネルギー全体に対する比率で申し上げますと、三・二％程度と設定されている次第でございます。また、この新エネルギーに地熱、水力を加えました再生可能エネルギーで見ますと、一次エネルギー全体の六・六％を目標に設定している次第でございます。

先生御指摘の木質バイオマスエネルギーにつきましては、これまで、製紙工程における黒液、あるいは製材から出てくる木くず、廃材などを用いた発電などに用いられているわけでございます。また、間伐材を燃料として利用する方法につきましましては、収集コストあるいは輸送コストが高いという課題がございますので、この辺のことを解決していくことが課題であろうと考えております。

このため、我が省といたしましては、今後とも、バイオマスエネルギーにつきましまして、技術開発やモデル事業による実証試験を支援することによりその開発導入に積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○黄川田委員 経済産業省からお伺いいたしましたけれども、林野庁においても木質バイオマスのエネルギーの利用促進につきまして特段の取り組みをお願いしたいと思っております。特に、運送の部分でございまして、公共団体から要望等が、補助

等、助成等、あると思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、時間でありましますので、いずれ森林の多面的機能が本場に国民に理解されるよう林野庁の取り組みを御期待いたしまして、質問を終わります。

以上であります。

○堀込委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後四時開議

○堀込委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。春名眞章君。

○春名委員 日本共産党の春名眞章でございます。大臣、よろしくお願ひいたします。

私、森林率八四％の、日本一の森林面積率を誇る高知県の出身であります。県も部局に森林局を設置して、森林と林業の振興と再生という点では、大変努力をされている県の一つだと私も思っております。私自身も過疎の山村の育ちでして、山が荒れることによつてやはり村がだめになつていくという姿の中で育つてきた者の一人です。この林業・森林の問題について、私なりに真剣にこの間取り組んできた者の一人です。

今度の林業基本法の改正について、期待もあると思ひます。そして、私も、その声をできるだけつぶさに聞いてこようと思ひまして、いろいろ出かけていって聞いてまいりました。その声も紹介しつつ、ぜひ、あすの森林・林業を二十一世紀、どう発展させていくのかということ、真摯な議論をしていきたいということでありまします。

木材の輸入の規制の問題や自給率の向上という問題、私も最大の問題だと思つておるのですが、前回、中林委員がこの点で議論をさせていだきましたので、私はこのことには触れません。林業の再生と、業として成り立つような努力がこれか

ら必要なのかということを中心に議論をさせていただくということ、最初に申し上げておきたいと思ひます。

まず、法案の中身の中で、大臣、危惧している点の一つ指摘をしたいわけですが、

一つは、現行の基本法の中には、「林業の自然的経済的社会的制約による不利」の補正という規定が明記をされておりました。ところが、新基本法には不利の補正という言葉がなくなり、その考え方もなくなつてしまつたかのような印象を受けてしまひます。現在、日本の「林業の自然的経済的社会的制約」がなくなつたと考えられているのか、この点について少しお話を聞きたいと思ひます。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、従来のというが現行の基本法におきましては、第二条の「政策の目標」のところにございまして、「国の林業に関する政策の目標は、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、云々、こういう形で書かれていたわけであります。

これは、そもそも林業が抱えている不利、例えば、育林から伐採までの生産期間が非常に長期にわたる、あるいは、林業というものが土地において行われるわけであります。生産性の向上には一定の制約がある、あるいは、我が国の林業というのが所有規模が非常に零細で生産性が低位であるとか、そういった条件のもとに置かれていて、他産業に比べて不利な条件にある。これを是正して他産業との格差を是正する、これに政策の基本的なポイントを置く、そういう意味において書かれていた、こういうふうな私ども理解をされているわけでありまします。

この状況自体は変わっていないわけでありまします。が、今回の新しい森林・林業基本法においては、林業というものの健全な育成を図る、その根拠というのを、林業と他産業が、どちらが有利だ不利だ、そういった観点からの施策ということではな

くて、林業が森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている、このことに着目して、その多面的機能の持続的な発揮のために健全な林業を育成しなければならぬ、こういう観点から林業に必要な支援を行つていく、そういう意味において物の考え方を転換させた。そのために、この不利の補正という条項については、新しい基本法の中ではそういう書き方はしていない、こういうことでございます。

○春名委員 今長官が、不利の問題は変わっていないという認識を発言されたことは重要だと思ひます。

他産業との有利不利という考え方はやめて、多面的な機能の発揮という観点から育成していくというふうに考え方を変えたというのだが、この新しい林業基本法、できるまでに大変な年限がたつていっているわけですが、その間、不利の補正、不利という問題ではむしろそのギャップは広がつてきているというのが今日の事態だと思ひます。相次ぐ木材輸入の自由化、こういう中で、そして地域や産業の不均衡が一層拡大している。

ですから、文言上というふうには言われるかもしれないけれども、私は、その考え方の根底に、これを克服するということは今施策の中で一層重要な問題であるという認識で当たつていただかなければならないと思ひます。

その点を一つ指摘をしておきたいと思ひます。同時にもう一点お聞きしておきたいのですけれども、林業の不利がどういう形であらわれているかといふと、決定的問題は木材価格の低迷というところに行き着いていくと思ひます。価格が採算性を大きく下回つた水準で長年推移をしておりますので、林業が業として成り立たなくなつていく大きな根幹になっていまして、林業整備への意欲もそぐ結果になっていまして。

そこで、今度は大臣にこの点で御認識をお聞きしておきたいのです。

林業の経営を健全化するという大きな目標があるわけですが、そのこととつて、価格の低迷の打開、価格の安定という問題は避けて通れない

割を果たしている、このことに着目して、その多面的機能の持続的な発揮のために健全な林業を育成しなければならぬ、こういう観点から林業に必要な支援を行つていく、そういう意味において物の考え方を転換させた。そのために、この不利の補正という条項については、新しい基本法の中ではそういう書き方はしていない、こういうことでございます。

○春名委員 今長官が、不利の問題は変わっていないという認識を発言されたことは重要だと思ひます。

他産業との有利不利という考え方はやめて、多面的な機能の発揮という観点から育成していくというふうに考え方を変えたというのだが、この新しい林業基本法、できるまでに大変な年限がたつていっているわけですが、その間、不利の補正、不利という問題ではむしろそのギャップは広がつてきているというのが今日の事態だと思ひます。相次ぐ木材輸入の自由化、こういう中で、そして地域や産業の不均衡が一層拡大している。

ですから、文言上というふうには言われるかもしれないけれども、私は、その考え方の根底に、これを克服するということは今施策の中で一層重要な問題であるという認識で当たつていただかなければならないと思ひます。

その点を一つ指摘をしておきたいと思ひます。同時にもう一点お聞きしておきたいのですけれども、林業の不利がどういう形であらわれているかといふと、決定的問題は木材価格の低迷というところに行き着いていくと思ひます。価格が採算性を大きく下回つた水準で長年推移をしておりますので、林業が業として成り立たなくなつていく大きな根幹になっていまして、林業整備への意欲もそぐ結果になっていまして。

そこで、今度は大臣にこの点で御認識をお聞きしておきたいのです。

林業の経営を健全化するという大きな目標があるわけですが、そのこととつて、価格の低迷の打開、価格の安定という問題は避けて通れない

割を果たしている、このことに着目して、その多面的機能の持続的な発揮のために健全な林業を育成しなければならぬ、こういう観点から林業に必要な支援を行つていく、そういう意味において物の考え方を転換させた。そのために、この不利の補正という条項については、新しい基本法の中ではそういう書き方はしていない、こういうことでございます。

○春名委員 今長官が、不利の問題は変わっていないという認識を発言されたことは重要だと思ひます。

他産業との有利不利という考え方はやめて、多面的な機能の発揮という観点から育成していくというふうに考え方を変えたというのだが、この新しい林業基本法、できるまでに大変な年限がたつていっているわけですが、その間、不利の補正、不利という問題ではむしろそのギャップは広がつてきているというのが今日の事態だと思ひます。相次ぐ木材輸入の自由化、こういう中で、そして地域や産業の不均衡が一層拡大している。

ですから、文言上というふうには言われるかもしれないけれども、私は、その考え方の根底に、これを克服するということは今施策の中で一層重要な問題であるという認識で当たつていただかなければならないと思ひます。

その点を一つ指摘をしておきたいと思ひます。同時にもう一点お聞きしておきたいのですけれども、林業の不利がどういう形であらわれているかといふと、決定的問題は木材価格の低迷というところに行き着いていくと思ひます。価格が採算性を大きく下回つた水準で長年推移をしておりますので、林業が業として成り立たなくなつていく大きな根幹になっていまして、林業整備への意欲もそぐ結果になっていまして。

そこで、今度は大臣にこの点で御認識をお聞きしておきたいのです。

林業の経営を健全化するという大きな目標があるわけですが、そのこととつて、価格の低迷の打開、価格の安定という問題は避けて通れない

し、決定的問題だ、またそういう要求が強いというように当然認識されていると思うのですが、この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○武部国務大臣 木材価格の低迷が林業の停滞の原因の一つであることは御指摘のとおりであろうと思ひます。

基本的には、市場における競争のもとで価格が形成され、需要に見合った供給に努力するという市場メカニズムの利点を生かしつつ、森林の整備、保全の促進、あるいは国産材の需要拡大等の観点から別途支援を行うことが国民の理解を得る上で最も適切な道ではないか、かように考えているわけでありませう。

従来から間伐等の森林整備に対し助成措置を講じているところであり、さらに、森林施業を計画的かつ一体的に実施する上で、これに不可欠な森林の現況の調査等の活動を行う森林所有者等への支援について、今回の森林・林業基本法に位置づけ、現在その具体的検討を行っているところでござひます。

また、乾燥材等の供給体制の整備や、加工、流通の拠点施設の整備等により木材の安定供給体制をつくり、国産材の需要拡大を図ってまいりたい、かように考えているわけでありませう、いづれにいたしましても、私も、国民の理解というものを第一に考えて、それに照らした対応策というものを考えていかなければならない、こういう基本的な考え方で今後も対応してまいりたい、かように存じます。

○春名委員 今おっしゃることは私は間違ひでないと思ひます。そうであれば、現行基本法に明記されていた国の施策としての「価格の安定」あるいは「国は、重要な林産物について、需給及び価格の安定を図る」、こういう規定が残念ながらさっぱり消えてしまつてゐる、これは日本の林業の再生という道は閉ざされかねない、こういう危惧を私は感じざるを得ません。

格は十年前の約半額、外材との競争に強いと言われたヒノキも四割に暴落をしているという事態です。

高知県の森林組合の組合長によりますと、丸太市場価格の推移を調べてもらったのですが、一九八九年、一立米当たり、杉が二万二千二百円、ヒノキが五万六千五百円だった。ところが、昨年二〇〇〇年には、杉が一万二千六百円、何と五六〇％にダウン。ヒノキが二万八千円で五〇％にダウン。その上、これはあくまでも売り価格であつて、手数料が七、八はえて料が千五百円、トラック運賃平均が二千円、これらの経費を引くと、何と、杉でたつた八千五百円程度。業として成り立ちようがないという事態になつてゐるというところは冷厳たる事実だと思ひます。

現行の基本法の中で、価格の安定を図るということ政府の施策として重視をしてきたにもかかわらず、残念ながらこういう事態が今続いているときに、またこれも文言だけだといふふうにおつしやるかもしれないけれども、しかし、この基本法の中に価格の安定をしつかり図つていくということの内容が消えていくということに私は大変な不安を感じてゐるわけでありませう、その点、なぜ規定をなくしてしまうのか、お答えいただきたい。

○中須政府参考人 現在の林業基本法の規定、先ず御指摘のとおり、十六条に、「国は、重要な林産物について、需給及び価格の安定を図るため、素材生産の円滑化、出荷の調整等必要な施策を講ずるほか、外国産の木材について輸入の適正円滑化等必要な施策を講ずるものとする。」こういうふう規定してござひます。

これは、御承知のとおり、この昭和三十九年前後の状況というものが、高度経済成長の中で木材需給が逼迫し、価格の高騰が懸念される、こういう状況の中で、林産物の需給及び価格の安定に関する施策といふことで、むしろ安定的な供給を拡大して需給及び価格の安定を図る、こういう意識のもとに書かれた規定でありませう。

ところが、この時代と現在は、ただいま先生が

御指摘になりましたように、木材の需給あるいは価格の状況というのは、さまざまの状況でござひます。木材需給は大幅に緩和し、価格が低下をする、木材需給の状況が基本的に変化をしてゐる、こういう状況でありまして、当時規定したような意味における「需給及び価格の安定」といふことは到底処理し切れない、こういう事態だといふことでござひます。

そういう意味におきまして、この規定については別途の形で規定ということに変えた。むしろ、ただいま大臣から申し上げましたように、新たな基本法のもとでは、国内での森林の適正な整備を図つていく、そのことによって、木材の供給、利用の促進ということがどうしても必要である、また加工、流通の合理化、需要の開拓等の林産物の供給、利用に関する施策を強化することが必要だ、そのための規定を新たに設けている、こういうことでござひます。

○春名委員 当時の規定は、価格が暴騰するということ安定させるという趣旨であつたといふお答えだつたと思ひますが、そうであれば、私は、答えたつたと思ひますが、そうであれば、私は、別の趣旨で、今日の場合は、低迷して、低迷して、低迷して、だから業として成り立たない事態になつてゐるんだから、そういう逆の事態があるんだから、価格の安定をそういう角度から図るということ明記すればいいじゃないですか。それが林家、林業関係者の願いじゃないかなと。

だから、ゆがんだ見方をしますと、国は環境の方向に逃げ込んでしまつたのかんといふ意見を何人かから聞きましたよ。林業を業として本当に支えていくということが、もちろん、この施策を全部やればいろいろな対策がとれると思ひますが、それはよく私も自覚してゐますが、しかし、そういうところに、林業という問題についての立場が非常に問われているように私は感じたわけなんです。

そこで、具体的にお聞きします。

実際、県単位で見ますと、今こういう低迷の中で、木材価格の安定を図るということを施策の重

要課題として位置づけているところが多数生まれていますよね。例えば、宮崎県では、県内産の木材価格が標準価格を下回つた場合に補助金を交付する緊急対策をとつてゐます。それから、私のお隣の愛媛県でも、未利用間伐材有効利用促進事業というのに取り組んで、杉を対象として、間伐材の平均単価が生産経費を下回る場合、材積一立方メートル当たり三千円を限度として補助するといふ制度を実施する、こういう取り組みが各地で生まれております。

つまり、価格を、逆の意味で、何十年前ではななくて、今の時点でいかに安定させて業として成り立たせるのかということに真摯な努力が、県ごとにこういう形で今生まれてゐるわけだと思ひます。

したがつて、私は、県のこういう努力を支援するし、リードするといふことが国としての姿勢として大事ではないかと考えます。価格の安定といふ大切な政策方向をあえて私は明記をしていただきたいと思ひますが、同時に、書いていないけれども重視しているといふことであれば、こうした県の経験に学んで、何らかの木材価格の安定を目指す国の支援制度、例えば、国が資金の造成を援助するとか、そういうことを研究してみてもどうかといふように私は感じますけれども、大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○武部国務大臣 経済政策として考えた場合には、やはり市場原理ということが本来の姿だと思ひます。しかし、公共原理というものも一面においてあると思ひます。この際には、森林の多面的な機能の発揮といふことで、森林の公益的な機能といふものを国の責任でどこまでやるべきか、いづれにしても、国の役割分担といふのはあると思ひます。また、地方自治体の役割分担もあるんだらう、こう思ひます。その辺の役割分担といふものが公共原理の場合にはあると思ひますし、当然その際に国の責任といふものはあると思ひます。

今先生の御指摘の面は、確かに難しい面だらう

などと思います。今先生のような考え方で経済政策というものを考えるということは、これは他に及ばず影響も非常に大きいものもありまして、今の政府はそういうやり方をとる立場にはございませぬ。私も、価格の安定ということじゃなくて、森林の多面的機能の発揮のための支援措置といひますか、これを助長する措置、さらには木材生産のより合理的なシステムづくり、そのことによつて、結果として経営の安定に資するというようなやり方を考えていくべきではないのかな、かように考えます。

○春名委員 一点だけ言っておきますけれども、農水省の施策は不十分ですけれども、下落した分について補てんするという仕組みは、ほかの分野であるのですね。野菜もありますし、それから果樹もこの間つくりましたし。ですから、ほかのところにも影響を与える、異質なものだという考え方は別にないと思うのですよ。私は、そのことは言っておきたいと思ひます。

さて、そういう価格の安定ということは大事だと思ひますが、そのために、幾つかの問題をクリアしなければならぬと思ひます。

一つは、搬出コストなどを削減するという事です。それは、価格が低くても、手持ちが、何とか持ちこたえるという意味で、搬出コストを削減するということは、段々の委員の皆さんも質問されましたが、非常に大事なことで思ひます。その点で、次の問題として、林道とそれになく作業道の整備の問題について、少しお話を聞きたいと思ひます。

今、特に作業道の整備の補助、これについては主にどんな仕組みがあるのか、簡潔でいいのです、また負担割合を含めてお答えいただきたいと思ひます。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、森林における作業を行う場合、作業道というのは不可欠でございます。そういう意味におきまして、一番典型的な例ということで申しますれば、私ども、保育、間伐等の造林事業、この中におきまして、そ

の造林事業に必要な作業道の開設というのは助成対象にしているわけでございまして、この場合は造林関係事業の補助率が適用されるということで、国、県を通じて、もちろんいろいろな状況で変化はございしますが、典型例で申しますれば、おおむね六六六程度が補助される、こういう形をとっております。

○春名委員 長官、それは国、県です。大体六六六が支援される造林補助事業というのが、主なものもあるというふうにお聞きしておりますけれども、作業道をつくる際の補助の仕組みになつてゐる。

さて、作業道というのは山持ちの人たちのためにつくるものですから、要するに、受益者の負担がそこにあるわけですね。その点を少し議論もしてみたいわけですが、一定の受益者負担、地元負担があるわけですね。

一昔前なら、作業道をつくる際に、木を切り出した、あるいはその周辺の木を切り出すことで、それ自身で材価を稼いで、負担分、地元負担分、受益者負担分を払つてもおつりが来るような状況が確かにあつたと思ひます。しかし、今は、作業道をつくるその負担を払つてまで山に手を入れようとか、木を出そうという意欲も金力もなくなつてしまつた所有者、林家が非常に多いんじゃないかと思ひます。私は実際、歩いていろいろ聞いて、そんなところへとても自分のお金を出さなうて余裕はないということはお聞きしてまいりました。

そういう点で、今度の法案の中で、森林の多面的機能、公益的機能を重視するというのが非常に強調されているわけです。山を人間社会の共有財産として守り、生かしていくという点でいえば、林道や作業道というのはまさに森林整備促進道とも言えるような、そういう性格のものだと思ひます。

ですから、本法案のそういう見地からしても、ただ個人だけの益ではなくて、国民全体に還元する利益につながるということで、そういう認識を

持つて、例えばその受益者負担がある程度、一層軽減するような措置を考へるだとか、そういう施策も、私はこの法案の中身からいって重要な具体化の一つになるんじゃないかというふうに、実態からも、また理念からも考へるものであります。この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○中須政府参考人 既にほかの委員からのお話にお答え申し上げてございますが、例えば、現在の森林整備の各種の事業の中で最も重要で急がれてゐる対策として、間伐の問題がございします。これについては、緊急間伐五カ年対策ということで、昨年度から全国百五十万ヘクタールを五カ年間で間伐を実施しようということで取り組んでいるわけでありまして。

こういう事業におきましては、特に間伐という、主伐ではございせんので、出てくる木というものは材価が相対的には安いという問題もございします。そういうことを考へたいしまして、私ども、市町村と森林所有者との協定に基づいて、団地的なまとまりを持って間伐を実施する、そういう場合には、この造林事業の補助率の補助率について従来よりも高い助成水準を適用いたしまして、実質的には先ほど言いました水準が国、県合せて七二％になる、こういうような対策も講じて緊急間伐の推進を図つてゐる、こういうような状況にございします。

それとまた、各都道府県とか市町村において、先ほど申しました国、県を通じて補助ということにあわせて、県単独で、あるいは市町村単独での補助というものを地域の実情に合わせて組み合わせ、さらに軽減を図る助成を行っている、こういう例もあるわけございまして、地域の実情に応じた取り組みを強化していきたい、してきてゐる、こういう状況でございします。

○春名委員 大体そういうことは私も理解して質問しているんですが、実態としては、そういう御努力をいただいた上に、引き続き、この森林基本法、林業基本法の理念からいっても、そして山の

現実からいっても、そこをさらに深く検討する必要が出てきているなどというふうには私は実態を踏まえて感じてゐますので、そういう御提案をしてゐるわけでありまして。

同時に、そのこととあわせて、森林組合の各組合長が言っているんですけれども、どうしても作業道というのは崩壊するんですね。つくるときには助成があるんですけれども、崩壊した後の管理、それから災害復旧の対象にならないわけなんです。そういう点でいいますと、これから二十一世紀の山をいかに守るのかということを考えたときに、この点にも、災害復旧や管理という問題にも光を当てていくことがこれから重要になってくるんじゃないでしょうか。この点は、大臣、どうでしょうか。

○中須政府参考人 林道と作業道というものは、大きさとかそういうような分類上の規制というものは原則的にはあるわけでありまして、基本的には林道というのは恒久的な施設である、それに対して作業道は、一定の森林作業を行う際に開設され、その後は基本的には使われないということで、そういう性格の基本的な差があるということが、いろいろ助成体系を含めた差の一番の基礎になっているんじゃないかと思ひます。

そういう意味におきまして、作業道という名前がついていても、實際上恒久的に使うような道であれば、それは林道として取り扱う。例えば、そういうことによつて、その維持管理ということ、あるいは、もし災害を受けたときの復旧ということにも支障が生じないわけでありまして、その辺は実情に応じてということには相ならうかと思ひます。

決して私ども一律に、機械的にやっているわけではない。そこは弾力的に、十分そういう実態を踏まえて対応したいというふうには思つております。

○春名委員 その弾力性、実態を踏まえてということの一つの資料として今私が提案しておりますので、ぜひそういう考え方をしっかりと持つて取り

組んでもらいたいと思望しておきたいと思うんです。

さて、国産材の活用拡大について次に話を聞いてみたいと思います。

法案の二十五条に、「国は、林産物の適切な利用の促進に資するため、林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。」という一文が入っています。木材の使用、利用の促進、この条文が入っていることを私は大変歓迎しております。非常に重要だと思ふんです。この条文をまさに生きたものとするために、今までも大分議論がされてきていますが、私からも幾つかの提案を含めて申し上げたいと思います。

一つは、公共施設や公共土木事業への国産材の活用の拡大の問題であります。

現在、公共施設への国産材の利用割合は、大體建築で約三割ぐらい、土木事業では一割以下だとお聞きしております。例えば、都市基盤整備公団とか地方住宅公社などの建築や増改築、公共土木事業の仕舞書に、地域材をしっかりと使うということを明記するということをぜひやっていただきたい。活用が一層進むことは確実であります。ぜひそういう点を検討してほしい。

同時に、各都道府県が地元産材を公共事業に一定割合活用している、そういう例が生まれております。新潟では、県産材の供給目標を、二〇〇五年に二二・三％、二〇一〇年に二六・〇％ということを決めて、積極的に地域材、地元材を使う努力、こういう試みが各県ごとに行われております。こうした取り組みはまだ一部の県にとどまっているとお聞きしておりますので、農水省がこうした先進的な取り組みを林野庁を先頭に啓発普及するということをお願いしておきたいと思ふます。あわせて御答弁をお願いします。

○中須政府参考人 これまでもいろいろ御議論が出ておりますように、公共施設等への国産材、地域材の利用ということは、国民に対する普及啓発

という意味も含めまして大変重要な課題だということで、私も引き続き関係省庁と連携しながらこの課題に取り組んでまいりたい、こういうふう

に思っております。ただ、具体的に、例えば御指摘がございました、都市基盤整備公団等が行う建築、増改築の仕舞書自体に地域材の使用を明記させる、こういうことにつきましては、建築部材等については、公共施設を含め、施設に応じた性能とか品質、価格の条件を満たす必要があり、現状では、一律に仕舞書段階で、地域材、こういうふうな明記することとはなかなか難しい、これも率直な実情でございます。

そういった一定の制約はございますが、公共施設等への国産材の利用については引き続き最大限努力をしてみたいと思ふます。

同様な意味において、各県が自発的に地域材を各種公共事業等に使われる、一定の目標を掲げてそれをクリアされようとする、大変望ましい、立派な試みでありまして、私もそういう例をいろいろ集め、それをまた他県にも御紹介するということを含めて、こういった動きがさらに普及することを推奨し、また期待をしたいというふうに思っております。

○春名委員 同僚委員も何人か御指摘されていすけれども、学校に木造をというお話が大部分の委員会でもされたと思ふんです。私、もう一つ、それに加えて、特別養護老人ホームや老健施設、こういう療養型の施設にぜひ木造建築を普及させていただきたいということを強くお願いしたいと思っております。

今、こういう点でどのような規制があるのか、簡潔に言ってください。どのような規制があるのかということと、そして特養ホームや老健施設を、実際に木造にして建設をした例があるかどうか、この二点について厚生労働省、来てもらっていますので、お答えください。

○堤政府参考人 特別養護老人ホームあるいは老健施設等につきましては、基本的には耐火建築あ

るいは準耐火建築ということをお願いしております。

そういう建築基準法の範囲内で、かつ防災対策ということも考慮しながら、しかし、お年寄りにとりましては、木材の持つやさらかさとか温かさ、そういうことが精神的なゆとりとか安らぎにつながるということでもございますので、内装等に積極的に活用するようということで林野庁からも要請があり、関係の部局長という名前前で各都道府県に指導をいたしております。

ことしの三月に全国の担当課長会議を開いた際にもその趣旨を徹底しておりますし、具体的に木材を使った事例集などもつくってこれを指導しておりますので、引き続きこういう方向で進めてまいりたいと思っております。

○春名委員 木造にして建設した例があるかどうか。

○堤政府参考人 今申し上げましたように、特別養護老人ホームあるいは老人保健施設は耐火、準耐火ということでございまして、実際の、全面的に木造建築というのは私も聞いておりません。保育所等の、言ってみれば通いの施設の場合には木造でつくっている例がございしますが。

○春名委員 わかりました。今お話があったように、もちろん建築基準法の耐火構造が最大の問題なんです。ただ、それにしても、木造そのもので老健施設や特養ホームをつくった例は全国に一つもないんだそうです。内装はあるんだそうです。内装は、木のやわらかさ、いろいろあります。ところが、構造自身を木造にしたのは全国に例がないそうです。学校や保育所やそれから診療所などは木造というのが進んできていますけれども、この分野では残念ながらないという状況だということなんだそうです。

そこで、なぜかなと私考えてみたんですが、ちょっと時間がないのでそれも答弁してもらえばよかったんですが、はつきり言って、やはり建築費用が鉄筋に比べて耐火構造にすることかなり

割高になるということが最大のネックだと思うんです。材質はいいわけだから。

しかし、ぜひこれは大臣にも聞いていただきたい、御協力いただきたいんです。ちょっと聞いてください。大型木造施設の経済波及効果というのを調査したんですよ。県内の構造が異なる体育施設の四建築物による経済波及効果を産業連関表で比較した調査をやったんですね。

そうすると、工事費一〇〇に対する波及効果として、鉄筋コンクリートプラス鉄骨づくりが一四・三・七の波及効果、鉄筋コンクリートプラス木造では一八・九・七の波及効果、それから、木造（一部鉄骨）というのは一八・九・一・五の波及効果、すべて木造、これは一八・七・九という波及効果。

もちろん、高知県は鋼材の自給率が少ない方の県ですので、鉄骨づくりの波及効果が地元で低いという事情もあると思ふんです。しかし、それにしても、木造系の建築物は鉄筋コンクリートプラス鉄骨づくりよりも四〇％から五〇％高い地域経済波及効果があるという事例研究もやっているんです。

今お話が老健局長から出ましたが、木造にしますと療養にとっても非常にいいわけですよ。木の作用によって人々の情緒を安定させるということになりますし、音響効果、断熱性あるいは調湿作用、大変すぐれているということはもう皆さん御承知のとおりでして、こういう経済波及効果も加味しながら、この耐火基準もクリアしながらつくるには確かに割高になる可能性はあるけれども、しかし、ここにも、私は、国産材を使った木造建築などは大変大事なこれからの施策の方ではないか、こういうふうな認識をしているんです。

大臣はどうでしょうか。ぜひ御研究の対象にしたいだいてと思ふます。

○武部国務大臣 私の地元の留辺蘆町で特別養護老人ホームを地元の集材材等を使ってやりたいという強い要請がありました。問題は、今老健局長

の答弁にありましたように、耐火建築物の問題、それから耐用年数ですよ、耐用年数。

したがって、私は、このことについては、地元の自治体の長が、それぞれの地域がかたい決意を持ってやるということですね。そのことが一番大事だと思います。そのことによって、今先生が御指摘のように、経済効果もあるというのであれば、やろうと思えばできないことはない。

また、厚生省初め他の関係府省に対しても、私も、さらに今、経済効果の問題のみならず、木材というものがどの程度に教育だとかあるいは福祉、医療、そういったものに効果があるか、いい意味のプラス効果があるかということも研究いたしまして、これは積極的に、積極果敢に公共施設における国産材、地域材の活用について努力してまいりたいと思います。

○春名委員 地域がやる決意をすればということですが、もちろん、そういう決意を後押しする国の施策をきょうこの場では求めているわけなんです、後段で言われた積極的な努力をしたいということに心から期待をしながら、ぜひ、問題提起をしましたので、研究してみたいというところをお願いしたいと思っています。

それで、最後の問題ですが、林業就業者、後継者の育成問題です。

議論に大分なっていますけれども、林業就業者は、一九六〇年の四十四万人から九七年では八万人へと激減をしてしまいました。大臣もおっしゃったとおり、五十歳以上の中高年労働者が七〇%を占める。

高知県で見ましても、年六十日以上山仕事に出ている人が二〇〇〇年でわずか二千三百人しかおりません、作業班員を含んでです。うち六十歳以上が千百名。つまり、あと十年たつて七十歳を過ぎてこうしたベテランが退きますと、山に入る人が本当に不足する、こういう事態が目の前に来ている。それから、もう抜き差しならない、一刻も猶予がならない事態になっているということ、御認識は一緒だと思えます。

そこで、それを打開する基本方向という点でいいますと、価格の安定、コストの縮減により林業を業として成り立たせるということが決定的なわけですから、同時に、ここでも後継者づくりが深刻化している状況ですので、そういう努力と合わせて後継者対策そのものの独自の取り組みが今強く求められている時期に入っている、私はこういう認識です。その認識でいいかどうかというのをお答えください。

それで、農水省は今度の法案の中でも森林ボランティアを活用する問題だとかいろいろな施策を提案されているんですけども、国民の力を結集するというのは大賛成です。同時に、ボランティアだけでは山は守れません。技術を習得し、継承された専門的な技能を持った青年を多数輩出しなければならぬというのはいま当然のことだと思えます。

例えば、愛媛県の久万町では、九〇年に林業技術者の確保を目指して労働会社いぶきというのをつくりました。このいぶきは、役場職員並みの賃金、保険、年金、退職金制度など社会保障の体制も構築をして、若い作業員を多数確保するという対応をとっています。毎日生き生きと施業に出かけている青年の顔を見て活力が広がっているということで、前町長が大変明るく話をしてくださいました。その資金は、町のお金と町民の募金でやっているわけなんです、基金を募って。そうやって実行してきた。

あるいは徳島県の上那賀町とか木頭村、木沢村でも、林業労働者の社会保険について掛金の半額を九九年から助成する制度を導入している。助成対象は森林組合や林業会社など事業体に所属する六十五歳未満の従業員で、植林や伐採など実際に山林で業務に携わっている人が対象になっている。こんな努力が各地で今広がっています。

そこで、少しお聞きしておきたいんですが、時間がないので、全国的に進んでいる後継者育成への対策のこういう自治体ごとの取り組みを支援する国の制度としてはどうなっているでしょうか。

簡潔にお答えください。

○中須政府参考人 ただいま御指摘のございました例えは愛媛県の第三セクターいぶきのように、若い人を積極的に採用して、しっかりした雇用条件のもとで仕事を確保し、近隣における森林の作業をしつかりやっていると、そういう例は幾つかの地域で先進事例としてございます。

これらに対しましては、私も、もちろんこれまでもいろいろお答えを申し上げてきましたように、林業労働力確保支援センターを通じて、雇用の改善であるとか就業者の研修であるとか高性能機械の貸し付け、そういう対策を講じております。ほか、実は、かつての自治省時代から、森林・山村対策ということで地方財政措置を活用いたしまして、道府県に合計約一千億円の担い手のための基金を設ける、この基金の運用益をこういった事業にいろいろ活用していく、こういうことをこれまで行ってきたわけでございます。

ただ、今、昨今のような事情のもとで、この運用額が縮小しているという状況の中で、平成十三年度には新たに十億円の新規の地方財政措置も講じていただいております。こういったものを活用して、こういった各地での取り組みの支援が行われている、こういう状況だということに認識をしております。

○春名委員 時間が来ましたので、一点だけで終わりますので、済みません。

要するに、私は、新規の林業就業者が技術習得をする一定期間、生活費とか社会保険など、その負担がなかなか苦しいわけです、この労働会社とかいろいろなところを聞いてみましたけれども、国の制度として、林業後継者育成制度などを、そういうことを補てんするような制度を検討したらどうかと思うんですね。やはりそういう思い切った対応をぜひ望みたい。

大臣 最後に一言で結構ですから、この後継者対策、一言言ってもらって終わります。
○武部国務大臣 川上から川下まで、流域管理システムの今後のあり方の中でいろいろ検討したら

どうかと思います。

特に、担い手の問題では、林業機械というのは相当高額でありますし、これを、だからといって民間企業に助成をするというようなことは難しいでしょうから、川上から川下までのそういう流域管理システムの中で一体的に、今もお話ありましたような担い手対策もいろいろやり得るのではないかと、かように思いますが、やはりこれも、国と地方の役割分担というのはあるんじゃないかと思えます。むしろ地方からいろいろな計画というものを自発的に立てていただいて、いい計画には国が支援をする、こういうやり方が大事じゃないかと思えます。

○春名委員 終わります。どうもありがとうございます。

○堀込委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党・市民連合の重野です。四十分という時間をいただきました、大臣並びにそれぞれお願いしております方に答弁をお願いしたいと思えます。

その前に、今春名議員も述べましたが、私も、九州は大部分の、それこそ山の中で生まれ育った人間です。うちの集落は三十一戸、うちから先にはもう道がないのでありまして、それこそ見渡す限り山であります。

子供のころから、うちの家は代々、ひいじいさんもおじいさんもお父さんも山が好きでありまして、一生懸命植林をしました。子供のころ、春休みになると、今は春休みなんかありませんが、当時は春休みがありまして、両親に連れられて母樹林に行つて樹木をとるわけですね。それをまた伏せ込んで、それを今度は山に持って行って植えるというのを繰り返してやるわけです。だから、山に対する思いというのは、私も人並みにあるつもりであります。

時々山に帰って、私が植えた木が、もう本当に三十五年ぐらいたっていますから、大きくなったものだと思心するのですが、しかし今、これは私の集落だけではなしに、日本全国、山林地域に

行って、山の買い手がない。

子供のころは本場に、九州ですから、北九州の炭鉱がありましたから、松は坑木で、やはり一日に三回ぐらいたラックが運びに来ていました。だから当時は、そういう、うちから先に道がないような奥でも結構にぎわっていたのです。お百姓さんの懐くあても結構よかったですね。炭も売れますし、坑木も売れるし、竹も売れるし。ところが、もう今そういうにぎわいというのはありません。私も親に連れられて植林に行つて、ハチに刺され、夏、下刈りに行きますとマムシに食われたり、そういう思い出があるのですが、その山は本場にひつそりとして、もうだれも見向きもしない、極端に言う。そういう姿を見るにつけ、やはり何とかせよいかぬなという思いを私も人並みに持つわけですね。そういう感慨を込めながら、以下質問していきたいと思ひます。

まず、今度の林業基本法の一部改正案について、これにつきましては、私は評価する立場にあります。森林・林業基本法となつた、これが日本の林業の新たな舞台づくりに寄与することを心からの期待をするものであります。

そこで、林業の生産性の向上を政策目標とする従来の林業基本法の基本理念を、今度のこの改正は、林業の有する多面的機能の発揮、そして林業の健全な発展、こういうふうにしたわけでありまして、これは素直に評価したいと思ひます。

本案では、この多面的機能について、第二条におきまして「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等」と記しておりますが、これら言うところの機能の具体的内容について説明をお願いいたします。

○中須政府参考人 典型的には、まず、国土の保全という機能でございますが、傾斜地における土砂の崩壊とか流出を防ぐ、災害の防止、そういった機能がまず挙げられます。

水源の涵養という機能につきましては、雨が

降つた場合、それが直ちに河川に流出してしまうということではなくて、河川への流出をなだらかに平準化をする、そしてまた森林土壌により水質を浄化していく、そういう機能をあわせて水源の涵養というふうに考えております。

さらに、自然環境の保全という観点では、非常に幅広いことが包含し得るわけでありまして、例えば野生動物植物の生息、生育の場を提供する、あるいは多様な遺伝子資源を保全する、そういった機能があるかと思ひます。

公衆の保健という意味では、例えば、都会、地域の住民の方々が、森林浴等を含めて森林を利用される、レクリエーションの場として活用する、そういうことがございますし、地球温暖化の防止については、御承知のとおり、空中にございまして炭酸ガスというものを木が吸収して炭素として固定化をする、そのことが温暖化の防止に大変大きな役割を果たす。そういった機能をそれぞれ果たしている、こういうことでございます。

○重野委員 今の説明にもありましたように、森林の持つ機能というものはそれほど多様であり、多彩であり、よくそれをまとめて考えるに、この地球という大きな星にとつて切つても切れない、今日の地球というそのものの、他の惑星にない価値というものを生み出す、それほど大きな意味がある、私はそのように思ひ、今の長官の説明もそういう内容であつたらうと受けとめます。

そこで、この新しい法律について、代替方式に基づく試算も一つの重要な要素と考えるわけでありまして、農水省におきまして、現在、日本学術会議に研究を依頼していることとあります。本案によつて理念の転換を図るわけでありまして、それがあれば、一刻も早く説得力ある研究報告がなされるよう、特に要請しておきたいと思ひます。

問題は、マクロ経済から見てどうなるかということ、今長官も申しましたが、その内容の部分は、国民経済計算に統計上示されるものもありま

すが、計算したいものも多いのではないかと思ひます。

一九九二年、リオデジャネイロにおける環境と開発に関する会議で、国連が環境・経済統合計算ハンドブックとして示したいわゆるサテライトシステムを我が国も研究、導入する必要があるのではないかと、このように思ひます。森林の持つ多面的機能を政策理念とするのであれば、このシステム導入は重要な要素となるのではないかと、このように思ひますが、見解を伺ひます。

○小田政府参考人 御説明いたします。内閣府におきましては、環境・経済統合勘定、今先生御指摘のハンドブックに従ひまして研究を進めております。

これまでのところ、大気汚染あるいは水質汚濁といった経済活動が環境に与えた悪化部分、これを貨幣評価するという試みは行つてまいりました。ただ、環境問題を貨幣評価するというのはなかなか難しいところがございます。試算の対象を拡大するということまではまだ至っておりません。

また、御質問にございました、森林を含みます環境というのがいろいろなサービスを提供しているということはそのとおりだと思ひますけれども、この貨幣評価につきましては、ハンドブックの中ではまだ具体的な手法が示されていないというのが現在の状況でございます。

現在、国連におきましてハンドブックの改定作業が行われておるんですけれども、これまでのハンドブックが環境問題について貨幣評価をするというところに重点を置いた内容だったんですが、今、改定の方角は、貨幣評価に余りとられずに、経済活動と環境に係るいろいろな物量データ、例えばNO_xやSO_xの排出量とか、そういったものを関係づける物量勘定という方向に動いてきているというふうに私も受けとめております。

今後、私どもとしても、そういう流れを受けてまして物量勘定の研究をしていきたいと思つて

おりますが、その中で、森林も含め環境の提供しているサービスというものをどういうふうに位置づけることができるか、あわせて勉強していきたい、こういうふうにして思つております。

○重野委員 この山林の持つ機能というものをどう国民的な合意に持つていくかという上で、今説明がありました内容は非常に私は重要な意味を持つていきたいと思います。

単に山に關係するものだけの問題としてではなく、全国的な思いというものを統合していくという上において、具体的にわかりやすい評価というものを国民の前に示す、そういう点について、ひとつ心して取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

もちろん、今申しました問題は、森林・林業だけの問題ではありません。今説明のあつたとおりでありまして、重ねて申し上げますが、今後、特にこの問題について可及的かつ速やかな取り組みもあわせてお願いしておきます。

そこで、本案の基本問題について質問いたします。

林業基本法が森林・林業基本法となりました。一九七〇年、これは非常に節目の年でありまして、国内生産量を外材、外国から輸入する量が上回つた年と私は心得ております。私は、本来ならその時点が実は全面的な改正があつてしかるべき節目ではなかつたのかな、こういうふうな思ひを持つわけですね。

公益的機能である森林と事業的機能である林業、概念においては異なる概念であります。そういう異なる概念を統合して一法案とした積極的な理由、それはどういうふうにして説明されるか、お伺ひいたします。

○武部国務大臣 新たな基本法におきましては、森林の有する多面的な機能の持続的発揮、また、林業の健全な発展とそのための林産物の適切な供給、利用の確保を基本理念として位置づけているわけでありまして、理念の実現のための基本的な政策として、まず第一に、森林の有する機能の発

揮を図るための森林の整備、保全などのいわゆる森林政策、そして二つ目には、林業生産活動の支援、林産物の加工、流通を担う木材産業の合理化など、いわゆる産業政策としての林業政策を位置づけることとしていくわけであります。

このため、基本法の題名につきましても、政策の理念とその展開方向を明確にあらわすために、森林政策と林業政策をあらわす森林・林業基本法とした次第であります。

○重野委員 今、説明は説明としてわかるんですが、そういうのを合わせた積極的理由は何ですかというふうな質問をしたんですが、その点の説明というのはちよつと今の説明では私としては十分だと思ふんですが、再度。

○武部国務大臣 積極的な理由ということについては私も十分理解を持ち合わせておりませんが、先ほど先生も御指摘ありましたように、本来、もつと早くに基本法を改正すべきという時期があつたと思ひます。先ほど私は、もう十五年ぐら前にやつておくべきだつた、こういうふうな申し上げましたが、したがって、そういう時間的な落差というものをもちながら、本来、二つの基本法を今の時点で考えざるを得ないような背景もあつたんじゃないかと。

私が大臣に就任する以前にこの法案は前大臣が提案しているわけですが、さような意味ではちよつと無責任な答弁になるかもしれませんが、けれども、私も、森林・林業のことについてはそれなりの見識を持つていられる存でございまして、そういう意味では、先生が積極的には、こういうお尋ねでございしますが、積極的にはということについて、私は、前段申し上げたことが積極的なことでもあり、あえて申し上げるならば、もつと早くにやつておくべきこともあつたし、その後、時間差があつて、今日的に法改正を試みなければならぬ、そういうものもあつたのかなと。

ちよつと、十分な答えだとは思つておりませんが、一応お答えとさせていただきます。

○重野委員 大臣の答弁を了として、今言つた決

意をひとつ、一〇〇%、二〇〇%今後に生かしていただきたいということを要望しておきます。

次に、労働力の点について何点か伺ひますが、基本計画と労働力の問題であります。

十一、二項の二の「多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標」と必要労働力見通しとは当然連動するものと私は受けとめるわけであります。したがって、森林・林業基本計画における事項として、この労働力の問題というのはやはり一項目を掲げる、それほど大きい価値ある課題と私は受けとめるし、そういう位置づけが必要ではないか、このように思ふのですが、その点についてはいかがでしよう。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、十一、二項、特に二号に書かれております「森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標」ということを掲げる、こういうことになつていくわけでありますが、この目標については、望ましい森林施業のあり方あるいはそれに伴ひ産出される木材の供給量ということを踏まえて、関係者が取り組むべき課題を明らかにしつつ、目標とすべき具体的な森林資源の状態あるいは木材の供給、利用量を示す、こういうことに相なろうかと思ひます。

ただ、御指摘のとおり、林業労働力というものをいかに確保するかという問題は、実は、今申し上げましたその目標を達成するためのどうしても欠かせない課題の一つであります。そういう意味におきまして、今後、基本計画を策定する中で、具体的にこれから必要とされる森林整備の事業量あるいは労働生産性というものがどういふふうな推移をするのか、そういうことを十分見きわめた上で所要の労働力の見通しということ、どこまでその先の見通しから可能かというふうな境界はあるかと思ひますが、明らかにしていかなければならない、こういうふうな考えております。

○重野委員 同じ労働力に関連して、労働力の新規参入と林業への定着を図るには、環境保全と経済活動という林業労働の意義を明確にするとも

に、例を挙げれば、山村地域でありますから、よく、役場の職員あるいは農協の職員とか、そういうところが、一つの目安にされると思うのでありますが、林業労働者に対する待遇の保障、先ほど話がありました。そういうことが必要ではないか。それがやはり林業労働者の将来の目標設定にとつて、欠かすことのできない課題であらうというふうな思ふわけですね。

あわせて、通年雇用が保障されること、あるいは各種の休暇であるとか退職金、年金など、労働環境の整備が私は不可欠だというふうに思ひます。

今後、この点についてどういふふうに具体的に指導していくのか、あるいは、そういう状態をつくつていく決意というものを掲げていると思うのですが、そこら辺についてお聞かせください。

○中須政府参考人 ただいま御指摘のございました林業のいわゆる労働環境ということで見ますと、これまでの、現在の基本法のもとにおいて、長期的に見れば、雇用の長期化であるとか機械化等による労働強度の軽減ということでは徐々に改善が図られてきている、こういうふうには認識しております。

しかし、残念ながら、例えば林業事業者の労働者のほぼ半数が今年間百五十日未満の短期就業業者である、こういうような実態がございますし、社会保険への加入状況というものを見ましても、労災保険に加入してはは一〇〇%ということに相なつておりますが、そのほかの雇用保険等につきましては加入率になお問題がある。そして、特に強調しなければならぬのは、労働災害の発生頻度というものが、林業労働の場合、全産業平均の八倍程度と非常に高い水準にある。こういうことにおきまして、他産業に比べ、決して十分とは言えない状況にある。

こういった環境について、できるだけ早く改善を図る。そのためには、こういう方々を雇用する林業事業者自体が安定した経営が行える、そういう環境をつくつていくことが重要であります。

緊急の課題としてさらに力を入れて取り組まなければならない、そういうふうな認識をしております。

○重野委員 そういふ方向で、ひとつ全力を挙げて取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、林業の持続的経営問題についてであります。

法三条に定める林業の健全な発展、これは持続的林業経営の確立に尽きると私は考えます。そうした観点からしますと、生産性の向上及び林業構造の確立、林産物の供給、利用の確保といった施策だけで確立できるのかなという疑問を持つわけであります。

現実には低価格の外材がどんどん入つてまいります。林業者がこぞつて求める木材価格の安定あるいは木材価格対策、民有林も国有林も例外じゃありませんが、一体のものとして、そういう林家の持つ不安あるいは期待にどうこたえていくか、これは日本林業の将来にとつて決定的な意味を持つと思ふのでありますが、この点についての認識あるいは方針をお聞かせください。

○中須政府参考人 この点に関しては、先ほど大臣もちよつと言及をされたわけでございしますが、確かに現在の林業生産活動の低迷、こういう状態を現出している大きな理由の一つとして、木材価格の低落、低迷ということが原因の一つであることは御指摘のとおりだろうと私も思つております。

ただ、基本的には、市場メカニズムと申しましようか、そういうもので、需要者の動向というものが生産者にそのままに伝わる、こういう市場メカニズム、市場原理というものを基礎として価格が形成されるということ自体は否定し得べくもないわけでありまして、私ども、そこはそういうものとしてとらえた上で、ただ、林業につきましても、森林の持つ多面的な機能をいかにか林業が現実的に担っているかという観点から、いわば森林の持つ公共財としての性格、そういう側面から当然、林業に対して一定の支援がな

されなければならぬ。そういう視点からの支援を別途行っていく。

それは、森林の整備、保全の促進であるとか、あるいは国産材の需要拡大であるとか、そういう観点からの支援を行うことが、国民の理解を得ながら、我が国の森林・林業というものを守っていく最も適切な方法ではないか、こういうふうに通じているわけでありませう。

それと同時に、やはり現在の価格の状況等を、価格、流通と申しましようか、見ておきますと、やはり国産材が、現在国民が求めている木材なら木材というもののニーズ、特に、品質とか性能という点を明示して販売がされなければならぬ、そういう点について非常におくれをとっているという状況があるわけでございます。

端的には、乾燥材の供給体制をどう整備していくか、こういうことは、そういう市場のシグナルを受けて、国としてもさまざまな形で支援をしなが、供給体制を供給サイドとしても整備をしていく、そういう施策を多角的に組み合わせることによって、林業の発展の基礎をつくっていくというか、条件を整備していく、こういうような考え方ではまいりたいというふうな基本的な考えでいるわけでございます。

○重野委員 次に、森林整備の実効性について質問をいたします。

森林整備とその実効性確保について、法案は、森林整備の責務を定め、伐採後の植林など、勧告制度の強化、森林整備体制の整備について、森林所有者の林業生産活動を通じた森林整備を基本とし、自助努力が困難な場合、林業事業者への経営委託、またそれでも困難な場合には、公的セクターによる施策、こういうふうな書いております。

こうした考えは、これまでの林業生産活動を通じての考え方を体系化しただけではないのかな、こういうふうには私に思うのです。したがって、この森林整備の実効性という観点から、この程度でいかほどかというふうな思いがしないでもありません。

んが、そこについて、どのようにお考えでしょうか。

○中須政府参考人 森林整備を推進していくという観点からは、個別のいろいろな対策、施策としては、もちろん基本法の改正を待たずして、幾つかの試みというか、新しい取り組みということにも私も取り組んできたわけでございまして、そういう意味で、既存のもの集大成、こういうような御指摘も、一面ではそのとおりかというふうに通じているわけでありませう。

いずれにいたしましても、森林というのは、公益的機能の持続的発揮ということを通じて、広く国民生活の安定、向上に寄与する、こういう極めて公共的な側面を持っている。しかし同時に、森林を整備していく、木が大きくなっていくということが、その森林所有者の、木の所有者の私的財産の形成につながっている、これもまた否定できないわけでありまして、そういう意味におきまして、私も、この新しい基本法の十二条に、森林の整備、保全ということをや国が推進するんだということを明記する。

これは、やはり自助努力ということを基礎にしつつも、それを国として支える体制をつくる、こういうことでありましようし、それは言葉をかえて言えば、どうしても公益的機能を十全に発揮しなればならぬ、そういう場所において、森林所有者にゆだねるのではそれが実現できない場合には、公的な力によって、財政的な負担によって整備をする、そういうことも組み合わせながら進めていくのである、こういう考え方をとっているわけでありまして、そういう中で、実態の変化と申しましようか、実情を十分つかみながら、そういう施策の内容の充実は今後も努めていく、こういう形で取り組んでいきたいと考えております。

○重野委員 問題は、森林計画の整備目標と実際の施策との間に、結果として大きな乖離が生ずるだろうと私は懸念をします。

それで、いろいろ議論はありますが、この森林

整備計画の実効性を高めていく、そのためには、やはり国の思い切った財政出動というのが担保されない限り、これはなかなか実行できない。したがって、国におかれては、そういう意味で、思い切った財政出動をお願いしたいというように要望しておきたいと思ひます。

次に、間伐のあり方ですが、緊急五カ年計画が実施されております。間伐対象の年齢別計画量と実施状況、これはどうなっておりますか、お聞かせください。

○中須政府参考人 私、ただいま手元に持っております資料で、年齢別間伐の実施状況ということ申し上げますと、平成七年から十一年までの五年間の数字がございませう。この間の間伐面積、毎年約二十万ヘクタール程度でございまして、実際にこの五年間合計すると、百十三万七千ヘクタールの面積について間伐が実施された、こういうデータになっております。

このうち、七輪級以下、つまり、植林後三十五年を経っていない年齢の間伐が百二十七千ヘクタール、八輪級以上、三十六年生以上の年齢の間伐が十萬九千ヘクタール、こういうようなデータを私は今手元に持っております。

○重野委員 この間伐の問題は、やはり間伐は、適期に間伐しないと間伐の価値がないのです。結局、販売収入に結びつく高年齢の林にそれが集中する。つまり、間伐した木材が売れますからね。したがって、若齢間伐、なかなか手が届かないというのが実態であります。

したがって、初回間伐については、徹底的に若齢間伐に重点を置く、そのためにはやはり金もかかるという決意を国が持つて進めていかないと、現場においては、なかなか若齢間伐というのは進まないと思うのです。その点について、どういうふうな考えておるか、お聞かせください。

○中須政府参考人 確かに、御指摘のような問題点があるかと思ひます。初回間伐の場合、初回間伐と申しましても、一体どのくらいの年齢でやるかということによって状況は変わってくるので

ありましようが、やはり小径材ということで、材価が、要するに木材としての利用がなかなか厳しい、こういう状況はあろうかと思ひます。

そういう意味におきまして、緊急間伐五カ年対策という中でも、これも繰り返し御説明申し上げておりますが、必要な路網の整備と同時に、市町村との協定に基づいて、地域全体での取り組みというふうなことに對して、従来よりも高い補助率を適用するということや、各都道府県におきましても、この緊急間伐に対する国の補助事業というのに合わせて、各地域の具体的な実情に応じて、森林所有者の負担を軽減するための追加的な助成を行う、こういうような取り組みもなされていく。

さらに、先ほど触れた話で申しますと、例えば森林所有者等による適正な管理が困難になっている、水保全機能にかかわる保安林等については、治山事業によって間伐を、言ってみれば全額公費で、本数調整伐というふうな形で実施をする。

こういったことの組み合わせによってできる限りの、御指摘のような初回間伐を含めて、対応を努力していきたいというふうな考えております。

○重野委員 わかりました。とにかく努力をお願いいたします。

最後に、国有林野事業について質問をいたします。結論から言うと、国有林の役割というのはいさぐさいすね。日本の林野に占める割合も大きいし、そういう国有林というのは大きな価値があるし、役割は大きいんだということに比して、国が果たしてそれだけのことをやっておるかということをおえて言わなければならぬ、それが現実ではないかと思ひます。

国有林の管理経営。私の家の奥にも、昔は国有林というのは官山、官山と言っていたんです。十年ぐらい家に事務所があつて、営林署が来て、伐採をしたんですよ。その山を私は昔から知っていますから、僕に言わせれば、手入れがよくな

い、そのときにつくった道ももう全然道のてい
なしてやらぬ、それが現実ですね。私は、やはり
国有林に対してもっと国は責任を持って守りをし
ていかなきゃいかぬというふうに思っています。

同時に、国有林の林野事業会計もやはり厳しい
ことを承知しています。独立採算なんといったつ
て、今の状態ではできないはずがない。これはやはり
山の価値というものをこの際もう一度見直して、
その中で国有林の位置づけというものを明確にし
る。そこについて、最後に農林大臣の決意をお聞
かせください。

○武部国務大臣 公益的機能の維持増進を重視す
るとともに、財務の健全性を回復し、国民共通の
財産である国有林野を将来にわたって適切かつ効
率的に管理経営する体制を確立することが極めて
重要だと考えております。

森林の多面的機能の持続的発揮を図るために必
要な経費等については、一般会計からの繰り入れ
措置を講じてまいっている考えでございます。

○重野委員 終わります。

○堀込委員長 次に、金子恭之君。

○金子(恭)委員 私は、21世紀クラブの金子恭之
でございます。林業関係三法案につきまして、最
後の質問をさせていただきます。

今質問されました重野委員と同じく、私も、九
州山地の真ん中、林業地帯、山村の中で生まれま
して、父も林業でございます。そういう中で、同
じ山村出身の委員がいらつしやって、非常に心強
く今思ったような次第でございます。

私の地元は林業・木材産業が非常に盛んな地域
でございます。現況は、非常に厳しい状況の中
で皆さん方が歯を食いしばって頑張っていたとい
っているわけでありまして。私と懇意にしていたい
ている方々も真剣に林業に取り組んでいらつしや
るわけで、グループをつくって勉強会をしたり、
協力し合って何とか今歯を食いしばってしのいで
いただいているわけでございます。今回、林業関
係法案について質問をするということをお話しし
ましたら、ぜひ現況を訴えてくれというようなお

話でございます。

そういう中で、お話を伺ったところによりまし
と、現在、杉、三十年生の間伐材の木材価格です
が、一立方メートル平均単価が一万円を割り、八
千円から九千円前後の単価になりました。生産費
が一万円と考えると、千円から二千円の赤字に
なります。それに、トラック運賃、市場の手数
料、労災保険料等、消費税をも加算しますと、一
万四千円から一万五千円の生産原価になります。
現在の木材価格では六千円から七千円の赤字にな
り、山の手入れをしようにも、手入れができる状
況ではありません。現在の木材価格で作業をした
ら赤字がふえるばかりで、作業になりませんの
で、現場に合った林業政策を検討してほしいと思
いますというお話でありました。

もちろんこの方は法人経営をなされ、自分のと
ころで作業員の方を雇っていらつしやいまして、
自己管理をされている方でありまして。そういう意
味では、森林組合を通した補助事業ではないと思
いますが、それにしても非常に厳しい状況である
ということは間違いないわけでありまして。

その中で、お話をしている中で今一番問題意識
が大きいのは、これまで、造林資金を初め公庫か
らお金を借りて、負債をしながら頑張ってきたら
いるわけでありまして、五、六%の利息を払い
ながら、いよいよ元本償還というような時期に
なってきたわけでありまして。

償還してくれ、償還してくれと言われても、今
そういう状況でありますので、木材を売ってもほ
とんど利益にならないというような状況で、返し
たくても返せないというような状況が続いている
わけでありまして。その中で、今の負債をぜひ借り
かえさせていただいて、今四十年生を、五十年、
六十年、七十年、八十年と長伐期化させていただ
いて、どうかしのがせていただきたいというの
が皆さんの切なる願いであるわけでありまして。
その中で、今回、農林漁業信用基金の無利子資
金の融通対象の拡大等、非常に林家にとっては
ありがたい施策を講じていただいているわけであ

りますが、やはり感じたのは、その方が言いまし
た、公庫資金を利用して山の育成管理を行ってき
た人たちが今一番悩み苦しんでおられると思いま
す。今の制度は、今から融資を受け、山を育て
る人たちに對しての制度のようで、今まで山をつ
くり育ててきた人たちに對しての助成策が一つも
ないと言つてよい状況でありますというふうに言
われるわけです。

調べてみますと、これまでも低利の施設転換資
金というのがあったわけでございます。どうし
てこれを皆さん方御存じないんだらうか、そうい
うものを利用されていないのだらうかなというこ
とを非常に疑問に思うわけでありまして。こうい
う政策があったとしても、だれも知らなくて、だれ
も利用できないような政策であれば絵にかいたも
ちであります。そういう意味では、これまでの
制度の周知が徹底していなかったんではないか、
また、条件が厳しかったんではないだらうかとい
うふうな疑問を持つわけでありまして。

その点について林野庁長官にお答えをお願い
いたします。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、造林資金等
を借り入れて植林をされて造林事業をやつてこら
れたという方々にとつて、現下の木材価格の状況
を含めた林業をめぐる状況、大変厳しいものに
なっている、御指摘のとおりであります。

ここを乗り切るということのためには、お話を
ございましたように、伐期の長期化とか複層林化
ということによりまして主伐の時期を先に延ばし
ていく、それまでの間は既存の資金について借り
かえを認める、しかも、借りがえに際しては、で
きるだけ低利の資金に借りかえることによつて負
担を軽減する、こういうことで対処をしていくと
いうことがやはり基本にならうかと思ひます。

そういう意味におきまして、ただいまのお話を
聞きました、私どもも改めて、そういう新たな制度が
設けられているわけでありまして、決して新しい
方々だけではなくて、既に借り入れた方々につい
て、施設転換を行うという場合に無利子の資金を

あわせ貸しするというのも今回の制度改正の内容
に含まれているわけでありまして。

私ども、法改正後、改めてこういつた制度のP
R、それから、具体的にはやはりその認定を受け
るとかそういう一連の手続がございますから、そ
の点に關しましては、都道府県を通じまして、実
際に利用される方々の御不便にならないように最
大限の努力をしなければならぬ、そういうふう
にたまたまの御質問を伺つて感じました。そのよ
うに努力いたします。

○金子(恭)委員 ありがとうございます。せっ
かくこういう融資制度があるわけでありまして、か
ら、利用しやすいものにしていただいて、今後拡
充していただきたいというふうに思つておる次第
でございます。

続きまして、武部農林水産大臣に質問させてい
ただきます。

間伐事業やいろいろな施設につきますと、これ
から施設の集約化を図つていかなければいけな
い。そういう意味では、森林整備の担い手として
森林組合の役割というのは大きなものであるだろ
うというふうに思っているわけでありまして。

先ほど来、質疑の中で、間伐事業等につきます
ては、面的な広がり、それから計画的な実施とい
うようなこともあつて、政策の誘導のために森林
組合を通した事業というのが非常に有利に動いて
いるわけでございます。そのことについて質問
させていただきます。

今、森林組合に加盟していらつしやる方は面積
で七割というふう聞いておるわけでありまして。
そういう意味で、まだ三割の方が組合に加盟して
いらつしやる非組合員の方であります。非組
合員所有の森林についても森林組合が施設を受託
して森林整備をしていくことが効率的であるとい
うふうを考えております。

このような森林所有者につきまして、組合に加
入させることが好ましいのか、どういふふう
に思つていらつしやるのか、大臣のお考えをお伺
いたします。

○武部国務大臣 金子先生おっしゃるとおりだと思いますね。

森林所有者の不在村化、林家の世代交代や林業の採算性の悪化等の中で、地域の森林の適切な管理を推進するためには、森林組合の機能を充実するとともに、森林所有者の森林組合への加入を確保、促進することはもう絶対不可欠だ、かように思います。

そのためには、森林組合が行う森林所有者への森林施業の働きかけや、不在村森林所有者等にかわって行う森林の現況の調査等に関する措置を十分に行うことによりまして、森林所有者の森林組合への加入の確保、促進を図ってまいりたい、かように存じます。

○金子(恭)委員 どうもありがとうございます。

続きまして、林野庁長官にお伺いいたします。先ほど来、作業道の役割や重要性についてのお話があったわけでありまして、私の地元でもそうでございますが、地域においては後継者不足そして高齢化が進んでおりまして、また、林業の作業につきましても危険を伴う作業が多いわけでございます。そういう中で、省力化そして危険を防止するために高性能林業機械の導入というのが今図られていくわけでございます。私も地元で高性能林業機械の研修会にも一回邪魔したことがあるわけでございます。

その中で、高性能機械というのは重要なものであるというのとはわかっていながら、作業道の問題があつて、作業道が狭くて現場までその高性能機械を持っていきづらいというようなことが言われているわけでありまして、作業道にどのような規格があるかどうか分かりませんが、せつかくであるならば、そういうものを拡充していく必要があるのではないかとこのように思っております。

その点について、林野庁長官のお考えをお伺いいたします。

○中須政府参考人 御指摘のとおり、効率的に森林整備を推進するという上で路網の整備が重要で

ある。それと同時に、高性能林業機械をできる限り導入して効率化を図る、これも重要であります。

本来、路網整備という意味での作業道につきましては、通常、国庫補助を受けて開設する場合、車道の幅員三メートル以下というのが基本的な扱いになっております。ただ、問題は、やはり高性能機械を導入して行う場合であれば、そういうところにこだわってはいけません。高規格な作業道に必要とする場合にはそれに応じた幅員を可能にするように、そこは弾力的に扱えるように私も努力しているつもりでございます。

また同時に、実はこの問題はもう一方で、大変急峻な我が国において、欧米基準というか外国の基準によるような大型機械のみで作業ができるか。そういう意味におきまして、高性能林業機械の小型化、そういうことを開発して取り組んでいく、そういうこともまた他方で重要だろうと思っております。

両方の側面におきまして努力をすべき課題だ、こういうふうにご考えております。

○金子(恭)委員 どうもありがとうございます。

最後に、武部農林水産大臣にお伺いいたします。

先日の質問の中で、森林の多面的機能を十分に発揮するには長伐期施業というのが必要であろう。四十年生より五十年生、八十年生、大きくなればなるほど、林齢が高くなればなるほどそういう効果を発揮しやすいというようなことで、遠藤副大臣からも長伐期施業への転換が非常に重要なことであるというお話がございました。

その中でお聞きしたいわけですが、長伐期施業を推進していく中で、その間、十年、二十年、伐採収入が先送りされるわけでありまして、その間の収入についてどうやって確保していくかというのが大きな問題ではなからうかなというふうに思っております。そうでないと持続的な林業

経営というのはできないわけでございます。そこを大臣はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに思っております。

○武部国務大臣 先生も御案内だと思いますけれども、平成十三年度から、長期育成循環施業の導入に要する経費について助成することとしております。また、先ほど長官の答弁にもありましたように、過去に借り受けた造林資金の償還について、従来の農林漁業金融公庫の施業転換資金の貸し付けに加えまして、今回の林業経営基盤強化法の改正によりまして、無利子資金をあわせて貸し付けるということになっております。これらにより円滑な施業の転換が図られるように措置してまいりたい、かように考えております。

○金子(恭)委員 ぜひ、武部農林水産大臣以下農林水産省の皆さん方が中心になって、この林業関係三法案をもとに有効な施策を講じていただけて、明るい林業が実現できますようにお願いさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

○堀込委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○堀込委員長 ただいま議題となっております各案中、まず、林業基本法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、二田孝治君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び21世紀クラブの六派共同提案による修正案並びに春名真章君から日本共産党提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。鉢呂吉雄君。

林業基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○鉢呂委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び21世紀クラブを代表して、林業基本法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

以下、その内容を簡単に申し上げます。

第一点は、「森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならない」とすることであり、

第二点は、林業については、林業の「持続的かつ健全な発展が図られなければならないものとする」ことである。

第三点は、国及び地方公共団体は、林業従事者等の自主的な努力を「支援」することを旨とするものとする。

第四点は、国は、森林の現況の調査その他の「地域における活動」を確保するための支援を行うものとする。

以上であります。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○堀込委員長 次に、春名真章君。

林業基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○春名委員 私は、日本共産党を代表して、林業基本法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由を御説明申し上げます。

第一は、林業の自給率の目標を基本計画に明記することです。

なぜ、食料・農業・農村基本法と水産基本法には基本計画の中に自給率の目標を明記するよう定めているのに、森林・林業基本法には明記しないのか、これが多くの林業・木材産業関係者の声です。また、昨日の参考人質疑の中でもござつてその必要性が述べられました。我が国の森林資源は、人工林を中心に成熟しつつあるにもかかわらず、木材需要の大半を輸入材で賄ってきたことから、木材自給率は二〇％まで低下しています。

今、基本法の制定に当たつて求められていることは、何よりも木材自給率の目標値を設定して、林業・木材産業の振興に向けた具体的な取り組みを各地で提起していくことです。そして、林業・木材産業の振興に本格的に取り組むことを、関係者ばかりでなく広く国民に表明すべきです。

その際、我が国の国土の二割、森林面積の三割を占める国有林が、自国の木材自給率にどれだけ貢献できるのか、その寄与度を明確にすることは、国民に対する責務と考えます。我が党は、木材の自給率の目標値を長期的には五〇％に、またその目標値に対する国有林の寄与度を三〇％とするよう提案するものです。

第二に、現行法にある「林業の自然的経済的社会的制約による不利」の補正事項は、地域間また産業上も不均衡が拡大しているもとで、森林の多面的機能、農山村の維持という面からも一層重要になっており、しっかりと位置づけ、削除すべきではありません。

第三に、林産物の需要及び価格の安定に関する施策を明記することです。

今、木材価格の低迷が再造林費も出ない事態を招き、林業関係者から国産材価格の回復が切実に求められています。関係自治体も、価格の維持、下落防止のため、独自の価格、所得対策を講じております。国は、こうした関係自治体任せにしないで、現時点にふさわしく価格安定対策をしつかりと位置づけるべきです。

以上が、修正案を提案する理由です。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

て、趣旨の説明を終わります。
○堀込委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○堀込委員長 これより原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に付するものでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

林業基本法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。
まず、春名眞章君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○堀込委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、二田孝治君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○堀込委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○堀込委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○堀込委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。
次に、森林法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

森林法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○堀込委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○堀込委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堀込委員長 次に、内閣提出、参議院送付、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣武部勤君。

土地改良法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○武部国務大臣 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

土地改良事業につきましては、農業の生産基盤の整備を通じて、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に大きく寄与してきたところであります。

このようなか、食料・農業・農村基本法の目的

とされた農業の持続的発展、農業の多面的機能の発揮等を図っていく上で、農業生産の基盤の整備に当たつて、環境との調和に配慮して事業を実施すべきである旨規定されたところであります。この理念を、具体的な農業の生産基盤の整備を行う事業の実施手続を定める法律である土地改良法にも反映する必要があると認識しております。

また、近年、農村地域の混住化が進む中、特に非農家を含めた地域住民の理解なくしては、土地改良事業の円滑な実施に困難な状況が生じることが少なからず見られるようになってきております。

さらに、事業を効果的かつ効率的に実施していく上で、事業の再評価の結果、廃止すべきと判断される事業も出てくると考えられる中、その廃止に当たつての手続を明確にする必要があります。これらの内容を実施するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、環境との調和に配慮すべきことを土地改良事業の施行に当たつての原則に位置づけることとあります。

食料・農業・農村基本法におきまして、農業生産の基盤の整備に当たつては環境との調和に配慮することが定められましたので、これを踏まえ、土地改良事業の施行に当たつての原則に、環境との調和への配慮を位置づけることとしております。

第二に、地域の意向を踏まえた土地改良事業の実施のための手続の整備であります。

土地改良事業計画の概要を策定する段階における市町村の位置づけを高めるとともに、国営または都道府県営の土地改良事業につきましては、あらかじめ計画の概要を公告縦覧し、これに意見がある者は意見書を提出できる仕組みを設けることとしております。

第三に、土地改良施設の適切な維持保全のための手続の整備であります。

土地改良区が国または都道府県に対して更新の事業を行うべきことを申請できる土地改良施設に、市町村が管理するものを追加するとともに、土地改良区の特別議決により行うことができる土地改良施設の更新の事業の範囲を拡充し、土地改良施設の適時適切な更新を容易にすることとしております。

第四に、国営または都道府県営の土地改良事業の廃止のための手続の整備であります。

これまで廃止に係る手続を定めていなかった国営または都道府県営の土地改良事業について、今回、廃止に係る手続を規定することとしております。

このほか、土地改良区の組合員以外の受益者からの経費の徴収に関する手続の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○堀込委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十九日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

林業基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

(二田孝治君外五名提出)

林業基本法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「健全な」を「持続的かつ健全な」に改める。

第一条から第五条までの改正規定中第二条に次の一項を加える。

2 森林の適正な整備及び保全を図るに当たつては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の

促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならない。

第一条から第五条までの改正規定のうち第三条（見出しを含む）中「健全な」を「持続的かつ健全な」に改める。

第一章中第九条を第十条とし、同条の次に二章、章名及び一条を加える改正規定のうち第十二条第二項中「調査等の」を「調査その他の地域における」に改め、第四章の章名中「健全な」を「持続的かつ健全な」に改める。

第七条の改正規定中「第七条中」を「第七条の見出し中（助長）を」に改め、同条中「に改め、」を「加え、」の下に「助長する」を「支援する」に改め、

林業基本法の一部を改正する法律案に対する修正案（署名順）提出

林業基本法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一章中第九条を第十条とし、同条の次に二章、章名及び一条を加える改正規定のうち第十二条第二項第二号中「並びに」の下に「木材の自給率その他」を加え、同条第三項中「発揮並びに」の下に「木材の自給率その他」を、「目標は」の下に「木材の自給率の向上を図ることを旨とし」を、「指針として」の下に「林産物の供給等における国有林野が寄与すべき程度及び」を加え、第十五条中「かんがみ」の下に「山村地域における林業の生産条件に関する不利を補正するため、産業基盤の整備」を加え、第十九条の見出し中「確立」を「確立等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、国は、安定的な林業経営を育成するため、林産物の需給及び価格の安定に関する施策を講ずるものとする。

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「当つて」を「当たつて」に改め、「事業は」の下に「環境との調和に配慮しつつ」を加える。

第三条第八項中（同条第十項において準用する場合を含む。）第八十七條の二第六項を、及び第十項、第八十七條の二第十項に、「及び第九十六條の二第五項」を並びに第九十六條の二第五項に改める。

第五条第一項中「あわせて」を「合せて」に改め、同条第三項中「意見をきかなければ」を「協議しなければ」に改め、同条第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三十三條第二号中「申請の下に」第八十七條の二第四項の規定による同意を加える。

第三十六條第一項中「第九十一條第四項」の下に「及び第九十六條の四」を加え、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、「定めるもの」の下に「（以下この条において「特定受益者」という。）」を加え、「その者」を「特定受益者」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聴かなければならない。

第三十六條に次の一項を加える。

10 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第八項の認可を申請するに、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

第五十三條の三の二第二項中「あるのは、」を「あるのは」、「又は」を「若しくは」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者」を、「あつては土地改良区、市町村」との下に、「その者」とあるのは「それぞれ、その者」と加える。

第八十五條第六項中「添付し」を「添付し」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができる。

第八十五條に次の一項を加える。

9 第七項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による申請をするには、その申請書に、前項に規定するもののほか、当該意見書の写しを添付しなければならない。

第八十五條の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第七項」の下に「並びに前条第六項、第七項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五條の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五條の二第十項」と読み替へるものとする。

第八十五條の二第七項中「きく」を「聴く」に改め、同条第九項中「添付し」を「添付し」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 第六項の場合には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしよう」とあるのは「第八十五條の二第七項の規定により同項に規

三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行う同項第一号

第一類第八号 農林水産委員会議録第十九号

平成十三年六月十三日

四

理由

最近における農業をめぐる社会経済情勢の推移にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、環境との調和に配慮しつつその事業を施行することとともに、事業実施地域の意向をよりの確に反映するよう、事業の申請に当たつての市町村長との協議及び国又は都道府県が行うべき土地改良事業の計画の概要等に対する意見書の提出の手続を導入することとするほか、国又は都道府県が行う土地改良事業の廃止に係る手続を定める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十五条第六項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第四項の規定による協議に係る土地改良事業の開始の手続については、新法第八十七条の二第八項の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第四項の規定又は同条第十五項において読み替えて準用する旧法第八十七条の二第四項の規定による協議に係る土地改良事業計画の変更の手続については、新法第八十七条の三第六項又は第十五項において読み替えて準用する新法第八十七条の二第八項の規定は、適用しない。

7 この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第七項の規定による意見の聴取又は同意の取得に係る土地改良事業計画の変更の手続については、新法第八十七条の三第十項において読み替えて準用する新法第八十七条の二第八項の規定は、適用しない。

(特定受益者からの経費の徴収に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした旧法第三十六条第八項の規定による認可の申請であつて、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の項中「第八十五条第六項、第八十五条の二第九項」を「第八十五条第八項、第八十五条の二第十項」に、「第八十五条の四第三項」を「第八十五条の四第四項」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第六条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三中「第八十七条の二第六項」を「第八十七條の二第十項」に改める。

平成十三年七月十九日印刷

平成十三年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D